

# 令和7年度

## 認知症対応型通所介護

### 運営の手引き



担当 市民福祉部介護福祉課介護給付係  
電話 (046) 225-2240 (直通)  
Mail 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

## 目 次

I 指定・運営基準の概要	1
1 認知症対応型通所介護の定義及び基本方針	1
(1) 定義	1
(2) 基本方針	1
2 単独型・併設型認知症対応型通所介護の人員基準	1
(1) 管理者	1
(2) 生活相談員	4
(3) 看護職員又は介護職員	6
(4) 機能訓練指導員	8
(5) 利用定員	10
3 共用型指定認知症対応型通所介護の人員基準	11
(1) 従業者の員数	11
(2) 管理者	11
4 認知症対応型通所介護の設備基準	12
(1) 設備及び備品等	12
5 認知症対応型通所介護の運営基準	13
(単独型・併設型・共用型 共通事項)	
(1) 内容及び手続の説明及び同意	13
(2) 提供拒否の禁止	15
(3) サービス提供困難時の対応	15
(4) 受給資格等の確認	16
(5) 要介護認定の申請に係る援助	16
(6) 心身の状況等の把握	16
(7) 指定居宅介護支援事業者等との連携	17
(8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助	17
(9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供	17
(10) 居宅サービス計画等の変更の援助	18
(11) サービス提供の記録	18
(12) 利用料等の受領	19
(13) 保険給付の請求のための証明書の交付	23
(14) 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針	24
(15) 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針	24
(16) 認知症対応型通所介護計画の作成	26
(17) 利用者に関する市町村への通知	27
(18) 緊急時等の対応	27
(19) 管理者の責務	27
(20) 運営規程	28

(21) 勤務体制の確保等	33
(22) 定員の遵守	34
(23) 業務継続計画の策定等	35
(24) 非常災害対策	35
(25) 衛生管理等	36
(26) 揭示	36
(27) 秘密保持等	37
(28) 広告	37
(29) 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止	37
(30) 苦情処理	37
(31) 地域との連携等	38
(32) 事故発生時の対応	40
(33) 虐待の防止	44
(34) 会計の区分	44
(35) 記録の整備	44
(36) 電磁的記録等	45
<b>II 運営にあたっての留意事項</b>	<b>46</b>
<b>1 用語の定義</b>	<b>46</b>
(1) 常勤	46
(2) 常勤換算方法	46
<b>2 所要時間について</b>	<b>47</b>
(1) 所要時間による区分	47
(2) 居宅内介助について	48
(3) サービス提供時間の短縮	49
(4) 2時間以上3時間未満の利用	50
(5) 同一日の異なる時間帯に複数の単位を利用する場合	50
<b>3 認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の 一体的運営</b>	<b>51</b>
<b>4 認知症であることの確認方法について</b>	<b>51</b>
<b>5 理美容サービスについて</b>	<b>51</b>
<b>6 医療機関の受診について</b>	<b>51</b>
<b>7 介護保険サービスと介護保険外サービスを組み合わせて提供する場合 の取扱いについて</b>	<b>52</b>
<b>8 屋外でのサービス提供について</b>	<b>52</b>
<b>9 認知症対応型通所介護利用中の住所変更について</b>	<b>52</b>
<b>10 医行為について</b>	<b>52</b>
<b>11 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養について</b>	<b>53</b>
<b>12 臨時的な営業又は休業の取扱い</b>	<b>53</b>
<b>13 入浴介助について</b>	<b>53</b>

<b>III 認知症対応型通所介護の加算</b>	<b>54</b>
<b>1 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じて     いる場合の対応加算</b>	<b>54</b>
(1) 加算の概要	54
(2) 地域密着型サービス報酬基準	54
(3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	54
(4) その他	57
<b>2 時間延長サービス加算</b>	<b>58</b>
(1) 加算の概要	58
(2) 地域密着型サービス報酬基準	58
(3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	58
<b>3 入浴介助加算</b>	<b>61</b>
(1) 加算の概要	61
(2) 地域密着型サービス報酬基準	61
(3) 厚生労働大臣が定める基準	61
(4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	62
<b>4 生活機能向上連携加算</b>	<b>66</b>
(1) 加算の概要	66
(2) 地域密着型サービス報酬基準	66
(3) 厚生労働大臣が定める基準	66
(4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	67
<b>5 個別機能訓練加算</b>	<b>69</b>
(1) 加算の概要	69
(2) 地域密着型サービス報酬基準	69
(3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	69
<b>6 A D L維持等加算</b>	<b>71</b>
(1) 加算の概要	71
(2) 地域密着型サービス報酬基準	71
(3) 別に厚生労働大臣が定める基準	72
(4) 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等	72
(5) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	72
<b>7 若年性認知症利用者受入加算</b>	<b>76</b>
(1) 加算の概要	76
(2) 地域密着型サービス報酬基準	76
(3) 別に厚生労働大臣が定める基準	76
(4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	76

<b>8 栄養アセスメント加算</b>	77
(1) 加算の概要	77
(2) 地域密着型サービス報酬基準	77
(3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	77
<b>9 栄養改善加算</b>	79
(1) 加算の概要	79
(2) 地域密着型サービス報酬基準	79
(3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	79
<b>10 口腔・栄養スクリーニング加算</b>	83
(1) 加算の概要	83
(2) 地域密着型サービス報酬基準	83
(3) 別に厚生労働大臣が定める基準	83
(4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	84
<b>11 口腔機能向上加算</b>	85
(1) 加算の概要	85
(2) 地域密着型サービス報酬基準	85
(3) 別に厚生労働大臣が定める基準	85
(4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	85
<b>12 認科学的介護推進体制加算</b>	88
(1) 加算の概要	88
(2) 地域密着型サービス報酬基準	88
(3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	88
<b>13 サービス提供体制強化加算</b>	91
(1) 加算の概要	91
(2) 地域密着型サービス報酬基準	91
(3) 厚生労働大臣が定める基準	91
(4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	92
(5) その他	94
<b>14 介護職員等処遇改善加算</b>	95
(1) 加算の概要	95
(2) 地域密着型サービス報酬基準	95
(3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知	96
<b>IV 認知症対応型通所介護の減算</b>	97
<b>1 送迎減算</b>	97
(1) 減算の概要	97
<b>2 同一建物減算</b>	99
(1) 減算の概要	99
(2) 同一建物の定義	99
(3) 例外的に減算とならない場合の取扱い	99

3 看護職員又は介護職員の人員基準欠如	100
4 定員超過利用に該当する場合の減算	101
(1) 減算の概要	101
(2) 利用者の数の確認方法	101
(3) 減算の適用期間	101
5 高齢者虐待防止措置未実施減算	102
(1) 減算の概要	102
(2) 減算の適用期間	102
6 業務継続計画未策定減算	103
(1) 減算の概要	103
(2) 減算の適用期間	103
V 事業所の変更届について	105
VI 事業所の指定の更新について	107

# I 指定・運営基準の概要

## 1 認知症対応型通所介護の定義及び基本方針

### (1) 定義（介護保険法（以下法）第8条第18項）

#### ○ 認知症対応型通所介護<法第8条第18項>

「認知症対応型通所介護」とは、居宅要介護者であって、認知症であるものについて、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの※<sup>1</sup>及び機能訓練を行うこと（利用定員が第7項の厚生労働省令で定める数未満であるものに限り、認知症対応型通所介護に該当するものを除く。）をいう。

（※1）入浴、排せつ、食事等の介護、生活等に関する相談及び助言、健康状態の確認その他の居宅要介護者に必要な日常生活上の世話（介護保険法施行規則第17条の3）

### (2) 基本方針（指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準（厚生労働省令第34号（以下厚労省令34）第41条）

指定地域密着型サービスに該当する認知症対応型通所介護の事業は、要介護状態となった場合においても、その認知症である利用者（その者の認知症の原因となる疾患が急性の状態にある者を除く。以下同じ。）が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう生活機能の維持又は向上を目指し、必要な日常生活上の世話及び機能訓練を行うことにより、利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るものでなければならない。

## 2 単独型・併設型認知症対応型通所介護の人員基準

### (1) 管理者（厚労省令34 第43条）

ア 事業所ごとに配置すること

イ 常勤であること

ウ 専ら職務に従事する者であること

ただし、次の場合は、兼務が可能（事業所の管理業務に支障がない場合に限る）

（ア）当該事業所の他の職務に従事する場合

（イ）同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該単独・併設型指定認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する場合（この場合の他の事業所、施設等の事業の内容は問わないが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対

しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該単独・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は利用者へのサービス提供の現場に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。

○ 他の職務と兼務する場合の注意点

管理者は「専従」であることが原則です。

他の職務との兼務は、事業所の管理業務に支障がないことを前提として認められています。

そのため、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護・介護職員と兼務する場合などは、管理業務に支障があると考えられるため、認められません。（施設における勤務時間が極めて限られている職員である場合等、個別に判断の上、例外的に認められる場合があります。）

エ 適切な単独型・併設型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であること

オ 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること

「認知症対応型サービス事業管理者研修」

○ 受講要件

上記研修を受講するには研修の申込時までに「認知症介護実践者研修（旧基礎課程を含む）」を修了していること及び上記「エ」に記載の実務経験が必要です。

○ みなし措置

次の2つの要件すべてを満たしている者は、事業所の管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。

1 平成18年3月31日までに「実践者研修※<sup>1</sup>」又は「基礎研修※<sup>2</sup>」を修了している者

※1 18年局長通知及び18年課長通知、17年局長通知及び課長通知に基づき実施されたもの

※2 12年局長通知及び12年課長通知に基づき実施されたもの

2 平成18年3月31日に、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者

厚生労働省Q & A 【R3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 952】

(問 45) 通所介護等事業所において配置が義務づけられている管理者は、機能訓練指導員を兼ねることができるか。

(答) 管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと（ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。）となっている。また、機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに1以上と定められている。

このため、通所介護等事業所において配置が義務づけられている管理者は、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事することが可能である。

厚生労働省Q & A 【R6.3.15 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 1225】

(問 184) 管理者に求められる具体的な役割は何か。

(答) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について」（平成11年9月17日付け老企第25号）等の解釈通知においては、管理者の責務を、介護保険法の基本理念を踏まえた利用者本位のサービス提供を行うため、現場で発生する事象を最前線で把握しながら、職員及び業務の管理を一元的に行うとともに、職員に指定基準の規定を遵守させるために必要な指揮命令を行うこととしている。

具体的には、「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」等を参考にされたい。

《参考》

- 「介護事業所・施設の管理者向けガイドライン」（抄）

（令和元年度老人保健健康増進等事業「介護事業所・施設における管理者業務のあり方とサービス提供マネジメントに関する調査研究」（一般社団法人シルバーサービス振興会））

第1章 第2節 管理者の役割

- 管理者の位置づけ及び役割の重要性
- 利用者との関係
- 介護にともなう民法上の責任関係
- 事業所・施設の考える介護職員のキャリアイメージの共有
- 理念やビジョン、組織の方針や事業計画・目標の明確化及び職員への周知
- 事業計画と予算書の策定
- 経営視点から見た事業展開と、業績向上に向けたマネジメント
- 記録・報告や面談等を通じた介護職員同士、管理者との情報共有

## (2) 生活相談員（厚労省令34 第42条第1号）

- ア 提供日ごとに配置すること
- イ 常勤・非常勤の別は問わない

### ○ 常勤職員の配置要件に注意

生活相談員単体では、非常勤職員でも構いませんが、生活相談員又は介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤職員であることが必要です。

なお、常勤の従業者は事業所ごとに1人以上確保すれば足ります。（営業日ごと、単位ごとの配置は不要。）

### ウ 必要な資格

生活相談員については、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第46号）第5条第2項に準ずるものである。

#### 【参考】特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準第5条第2項

生活相談員は、社会福祉法第19条第1項各号のいずれかに該当する者又はこれと同等以上の能力を有すると認められる者でなければならない。

（解釈通知）「同等以上の能力を有すると認められる者」とは、社会福祉施設等に勤務し又は勤務したことのある者等であって、その者の実績等から一般的に、利用者の生活の向上を図るため適切な相談、援助等を行う能力を有すると認められる者をいう。

#### 【社会福祉法第19条第1項各号】

- 一 学校教育法に基づく大学、旧大学令に基づく大学、旧高等学校令に基づく高等学校又は旧専門学校令に基づく専門学校において、厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて卒業した者（当該科目を修めて同法に基づく専門職大学の前期課程を修了した者を含む。）
- 二 都道府県知事の指定する養成機関又は講習会の課程を修了した者
- 三 社会福祉士
- 四 厚生労働大臣の指定する社会福祉事業従事者試験に合格した者
- 五 前各号に掲げる者と同等以上の能力を有すると認められる者として厚生労働省令で定めるもの

#### 【社会福祉法施行規則】

（法第19条第1項第五号に規定する厚生労働省令で定める者）

第1条の2 社会福祉法第19条第1項第五号に規定する厚生労働省令で定める者は、次のとおりとする。

- 一 精神保健福祉士
- 二 学校教育法に基づく大学において、法第19条第1項第一号に規定する厚生労働大臣の指定する社会福祉に関する科目を修めて、学校教育法第102条第2項の規定により大学院への入学を認められた者

### エ 必要な配置数

事業所のサービス提供時間内に生活相談員が勤務する時間数（以下「勤務延べ時間数」という）の合計数を事業所のサービス提供時間の時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

## ○ 計算方法

「生活相談員の勤務延べ時間数の合計数」<sup>※1</sup> ÷ 「事業所のサービス提供時間数」<sup>※2</sup>  $\geq 1$

※1 サービス提供時間内に生活相談員として勤務する時間数の合計

※2 事業所の単位の数に関わらず、事業所におけるサービス提供時間数(事業所におけるサービス提供開始時刻から終了時刻まで(サービスが提供されていない時間帯を除く。))

(例1) 1日型で 1単位 9:00～17:00(サービス提供時間 8時間)の場合

⇒9:00～17:00 の間に8時間分の配置が必要。

(例2) 半日型で 1単位目 9:00～12:00(サービス提供時間 3時間)

2単位目 14:00～17:00(サービス提供時間 3時間)の場合

⇒9:00～17:00 の間(12:00～14:00 を除く)に6時間分の配置が必要。

注1：必要な勤務延べ時間数が確保されれば、生活相談員の配置人数は問いません。

注2：必要な勤務延べ時間数が確保されれば、サービス提供時間を通じて配置する必要はありません。

(複数人配置することで、ピーク時に手厚い配置とするなど柔軟な対応が可能です。)

## ○ 休憩時間の取扱い

労働基準法において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については、勤務延べ時間数に含めて差し支えありません。(サービス提供時間内に限る。)

## ○ サービス担当者会議等に出席する場合の取扱い

生活相談員は、利用者の生活の向上を図るために適切な相談・援助等を行う必要があり、これらに支障がない範囲で、次の場合でも勤務延べ時間数に含めることができます。(サービス提供時間内に限る。)(記録に残しておくことが必要です。)

① サービス担当者会議や地域ケア会議に出席するための時間

② 利用者宅を訪問し、在宅生活の状況を確認した上で、利用者の家族も含めた相談・援助のための時間

③ 地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担つてもらうなどの社会資源の発掘・活用のための時間

(具体例)

- 事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合

- 利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合

④ その他利用者の地域生活を支える取組のために必要な時間

厚生労働省Q & A 【H27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454】

- (問 49) 生活相談員の勤務延時間に、「地域の町内会、自治会、ボランティア団体等と連携し、利用者に必要な生活支援を担ってもらうなど社会資源の発掘、活用のための時間」が認められたが、具体的にはどのようなものが想定されるのか。また、事業所外での勤務に関しては、活動実績などの記録を保管しておく必要があるか。
- (答) 1 例えば、以下のような活動が想定される。
- ・ 事業所の利用者である要介護者等も含んだ地域における買い物支援、移動支援、見守りなどの体制を構築するため、地域住民等が参加する会議等に参加する場合
  - ・ 利用者が生活支援サービスを受けられるよう地域のボランティア団体との調整に出かけていく場合
- 2 生活相談員の事業所外での活動に関しては、利用者の地域生活を支えるための取組である必要があるため、事業所において、その活動や取組を記録しておく必要がある。

厚生労働省Q & A 【R3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 952】

- (問 44) 生活相談員及び介護職員の配置基準について、「生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない」とこととなっているが、営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要があるのか。
- (答) 営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要はなく、事業所として常勤の生活相談員又は介護職員を1名以上確保していれば足りる。

(3) 看護職員又は介護職員（厚労省令34 第42条第2号）

ア 単位ごとに配置すること

イ 常勤・非常勤の別は問わない

○ 常勤職員の配置要件に注意

介護職員又は看護職員単体では、非常勤職員でも構いませんが、生活相談員又は介護職員又は看護職員のうち1人以上は常勤職員であることが必要です。

なお、常勤の従業者は事業所ごとに1人以上確保すれば足ります。（営業日ごと、単位ごとの配置は不要。）

ウ 必要な配置数

単位ごとに、次の①及び②の職員をそれぞれ1以上、合計2名以上の配置が必要です。

① 専らサービスの提供に当たる看護職員又は介護職員が1以上

② 事業所のサービス提供時間内に看護職員及び介護職員が勤務する時間数の合計数をサービス提供時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数

※ ①の職員は、サービス提供時間を通じて専従する必要はありませんが、サービス提供時間帯を通じて事業所と「密接かつ適切な連携」を図る必要があります。

→「密接かつ適切な連携」について、基準上、厚生労働省から明確な定義は示されていませんが、地域密着型通所介護における「病院、診療所、訪問看護ステーションとの連携により看護職員を確保する場合」の「密接かつ適切な連携」の解釈に準じて、認知症対応型通所介護における「密接かつ適切な連携」の解釈についても「事業所へ駆けつけることができる体制や適切な指示ができる連絡体制などを確保すること」とします。

※ ②を算出する際の「サービス提供時間数」とは、単位における平均提供時間数（利用者ごとの提供時間数(通所サービス計画上の所要時間)の合計を利用者数で除して得た数）とします。

例) サービス提供時間 9時～17時(8時間)の場合

パターンa

職員A 9時～13時 ← (①の職員) ただし、13時～17時は密接かつ適切な連携を図ること。

職員B 9時～17時 ← (②の職員)

パターンb

職員A 13時～17時 ← (①の職員) ただし、9時～13時は密接かつ適切な連携を図ること。

職員B 9時～12時

職員C 12時～17時] ← (②の職員)

パターンc

職員A 9時～17時 ← (①の職員)

職員B 9時～12時

職員C 9時～14時] ← (②の職員)

○ 休憩時間の取扱い

労働基準法において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については、勤務延べ時間数に含めて差し支えありません。(サービス提供時間内に限る。)

○ サービス提供時間中、常時1名以上の看護職員又は介護職員の配置が必要

①及び②の基準を満たしていれば看護職員又は介護職員の配置人数は問いませんが、サービス提供時間中、単位ごとに常時1名以上の看護職員又は介護職員の配置が必要です。

なお、看護職員又は介護職員が1名しか配置されていない時間帯に当該職員が休憩を取る場合は、休憩を取る時間帯に生活相談員が配置されなければ基準を満たすものとします。

○ 送迎員と兼務する場合の取扱い

送迎員と兼務する場合は、送迎に要する時間を介護職員としての勤務延べ時間数に含めることはできません

○ 調理員と兼務する場合の取扱い

調理員と兼務し、利用者から調理のための手数料を徴収する場合は、調理に要する時間を勤務延べ時間数に含めることはできません。(介護報酬と2重に徴収することになるため。)

厚生労働省Q & A 【H24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 267】

(問63) 通所介護において、確保すべき従業者の勤務延時間数は、実労働時間しか算入できないのか。休憩時間はどういうに取扱うのか。

(答) 労働基準法第34条において最低限確保すべきとされている程度の休憩時間については、確保すべき勤務延時間数に含めて差し支えない。ただし、その場合においても、居宅基準第93条第3項を満たす必要があることから、介護職員全員が同一時間帯に一齊に休憩を取ることがないようになります。

また、介護職員が常時1名しか配置されていない事業所については、当該職員が休憩を取る時間帯に、介護職員以外で利用者に対して直接ケアを行う職員（居宅基準第93条第1項第1号の生活相談員又は同項第2号の看護職員）が配置されていれば、居宅基準第93条第3項の規定を満たすものとして取り扱って差し支えない。

このような取扱いは、通常の常勤換算方法とは異なりサービス提供時間内において必要な労働力を確保しつつピークタイムに手厚く配置することを可能とするなど、交代で休憩を取得したとしても必ずしもサービスの質の低下には繋がらないと考えられる通所介護（療養通所介護は除く）に限って認められるものである。

なお、管理者は従業者の雇用管理を一元的に行うものとされていることから、休憩時間の取得等について労働関係法規を遵守すること。

認知症対応型通所介護についても同様の考え方とする。

厚生労働省Q & A 【R. 3. 26 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 3)」の送付について】

(問44) 生活相談員及び介護職員の配置基準について、「生活相談員又は介護職員のうち1人以上は、常勤でなければならない」とこととなっているが、営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要があるのか。

(答) 営業日ごと又は単位ごとに常勤職員を配置する必要はなく、事業所として常勤の生活相談員又は介護職員を1名以上確保していれば足りる。

#### (4) 機能訓練指導員（厚労省令34 第42条第3号）

ア 利用者に日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための機能訓練を適切に実施するために必要な日数及び時間数の配置をすること

イ 常勤・非常勤の別は問わない

ウ 必要な資格

機能訓練指導員は、日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するための訓練を行う能力を有する者とし、当該認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事することができるものとする。

ただし、利用者の日常生活やレクリエーション、行事を通じて行う機能訓練については、当該事業所の生活相談員又は介護職員が兼務して行っても差し支えない。

##### 【訓練を行う能力を有する者】

理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員（看護師又は准看護師）、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師、はり師又はきゅう師※

○ はり師又はきゅう師は実務経験が必要

はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限られます。

エ 必要な配置数

1以上

○ 個別機能訓練加算を算定しない場合の配置時間数

事業所が作成したプログラムのうち、有資格者による機能訓練を行うと位置付けた時間数分以上は配置してください。

○ 個別機能訓練加算を算定する場合の配置要件

1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置していることが必要です。（個別機能訓練加算の詳細は「10 認知症対応型通所介護の加算」の該当ページをご参照ください。）

○ 看護職員と兼務する場合の注意点

機能訓練指導員が看護職員と兼務する場合、その時間は機能訓練指導員の時間数には含まれられませんのでご注意ください。

## 厚生労働省Q & A

### 【H30. 3. 23 事務連絡「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A(vol. 1)」の送付について】

- (問32) はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。
- (答) 要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。
- (問33) はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのように確認するのか。
- (答) 例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。

## 厚生労働省Q & A

### 【R3. 3. 26 介護保険最新情報 vol. 952 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 3)】

- (問45) 通所介護等事業所において配置が義務づけられている看護職員は、機能訓練指導員を兼ねることができるか。
- (答)
- ① 指定通所介護事業所及び指定地域密着型通所介護事業所（定員が11名以上である事業所に限る）における取扱い
- 看護職員の配置基準は、指定通所介護（指定地域密着型通所介護）の単位ごとに、専ら当該指定通所介護（指定地域密着型通所介護）の提供に当たる看護職員が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められている。
  - 機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護事業所（指定地域密着型通所介護事業所）ごとに1以上と定められている。  
看護職員、機能訓練指導員とも配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。
- ② 指定地域密着型通所介護事業所（定員が10名以下である事業所に限る）における取扱い
- 看護職員の配置基準は介護職員と一体のものとして定められており、指定地域密着型通所介護の単位ごとに、指定地域密着型通所介護を提供している時間帯に、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が1以上確保されるために必要と認められる数を置くべきと定められている。
  - 機能訓練指導員の配置基準は、指定地域密着型通所介護事業所ごとに1以上と定められている。  
看護職員又は介護職員に係る配置基準を、看護職員により満たしている事業所にあっては、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。（機能訓練指導員として勤務している時間数は、専ら指定地域密着型通所介護の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。）
- ③ 認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型事業所に限る。）及び介護予防認知症対応型通所介護事業所（単独型・併設型事業所に限る。）における取扱い

- － 看護職員の配置基準は介護職員と一体のものとして定められており、以下の a 及び b を満たす必要があるとされている。
  - a 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の単位ごとに、指定認知症対応型通所介護の提供に当たる看護職員又は介護職員を 1 以上配置
  - b 指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）を提供している時間帯に、専ら指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供に当たる看護職員又は介護職員が勤務している時間数の合計数を提供単位時間数で除して得た数が 1 以上確保されるために必要と認められる数を配置
- － 機能訓練指導員の配置基準は、指定認知症対応型通所介護事業所（指定介護予防認知症対応型通所介護事業所）ごとに 1 以上と定められている。

看護職員又は介護職員に係る配置基準を、看護職員により満たしている事業所にあっては、

  - － a の場合は、看護職員、機能訓練指導員とも配置時間に関する規定はないことから、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。
  - － b の場合は、看護職員としての業務に従事していない時間帯において、機能訓練指導員として勤務することは差し支えない。（機能訓練指導員として勤務している時間数は、専ら指定認知症対応型通所介護（指定介護予防認知症対応型通所介護）の提供に当たる看護職員としての勤務時間数に含めない。）

なお、①②③いずれの場合においても、都道府県・市町村においては、看護職員としての業務と機能訓練指導員の業務のいずれも行う職員が、本来の業務である利用者の健康管理や観察を行いつつ、機能訓練指導員の業務をなし得るのかについて、事業所ごとにその実態を十分に確認することが必要である。

（問46） 通所介護事業所において配置が義務づけられている管理者は、機能訓練指導員を兼ねることができるか。

（答） 管理者の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに専らその職務に従事する常勤の管理者を置くこと（ただし、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合は、当該指定通所介護等事業所の他の職務に従事し、又は同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務に従事することができる。）となっている。また、機能訓練指導員の配置基準は、指定通所介護等事業所ごとに 1 以上と定められている。

このため、通所介護等事業所において配置が義務づけられている管理者は、指定通所介護等事業所の管理上支障がない場合、管理者としての職務に加えて、機能訓練指導員の職務に従事することが可能である。

## （5） 利用定員（厚労省令34 第42条第4号）

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の単位は、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護であってその提供が同時に 1 又は複数の利用者に対して一体的に行われるものをいい、その利用定員を 12 人以下とする。

### 3 共用型指定認知症対応型通所介護の人員基準

#### (1) 従業者の員数（厚労省令 34 第 45 条）

当該指定共用型指定認知症対応型通所介護事業の利用者の数と、

- ① 指定認知症対応型共同生活介護の利用者
  - ② 指定地域密着型介護老人福祉施設の入所者
  - ③ 指定地域密着型特定施設の入居者の数
- を合計した数について、
- ④ 指定認知症対応型共同生活介護
  - ⑤ 指定地域密着型指定介護老人福祉施設
  - ⑥ 指定地域密着型指定特定施設入所者生活介護
- の規定を満たすために必要な数以上とする。

##### ○ 利用者数の計算

3時間以上4時間未満及び4時間以上5時間未満の報酬を算定している利用者（2時間以上3時間未満の報酬を算定している利用者を含む。）については、利用者数に2分の1を乗じて得た数とし、5時間以上6時間未満及び6時間以上7時間未満の報酬を算定している利用者については利用者数に4分の3を乗じて得た数とし、7時間以上8時間未満及び8時間以上9時間未満の報酬を算定している利用者については、利用者数に1を乗じて得た数として計算した全利用者の延べ数をもとに算出することとし、この計算により得た数をもとに算定することとする。新たに事業を開始等した場合にあっては、利用者数の計算については、第2の2の(5)の②のとおりとする。

#### (2) 管理者（厚労省令 34 第 47 条）

ア 事業所ごとに配置すること

イ 常勤であること

ウ 専ら職務に従事する者であること

ただし、次の場合は、兼務が可能（事業所の管理業務に支障がない場合に限る）

(7) 当該事業所の他の職務に従事する場合

(イ) 同一敷地内にある他の事業所、施設等の職務

(ウ) 当該共用型認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所の職務

##### ○ 他の職務と兼務する場合の注意点

共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理者は常勤であり、かつ、原則として専ら当該事業所の管理業務に従事する必要があります。ただし、以下のいずれかに該当する場合であって、当該事業所の管理業務に支障がないときは、他の職務に従事することができます。

a 当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事する場合

b 本体事業所等（基準第 45 条第 1 項に規定する本体事業所等をいう。以下同じ。）の職務に従事する場合

c 同一の事業者によって設置された他の事業所、施設等（本体事業所等を除く。）の管理者又は従業者としての職務に従事する場合であって、当該他の事業所、施設等の管理者又は従業者としての職務に従事する時間帯も、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の利用者へのサービス提供の場面等で生じる事象を適時かつ適切に把握でき、職員及び業務の一元的な管理・指揮命令に支障が生じないときに、当該他の事業所、施設等の職務に従事する場合（この場合、他の事業所、施設等の事業の内容は問いませんが、例えば、管理すべき事業所数が過剰であると個別に判断される場合や、併設される入所施設において入所者に対しサービス提供を行う看護職員又は介護職員と兼務する場合（施設における勤務時間が極めて限られている場合を除く。）、事故発生時等の緊急時において管理者自身が速やかに当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所に駆け付けることができない体制となっている場合などは、管理業務に支障があると考えられます。

d a 及び b のいずれにも該当する場合

e b 及び c のいずれにも該当する場合

工 適切な共用型指定認知症対応型通所介護を提供するために必要な知識及び経験を有する者であること

オ 厚生労働大臣が定める以下の研修を修了していること

「認知症対応型サービス事業管理者研修」

○ 受講要件

上記研修を受講するには研修の申込時までに「認知症介護実践者研修(旧基礎課程を含む)」を修了していること及び上記「工」に記載の実務経験が必要です。

○ みなし措置

次の2つの要件すべてを満たしている者は、事業所の管理者として必要な研修を修了したものとみなされます。

1 平成18年3月31日までに「実践者研修※1」又は基礎研修※2」を修了している者

※1 18年局長通知及び18年課長通知、17年局長通知及び課長通知に基づき実施されたもの

※2 12年局長通知及び12年課長通知に基づき実施されたもの

2 平成18年3月31日に、特別養護老人ホーム、老人デイサービスセンター、介護老人保健施設、指定認知症対応型共同生活介護事業所等の管理者の職務に従事している者

#### 4 認知症対応型通所介護の設備基準

##### (1) 設備及び備品等 (厚労省令34 第44条)

単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所は、食堂、機能訓練室、静養室、相談室及び事務室を有するほか、消火設備その他の非常災害に際して必要な設備並びに単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に必要なその他の設備及び備品等を備えなければならない。

ア 設備の基準は、次のとおりとする。

(ア) 食堂及び機能訓練室

a 食堂及び機能訓練室は、それぞれ必要な広さを有するものとし、その合計した面積は、3平方メートルに利用定員を乗じて得た面積以上とすること。

b イにかかわらず、食堂及び機能訓練室は、食事の提供の際にはその提供に支障がない広さを確保でき、かつ、機能訓練を行う際にはその実施に支障がない広さを確保できる場合にあっては、同一の場所とすることができる。

(イ) 相談室 遮へい物の設置等により相談の内容が漏えいしないよう配慮されていること。

イ 第1項に掲げる設備は、専ら当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業の用に供するものでなければならない。ただし、利用者に対する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の提供に支障がない場合は、この限りでない。

ウ 前項ただし書の場合（単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が第1項に掲げる設備を利用し、夜間及び深夜に単独型・併設型指定認知症対応型通所介護以外のサービスを提供する場合に限る。）には、当該サービスの内容を当該サービスの提供の開始前に当該単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者に係る指定を行った市町村長に届け出るものとする。

エ 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業者が単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定を併せて受け、かつ、単独型・併設型指定認知症対応型通所介護の事業と単独型・併設型指定介護予防認知症対応型通所介護の事業とが同一の事業所において一体的に運営されている場合については、指定地域密着型介護予防サービス基準第7条第1項から第3項までに規定する設備に関する基準を満たすことをもって、第1項から第3項までに規定する基準を満たしているものとみなすことができる。

## 5 認知症対応型通所介護の運営基準（単独型・併設型・共用型 共通事項）

### (1) 内容及び手続の説明及び同意（厚労省令34 第3条の7（第61条により準用））

ア サービスの提供開始に際し、あらかじめ、利用申込者又はその家族に対し、次の重要事項を記した文書を交付して説明を行い、当該提供の開始について利用申込者の同意を得なければならない。

- ① 運営規程の概要
- ② 認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制
- ③ その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項

○ 介護保険等関連情報の活用とPDCAサイクルの推進について

指定地域密着型サービスの提供に当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報等を活用し、事業所単位でPDCAサイクルを構築・推進することにより、提供するサービスの質の向上に努めてください。この場合、「科学的介護情報システム（LIFE : Longtermcare Information system For Evidence）」に情報を提出し、当該情報及びフィードバック情報を活用することが望ましいです。

○ 利用者の同意は文書により得ることが望ましい

国の基準では、「同意を得る」となっていますが、口頭での同意のみならず、文書により記録に残すことでの客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

○ 「その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項」とは

事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した）評価機関の名称、評価結果の開示状況等の利用申込者がサービスを選択するために必要な事項になります。

わかりやすい説明書やパンフレット等の文書を交付して懇切丁寧に説明を行い、当該事業所からサービス提供を受けることについて文書により同意を得てください。

イ アについて、文書の交付に代えて電磁的方法で提供することができる。

○ 利用申込者又はその家族の承諾が必要

電磁的方法で提供する場合には、その提供方法及びファイルへの記録の方式を説明し、事前に、利用申込者又はその家族の承諾を得ることが必要です。（文書又は電磁的方法での承諾を得ること。）

なお、承諾が得られない場合は、電磁的方法での提供はできませんので、文書を交付したうえで説明を行ってください。

また、電磁的方法で提供した場合であっても、利用申込者又はその家族がファイルへの記録を出力することにより文書を作成する（印刷する）ことができる必要があります。

○ 電磁的方法による提供方法

次のいずれかの方法で行ってください。

- ① 事業所の電子計算機と利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法  
(例) 電子メールでデータ送信し、利用申込者又はその家族のパソコン等に保存する。
- ② 事業所の電子計算機に備えられたファイルに記録された重要事項を電気通信回線を通じて利用申込者又はその家族の閲覧に供し、当該利用申込者又はその家族の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該重要事項を記録する方法(電磁的方法による提供を受ける旨の承諾又は受けない旨の申出をする場合にあっては、事業所の電子計算機に備えられたファイルにその旨を記録する方法)  
(例) 利用申込者又はその家族が事業所のサーバー(ホームページ等)にアクセスし、重要事項説明書を閲覧、データをダウンロードする。
- ③ 磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確實に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに重要事項を記録したもの交付する方法

厚生労働省Q & A 【H14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A】

(問Ⅷ2) 利用申込者又はその家族から重要事項説明書を電磁的方法により提供して欲しい旨の申出があった場合に、これに応じず書面により交付しても、運営基準に違反しないと解してよいか。

(答) 今般の運営基準改正は「電磁的方法により提供することができる」旨を規定したものであり、利用申込者又は家族からの申出があった場合における電磁的方法による提供を義務づけるものではない。したがって、事業者・施設は、当該申出に応じなくても運営基準違反とはならない。

(問Ⅷ3) 重要事項説明書を電磁的方法により提供する場合は、利用申込者又はその家族の承諾を得ることとされているが、この承諾は事後承諾でもよいか。また、書面による承諾が必要か。

(答) 事業者・施設は、重要事項説明書を電磁的方法により提供する場合には、①あらかじめ、②利用する電磁的方法の内容(電子メール、ウェブ等)及びファイルへの記録の方式を明示し、③書面又は電磁的方法による承諾を得なければならないものである。

(問Ⅷ4) 認められる電磁的方法が運営基準に列挙されているが、具体的にはどのような方法を指すのか。

(答) 使用することが認められる電磁的方法は、次のとおりである。(以下、重要事項説明書の交付を行う事業者・施設又は承諾書等の交付を行う利用申込者もしくは家族をAとし、これらの書面の交付を受ける者をBとする。)

① Aの使用に係る電子計算機とBの使用に係る電子計算機とを接続する電気通信回線を通じて送信し、受信者の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法

(電子メール等を利用する方法を想定しているもの)

② Aの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録された書面に記載すべき事項等を電気通信回線を通じてBの閲覧に供し、Bの使用に係る電子計算機に備えられたファイルに当該事項等を記録する方法(ウェブ(ホームページ)等を利用する方法を想定しているもの)

③ 磁気ディスク、CD-ROMその他これらに準ずる方法により一定の事項等を確實に記録しておくことができる物をもって調製するファイルに書面記載すべき事項等を記録したものを作成する方法なお、①~③の電磁的方法は、それぞれBがファイルへの記録を出力することによる書面を作成する(印刷する)ことができるものでなければならない。

## (2) 提供拒否の禁止（厚労省令34 第3条の8（第61条により準用））

- ア 正当な理由なくサービスの提供を拒んではならない。
- 原則、利用申込に対しては応じなければならない。  
特に、要介護度や所得の多寡を理由にサービス提供を拒否することは禁止です。
- 提供を拒むことができる「正当な理由がある場合」とは  
① 当該事業所の現員からは利用申込に応じきれない場合  
② 利用申込者の居住地が当該事業所の通常の事業の実施地域外である場合  
③ その他利用申込者に対し自ら適切なサービスを提供することが困難な場合

### 厚生労働省Q & A 【H13.3.28 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 106】

- (問Ⅱの1) サービスを提供する前に利用申込者に対し、健康診断を受けるように求めることはできるか。また、健康診断書作成にかかる費用の負担はどのように取り扱うべきか。（訪問介護、訪問入浴介護、通所介護）
- (答) 訪問介護、訪問入浴介護、通所介護については通常相当期間以上にわたって集団的な生活を送るサービスではないことから、必ずしも健康診断書の提出等による事前の健康状態の把握が不可欠であるとは言えないが、サービス担当者会議における情報の共有や居宅療養管理指導による主治医からの情報提供等によっても健康状態の把握ができない場合に事業所として利用申込者に健康診断書の提出を求めるることは可能であり、その費用の負担については利用申込者とサービス提供事業者との協議によるものと考える。
- しかし、そうした求めに利用申込者が応じない場合であっても、一般的にはサービス提供拒否の正当な事由に該当するものではないと考えられる。

### 厚生労働省Q & A

#### 【H17.9.7 全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料 平成17年10月改定関係Q&A】

- (問94) 弁当を持ってくる利用者は、デイサービスやショートステイの利用を断ることはできるのか。
- (答) 利用者が弁当を持ってくることにより介護サービスの提供を困難になるとは考えにくいことから、サービスの提供を拒否する正当な理由には当たらないと考えている。

## (3) サービス提供困難時の対応（厚労省令34 第3条の9（第61条により準用））

- ア 4(2)の「正当な理由」により適切なサービス提供が困難であると認めた場合は速やかに次の措置を講じなければならない。
- (ア) 利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡  
(イ) 適当な他の指定認知症対応型通所介護事業者等の紹介  
(ウ) その他の必要な措置

#### (4) 受給資格等の確認（厚労省令34 第3条の10(第61条により準用)）

ア サービスの提供を求められた場合は、その者の提示する被保険者証によって、被保険者資格、要介護認定の有無及び要介護認定の有効期間を確かめるものとする。

○ 厚木市の被保険者であることを必ず確認

認知症対応型通所介護は「地域密着型サービス」であるため、厚木市の被保険者のみ利用可能です。

本市以外の被保険者のまま利用した場合、保険給付は受けられず、全額利用者負担になりますので、必ず被保険者証で確認を行ってください。（住所地特例等を除く。）

イ アの被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービス提供するように努めなければならない。

#### (5) 要介護認定の申請に係る援助（厚労省令34 第3条の11(第61条により準用)）

ア サービスの提供の開始に際し、要介護認定を受けていない利用申込者については、要介護認定の申請が既に行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合は、当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行わなければならない。

○ 要介護認定の申請が行われていれば認定の効力が申請時に遡る

要介護認定の申請が行われていれば、要介護認定の効力が申請時に遡ることにより、保険給付を受けることができます。そのため、利用申込者が要介護認定を受けていないことを確認した場合には、要介護認定の申請が行われているかどうかを確認し、申請が行われていない場合には当該利用申込者の意思を踏まえて速やかに当該申請が行われるよう必要な援助を行ってください。

イ アの被保険者証に、法第78条の3第2項の規定により認定審査会意見が記載されているときは、当該認定審査会意見に配慮して、サービス提供するように努めなければならない。

#### (6) 心身の状況等の把握（厚労省令34 第23条(第61条により準用)）

ア サービスの提供にあたっては、利用者に係る指定居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めなければならない。

## (7) 指定居宅介護支援事業者等との連携（厚労省令34 第3条の13(第61条により準用)）

- ア サービスの提供にあたっては、指定居宅介護支援事業者その他保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。
- イ サービスの提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者に対する情報の提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携に努めなければならない。

### ○ 指定居宅介護支援事業者との連携

サービスの提供にあたっては、認知症対応型通所介護以外の介護保険サービスの利用を含めた利用者の地域での生活全般のマネジメントを行う「指定居宅介護支援事業者」との連携を密にしておく必要があります。

### ○ 保健医療サービス等を提供する者との連携

サービスの提供にあたり、医療が必要とされる場合があることから、医療が円滑に提供できるよう、常に保健医療サービス等を提供する者との連携の確保に努めてください。

## (8) 法定代理受領サービスの提供を受けるための援助

（厚労省令34 第3条の14(第61条により準用)）

- ア サービスの提供に際し、利用申込者が介護保険施行規則第65条の4各号のいずれにも該当しないときは、当該利用申込者又はその家族に対し、居宅サービス計画の作成を指定居宅介護支援事業者に依頼する旨を市町村に対して届け出ること等により、サービスの提供を法定代理受領サービスと、指定居宅介護支援事業者に関する情報を提供することその他の法定代理受領サービスを行うために必要な援助を行わなければならない。

### ○ 介護保険法施行規則第65条の4第1号イ又はロに該当する利用者とは

- ① 居宅介護支援事業者に居宅サービス計画の作成を依頼することをあらかじめ市町村に届け出て、
- ② その居宅サービス計画に基づく指定地域密着型サービスを受ける利用者をいいます。

## (9) 居宅サービス計画に沿ったサービスの提供（厚労省令34 第3条の15(第61条により準用)）

- ア 居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画に沿ったサービスを提供しなければならない。

### ○ 指定居宅介護支援事業者への報告等

サービス提供時間帯や内容等の変更を行った場合は、当該利用者を担当する介護支援専門員に対し適宜報告を行う等、4(7)の趣旨を踏まえて適切な連携を図るようにしてください。

## (10) 居宅サービス計画等の変更の援助（厚労省令34 第3条の16(第61条により準用)）

ア 利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡その他の必要な援助を行わなければならない。

○ 指定居宅介護支援事業者との調整等の援助

利用者が居宅サービス計画の変更を希望する場合(利用者の状態の変化等により追加的なサービスが必要となり、当該サービスを法定代理受領サービスとして行う等のために居宅サービス計画の変更が必要となった場合で、事業者からの当該変更の必要性の説明に対し利用者が同意する場合を含む。)は、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、サービスを追加する場合に当該サービスを法定代理受領サービスとして利用する場合には支給限度額の範囲内で居宅サービス計画を変更する必要がある旨の説明その他の必要な援助を行ってください。

## (11) サービス提供の記録（厚労省令34 第3条の18(第61条により準用)）

ア サービスを提供した際には、サービスの提供日及び内容、当該認知症対応型通所介護について法第42条の2第6項の規定により利用者に代わって支払を受ける地域密着型介護サービス費の額その他必要な事項を、利用者の居宅サービス計画を記載した書面又はこれに準ずる書面に記載しなければならない。

○ 「これに準ずる書面」とは

サービス利用票等を指します。利用者及びサービス事業者が、その時点での区分支給限度基準額との関係やサービスの利用状況を把握できるようにしてください。

イ サービスを提供した際には、提供した具体的なサービスの内容等を記録するとともに、利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法により、その情報を利用者に対して提供しなければならない。

○ 記録すべき内容について

- ① サービスの提供日
- ② 提供した具体的なサービスの内容
- ③ 利用者的心身の状況
- ④ その他必要な事項。

○ サービス提供記録の保存期間は5年間

条例第4条第2項の規定に基づき、5年間(本市独自基準。国の基準は2年間。)保存してください。

○ 利用者への情報提供

利用者からの申出があった場合には、文書の交付その他適切な方法(例えば、利用者の用意する手帳等に記載するなどの方法。)により、その情報を利用者に提供してください。

## (12) 利用料等の受領（厚労省令34 第24条（第61条により準用））

ア 法定代理受領サービスに該当する指定認知症対応型通所介護を提供した際には、その利用者から利用料の一部として、当該指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額から当該指定認知症対応型通所介護事業者に支払われる地域密着型介護サービス費の額を控除して得た額の支払を受けるものとする。

○ 利用者負担額の計算方法

地域単価×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合<sup>※1</sup>(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※1 負担割合は 1割負担の場合：0.9 2割負担の場合：0.8 3割負担の場合：0.7

イ 法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護を提供した際にその利用者から支払を受ける利用料の額と、指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額との間に、不合理な差額が生じないようにしなければならない。

○ 区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを提供する場合

これまで、介護保険外サービスであっても、介護保険サービスと同等のサービスを提供する場合には、一方の管理経費を他方への転嫁等による不合理な差額が生じないように、利用者に10割の費用負担を求める取扱いとしていました。

しかし、平成30年9月30日に発出された国の通知（「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて（介護保険最新情報Vol.678）」）では、「区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを提供する場合」については、「サービス内容が介護保険サービスと同等であることを踏まえ、介護保険サービスにおいて事業者に支払われる費用額と同水準とすることが望ましい。」とされている一方、「ただし、利用者等に対し、介護保険サービスと保険外サービスの違いを文書によって丁寧に説明し、同意を得ることにより、介護保険サービスにおいて事業者に支払われる費用額とは別の価格設定が可能である。」とされ、これまでの取扱いが変更されています。

なお、「区分支給限度額を超過している利用者に対し、超過分のサービスを提供する場合」以外の介護保険外サービスを提供する場合の取扱いについては国の通知に記載がありませんので、従前の通り、10割の費用負担が必要です。

ウ ア、イの支払いを受ける額のほか、次の各号に掲げる費用の額の支払を利用者から受けることができる。

(7) 利用者の選定により通常の事業の実施地域以外の地域に居住する利用者に対して行う送迎に要する費用

○ 通常の実施地域以外の交通費の考え方

交通費を請求できるのは、実施地域を超えた所からです。（事業所からではありません。）

交通費は、ガソリン代の実費のみ請求ができます。1ℓあたりのガソリン代と車の燃費を勘案して金額を設定してください。（利益を得ると道路運送法に抵触する可能性があるため不可）料金設定は、「1kmあたり〇円」という設定にしてください。（例えば「5kmまで〇円」のような料金設定は実費にならないため不可）

(イ) 通常要する時間を超える指定認知症対応型通所介護であって利用者の選定に係るもの提供に伴い必要となる費用の範囲内において、通常の指定認知症対応型通所介護に係る地域密着型介護サービス費用基準額を超える費用

## ○ 通常要する時間を超える場合の利用料

通常要する時間を超える場合の利用料は、延長加算が算定できない「サービス提供時間が9時間未満において行われる延長サービス」や「サービス提供時間が14時間以上において行われる延長サービス」について徴収できます。

また、サービス提供時間が14時間未満において行われる延長サービスについて延長加算にかえて徴収できます。

ただし、同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできません。

(参考) 認知症対応型通所介護における延長加算および利用料の徴収の可否

例① サービス提供時間が9時間で5時間延長の場合(9時間から14時間が延長加算の設定)

例② サービス提供時間が8時間で6時間延長の場合(8時間から9時間の間は利用料、9時間から14時間が延長加算の設定)

例③ サービス提供時間が8時間で7時間延長の場合(8時間から9時間及び14時間から15時間の間は利用料、9時間から14時間が延長加算の設定)

※ 注1 延長加算を算定できるのは、サービス提供時間が「8時間以上9時間未満」の事業所のみです。

※ 注2 延長サービス(延長加算を含む)は、通常のサービスに含まれるものではなく、いわゆる預かりサービスなどを、事業所の実情に応じて適当数の従業員を置いて行うものです。よって、複数の単位の利用者を同一の職員が対応することも可能です。

## (イ) 食事の提供に要する費用

### ○ 食事代について

事業所で調理を行う場合の人件費に関する費用徴収の考え方は次の通りです。

① 調理専門の職員を雇用する場合：人件費徴収可

② 介護職員が兼務する場合：人件費徴収可だが、介護職員の勤務時間から調理に必要な時間数を除く。人件費を徴収しない場合除く必要なし。

(介護職員の人件費は介護報酬から出ているため、利用者から別途徴収すると二重に徴収することになるため。)

### ○ 飲み物代について

水分補給として必要な水やお茶、スポーツドリンク等は事業所が用意すべきものになるため、利用者からその費用を徴収することはできません。

飲み物代を徴収できるのは、水分補給以外で利用者が希望した場合に限ります。

例) 休憩時間に希望者にコーヒーや紅茶を提供する等

また、費用を徴収するにあたっては、「1杯〇円」という設定にしてください。「1回〇円」(何杯飲んでも同じ金額)のような設定は実費徴収にならないため認められません。

## (イ) おむつ代

(イ) 前各号に掲げるもののほか、指定認知症対応型通所介護の提供において提供される便宜のうち、日常生活においても通常必要となるものに係る費用であって、その利用者に負担させることが適當と認められる費用

### ○ その他の日常生活費について

(通所介護等における日常生活に要する費用の取扱いについて(H12.3.30 老企第54号))  
認知症対応型通所介護事業所において徴収が認められる範囲は次の通りです。

① 利用者の希望によって、身の回り品として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

② 利用者の希望によって、教養娯楽として日常生活に必要なものを事業者が提供する場合に係る費用

※注1 「身の回り品として日常生活に必要なもの」とは

一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられる物品(例えば、歯ブラシや化粧品等の個人用の日用品等)であって、利用者等の希望を確認した上で提供されるものをいいます。したがって、こうした物品を事業者がすべての利用者に提供し、その費用を画一的に徴収することは認められません。

※注2 「教養娯楽として日常生活に必要なもの」とは

例えば、事業者がサービスの提供の一環として実施するクラブ活動や行事における材料費等(個人が希望する習字、お花、絵画、刺繡等の材料費)が想定されるものであり、すべての利用者等に一律に提供される教養娯楽(機能訓練、行事等)に係る費用について「その他の日常生活費」として徴収することは認められません。

※注3 ①②ともに実費相当額の範囲内の徴収が認められています。

※注4 運営規程の料金表には、その対象となる便宜の内容及びその金額を明示するか、金額等がその都度変動する場合には「教養娯楽費 実費」などと記載し、具体的な金額については、重要事項説明書等で個別に説明し文書により同意を得てください。

※注5 ①②に該当しない費用は、サービス提供とは関係のない費用(介護保険外サービスに係る費用)として徴収可能ですが、運営規程の料金表には記載しないでください。(別途重要事項説明書等で説明し、文書により同意を得てください。)

※注6 単に立て替え払いするような場合は、「その他の日常生活費」には該当せず、サービス提供とは関係のない費用として徴収することになります。

※注7 介護保険外サービスの取扱いについては、【利用料の徴収と利用者からの同意 編】よりご参照ください。

エ ウの「食事の提供に要する費用」については、省令の規定により厚生労働大臣が別に定めるところ<sup>\*1</sup>によるものとする。

※1 居住、滞在及び宿泊並びに食事の提供に係る利用料等に関する指針(平成17年9月7日厚生労働省告示第419号)

○ 食事の提供に係る利用料(指針一部抜粋)

食事の提供に係る利用料は、食材費及び調理に係る費用に相当する額を基本とすること。

オ ウの費用の額に係るサービスの提供に当たっては、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、当該サービスの内容及び費用について説明を行い、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

○ 利用者の同意は文書により得ること

国の基準では、「同意を得る」となっていますが、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながります。

厚生労働省Q & A 【H17.9.7 全国介護保険指定基準・監査担当者会議資料 平成17年10月改定関係Q&A】

(問92) 通所系のサービスで、利用者が「ご飯」を自宅から持参し、「おかず」のみを事業所が提供する場合、他の利用者と食費の価格を異ならせることは可能か。また、このような場合、運営規程においてはどのように規定すればよいか。

(答) 可能である。その際には、入所者との契約事項を、運営規程の中でお示しいただければ足りるものである。

厚生労働省Q & A 【H12.4.28 事務連絡 介護保険最新情報Vol. 71 介護報酬等に係るQ&A Vol. 2】

(問 I(1)⑤7) 通所介護（通所リハビリテーション）で、食材料費を徴収しないことがあるが、このような取扱いはよろしいか。

(答) 指定通所介護事業者は、運営に関する基準において1割の利用者負担とは別に食材料費等の費用の支払いを受けることができると規定している。従って、食費実費を取らないことをもって運営基準に違反することとはならないが、食材料費のように実際に相当の費用負担があるものについて、利用者からその実費相当の支払を受けず、その分を他の費用へ転嫁することによってサービスの質が低下するような事態であれば問題である。なお、事業者が徴収する利用料については、事業者毎に定める運営規程に定め、掲示することとしているので、個々の利用者によって利用料を徴収したり、しなかったりすることは不適当である。

厚生労働省Q & A 【H24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報Vol. 267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)」の送付について※平成27年度介護報酬改定に伴い修正】

(問62) 延長加算と延長サービスにかかる利用料はどういう場合に徴収できるのか。

(答) 通常要する時間を超えた場合にかかる利用料については、例えば通所介護においてはサービス提供時間が9時間未満において行われる延長サービスやサービス提供時間が14時間以上において行われる延長サービスについて徴収できる。また、サービス提供時間が14時間未満において行われる延長サービスについて延長加算にかえて徴収できる。このとき当該延長にかかるサービス提供について届出は必要ない。ただし、同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。

(参考) 通所介護における延長加算および利用料の徴収の可否

例① サービス提供時間が9時間で5時間延長の場合（9時間から14時間が延長加算の設定）

例② サービス提供時間が8時間で6時間延長の場合（8時間から9時間の間は利用料、9時間から14時間が延長加算の設定）

例③ サービス提供時間が8時間で7時間延長の場合（8時間から9時間及び14時間から13時間の間は利用料、9時間から14時間が延長加算の設定）

サービス提供時間	～7	7～8	8～9	9～10	10～11	11～12	12～13	13～14	14～15
例①	介護報酬					延長加算			
例②	介護報酬	利用料				延長加算			
例③	介護報酬	利用料			延長加算				利用料

## 厚生労働省Q & A 【H12. 3. 31 事務連絡 「その他の日常生活費」に係るQ&A について】

- (問1) 個人用の日用品について、「一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるもの」としてはどういったものが想定されるのか。
- (答) 歯ブラシ、シャンプー、タオル等の日用品であって、利用者に一律に提供されるものではなく、利用者個人又はその家族等の選択により利用されるものとして、事業者が提供する者等が想定される。
- (問2) 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるものに限られることとされているが、それ以外の個人の嗜好に基づくいわゆる「贅沢品」については、費用の徴収ができないのか。
- (答) サービス提供とは関係のない費用として、徴収は可能である。
- (問4) 個人用の日用品については、一般的に要介護者等の日常生活に最低限必要と考えられるものであれば、ある利用者の個別の希望に応じて、事業者等が当該利用者の代わりにある日用品を購入し、その購入代金を利用者に請求する場合も「その他の日常生活費」に該当するのか。
- (答) 個人のために単に立て替え払いするような場合は、事業者等として提供する便宜とは言えず、その費用は「その他の日常生活費」に該当しないため、サービス提供とは関係のない費用として徴収を行うことになる。
- (問8) 事業者等が実施するクラブ活動や行事における材料費等は「その他の日常生活費」に該当するのか。
- (答) 事業者等がサービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事のうち、一般的に想定されるもの（例えば、作業療法等機能訓練の一環として行われるクラブ活動や入所者等が全員参加する定例行事）における材料費等は保険給付の対象に含まれることから別途徴収することはできないが、サービス提供の一環として実施するクラブ活動や行事のために調達し、提供する材料であって、利用者に負担させることが適当と認められるもの（例えば、習字、お花、絵画、刺繍等のクラブ活動等の材料費）に係る費用は、教養娯楽に要する費用として「その他の日常生活費」に該当する。
- なお、事業者等が実施するクラブ活動や行事であっても、一般的に想定されるサービスの提供の範囲を超えるもの（例えば、利用者の趣味的活動に関し事業者等が提供する材料等や希望者を募り実施する旅行等）に係る費用については、サービスとは関係のない費用として徴収を行うこととなる。

### (13) 保険給付の請求のための証明書の交付（厚労省令34 第3条の20(第61条により準用)）

ア 事業者は、法定代理受領サービスに該当しない指定認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付しなければならない。

#### ○ サービス提供証明書の交付

利用者が市町村に対する保険給付の請求を容易に行えるよう、法定代理受領サービスでない指定認知症対応型通所介護に係る利用料の支払を受けた場合は、提供した指定認知症対応型通所介護の内容、費用の額その他利用者が保険給付を請求する上で必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付してください。

#### (14) 指定認知症対応型通所介護の基本取扱方針（厚労省令34 第50条）

- ア 指定認知症対応型通所介護は、利用者の認知症の症状の進行の緩和に資するよう、その目標を設定し、計画的に行われなければならない。
- イ 指定認知症対応型通所介護事業者は、自らその提供する指定認知症対応型通所介護の質の評価を行い、常にその改善を図らなければならない。

#### (15) 指定認知症対応型通所介護の具体的取扱方針（厚労省令34 第51条）

指定認知症対応型通所介護の方針は、次に掲げるところによるものとする。

- ア 指定認知症対応型通所介護は、利用者が住み慣れた地域での生活を継続することができるよう、地域住民との交流や地域活動への参加を図りつつ、利用者の心身の状況を踏まえ、妥当かつ適切に行うものとする。

- グループに分けてのサービス提供

指定認知症対応型通所介護は、個々の利用者に応じて作成された認知症対応型通所介護計画に基づいて行われるものですが、グループごとにサービス提供を行うことを妨げるものではありません。

例えば、認知症の状態にある要介護者で、他の要介護者と同じグループとして、指定認知症対応型通所介護を提供することが困難な場合には、必要に応じてグループを分けるなどの対応を検討してください

- イ 指定認知症対応型通所介護は、利用者一人一人の人格を尊重し、利用者がそれぞれの役割を持って日常生活を送ることができるよう配慮して行うものとする。

- 利用者が役割を持って生活できるよう必要な援助

利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持つことにより、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう必要なサービス提供を行ってください。

- ウ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、次条第1項に規定する認知症対応型通所介護計画に基づき、漫然かつ画一的にならないように、利用者の機能訓練及びその者が日常生活を営むことができるよう必要な援助を行うものとする。

- 屋外でのサービス提供について

次の要件を満たした場合は、可とします。

- ① あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置付けられていること
- ② 地域活動への参加により、利用者が日常生活を送る上で自らの役割を持ち、達成感や満足感を得、自信を回復するなどの効果が期待されるとともに、利用者にとって自らの日常生活の場であると実感できるよう支援すること
- ③ 良好的な地域社会の維持及び形成に資する活動であること

【機能訓練等を目的とした屋外でのサービス提供】

次の要件を満たした場合は、可とします。

- ① あらかじめ認知症対応型通所介護計画に位置付けられ
- ② 効果的な機能訓練等のサービスが提供できること

エ 認知症対応型通所介護従業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、懇切丁寧に行うことを旨とし、利用者又はその家族に対し、指定認知症対応型通所介護の提供方法等について、理解しやすいように説明を行うものとする。

- 「指定認知症対応型通所介護の提供方法等」とは  
認知症対応型通所介護計画の目標及び内容や利用日の行事及び日課等も含みます。

オ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない。

- 「緊急やむを得ない理由」とは  
緊急やむを得ない理由については、切迫性、非代替性及び一時性の3つの要件を満たすことについて、組織等としてこれらの要件の確認等の手続きを極めて慎重に行うこと。

カ オの身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

- 「緊急やむを得ない理由の記録」  
緊急やむを得ない理由については、その具体的な内容について記録しておくことが必要である。  
なお、条例第4条第2項の規定に基づき、当該記録は、5年間保存しなければならない。

キ 指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもって指定認知症対応型通所介護の提供を行うものとする。

- 根拠ある「介護技術」「知識」が必要  
介護の世界は日々進化しています。また、利用者一人ひとり身体状況や病態が異なるため、適切な介護を行うためには根拠ある「介護技術」や「知識」が必要であり、より高い「介護技術」や「知識」を身に着けるため学び続けることが重要です。

ク 指定認知症対応型通所介護事業者は、常に利用者の心身の状況を的確に把握しつつ、相談援助等の生活指導、機能訓練その他必要なサービスを利用者の希望に添って適切に提供するものとする。

#### 厚生労働省Q & A【H12.3.31 事務連絡 介護保険最新情報 vol.59 介護報酬等に係るQ&A】

- (問 I(1)④5) 送迎サービスについて、幼稚園の通園バスのようないわゆる「バスストップ方式」であっても差し支えないか。
- (答) 居宅まで迎えに行くことが原則である。ただし、道路が狭隘で居宅まで送迎車が入ることができない場合など、地理的要因等から妥当と考えられ、かつ、利用者それぞれに出迎え方法を予め定めるなどの適切な方法で行う必要がある。

## (16) 認知症対応型通所介護計画の作成（厚労省令34 第52条）

ア 管理者は、利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて、機能訓練等の目標、当該目標を達成するための具体的な指定認知症対応型通所介護の内容等を記載した計画（以下「認知症対応型通所介護計画」という。）を作成しなければならない。

### ○ 計画の作成にあたって

計画は、管理者が作成することとなっていますが、介護の提供に係る計画等の作成に関し経験のある者や、介護の提供について豊富な知識及び経験を有する者にそのとりまとめを行わせるものとし、当該事業所に介護支援専門員の資格を有する者がいる場合は、その者に当該計画の取りまとめを行わせることが望ましいとされています。

また、サービスの提供に関わる従業者が共同して個々の利用者ごとに作成を行ってください。

イ 認知症対応型通所介護計画は、既に居宅サービス計画が作成されている場合は、当該居宅サービス計画の内容に沿って作成しなければならない。

### ○ 認知症対応型通所介護計画作成後に居宅サービス計画が作成された場合の取扱い

認知症対応型通所介護計画を作成後に居宅サービス計画が作成された場合は、当該認知症対応型通所介護計画が居宅サービス計画に沿ったものであるか確認し、必要に応じて変更してください。

### ○ 居宅介護支援事業者との連携

指定居宅介護支援事業者の基準において、「介護支援専門員は、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等に対して、指定居宅サービス等基準において位置付けられている計画の提出を求めるものとする」と規定していることを踏まえ、当該居宅サービス計画を作成している指定居宅介護支援事業者から認知症対応型通所介護計画の提供の求めがあった際には、当該計画を提供することに協力してください。

ウ 管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容について利用者又はその家族に対して説明し、当該利用者の同意を文書により得なければならない。

### ○ 利用者に内容を説明し、文書により同意を得ること

認知症対応型通所介護計画は利用者的心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成されなければならないものであり、サービス内容等への利用者の意向の反映の機会を保障するため、管理者は、認知症対応型通所介護計画の作成に当たっては、その内容等を説明した上で文書により利用者の同意を得てください。

※ 国の基準では、「同意を得る」となっていますが、文書により記録に残すことで客観的な記録となり、事故防止にもつながり、事業者及び利用者双方の利益につながるためです。

工 管理者は、認知症対応型通所介護計画を作成した際には、当該認知症対応型通所介護計画を利用者に交付しなければならない。

- 認知症対応型通所介護計画の保存期間は5年間（厚労省令34 第36条第2項第1号）  
認知症対応型通所介護計画は条例※1第4条第2項の規定により、5年間保存してください。

※1 厚木市指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービス事業者の指定等に関する条例

オ 認知症対応型通所介護従業者は、それぞれの利用者について、認知症対応型通所介護計画に従った指定認知症対応型通所介護の実施状況及び目標の達成状況の記録を行う。

#### (17) 利用者に関する市町村への通知（厚労省令34 第3条の26(第61条により準用)）

事業者は、利用者が次の各号のいずれかに該当する場合は、遅滞なく、意見を付してその旨を市町村に通知しなければならない。

ア 正当な理由なしに指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の利用に関する指示に従わないこと

により、要介護状態の程度を増進させたと認められるとき。

イ 偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたとき。

- 利用者に関する市町村への通知

偽りその他不正な行為によって保険給付を受けた者及び自己の故意の犯罪行為又は重大な過失等により、要介護状態又はその原因となった事故を生じさせるなどした者については、市町村が、法第22条第1項に基づく既に支払った保険給付の徴収又は法第64条に基づく保険給付の制限を行うことができることに鑑み、指定認知症対応型通所介護事業者が、その利用者に關し、保険給付の適正化の観点から市町村に通知しなければなりません。

- 通知の記録

利用者に関する市町村への通知は、条例第4条第2項の規定に基づき、5年間保存しなければなりません。

#### (18) 緊急時等の対応（厚労省令34 第12条(第61条により準用)）

ア 訪問介護員等は、現に指定認知症対応型通所介護の提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じなければならない。

#### (19) 管理者の責務（厚労省令34 第28条(第61条により準用)）

ア 管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の管理及び指定認知症対応型通所介護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行うものとする。

イ 管理者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者にこの節（4 認知症対応型通所介護の運営基準）の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行うものとする。

## (20) 運営規程（厚労省令34 第54条）

- ア 事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、次に掲げる事業の運営についての重要な事項に関する規程を定めておかなければならない。
- (1) 事業の目的及び運営の方針
  - (2) 従業者の職種、員数及び職務の内容
  - (3) 営業日及び営業時間
  - (4) 指定認知症対応型通所介護の利用定員
  - (5) 指定認知症対応型通所介護の内容及び利用料その他の費用の額
  - (6) 通常の事業の実施地域
  - (7) 指定認知症対応型通所介護の利用に当たっての留意事項
  - (8) 緊急時等における対応方法
  - (9) 非常災害対策
  - (10) 虐待の防止のための措置に関する事項
  - (11) その他運営に関する重要な事項

### 【運営規程の記載例】

#### 〇〇デイサービス 認知症対応型通所介護 運営規程

##### （事業の目的）

第1条 株式会社〇〇が開設する〇〇デイサービス（以下、「事業所」という。）が行う認知症対応型通所介護事業（以下、「事業」という。）の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、要介護者に対し、事業所の生活相談員、機能訓練指導員、看護師、准看護師等の看護職員及び介護職員（以下「従事者」という。）が、当該事業所において、排泄、食事等の介護、入浴の介助、その他日常生活上の世話、機能訓練等の適切な認知症対応型通所介護を提供することを目的とする。

##### （運営の方針）

例では看護職員を記載していますが配置する職種のみ記載してください。共用型の場合は介護従事者のみ記載してください。

第2条 事業の実施に当たっては、要介護者となった場合においても、心身の特性を踏まえて、利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、さらに利用者の社会的孤立感の解消及び心身の機能の維持並びに利用者の家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の世話、機能訓練等の介護その他必要な援助を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。

2 事業の実施に当たっては、利用者の要介護状態の軽減又は悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、地域との結びつきを重視し、市町村、地域包括支援センター、老人介護支援センター、他の地域密着型サービス事業者又は居宅サービス事業者その他の保健・医療・福祉サービスを提供する者、住民による自発的な活動によるサービスを含めた地域における様々な取り組みを行う者等と密接な連携を図り、総合的なサービスの提供に努める。

3 事業の実施に当たっては、自らその提供するサービスの質の評価を行い、常にその改善を図る。

##### （事業所の名称等）

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は次のとおりとする。

- 一 名称 〇〇デイサービス
- 二 所在地 厚木市中町3-17-17

基準上置くべきとされている員数を満たす範囲において、「〇人以上」と記載することも差し支えないですが、定期的に見直しを行う等、実態と大きな差が生じないようにしてください。  
専従、兼務の有無は記載不要です。共用型の場合はG Hと同じ職種にしてください。(複数ユニットで実施する場合は1ユニットごとに1単位です。2ユニットで実施する場合は2単位。)

#### (職員の職種、員数及び職務内容)

第4条 事業所に勤務する職員の職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

一 管理者 1名（常勤）

管理者は事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行い、また、当該事業所の従業者に法令及びこの規程を遵守させるため必要な命令を行う。

1 単位目

二 生活相談員 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、認知症対応型通所介護の業務に従事するとともに、事業所に対する認知症対応型通所介護の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して認知症対応型通所介護計画の作成の補助等を行う。

三 機能訓練指導員 2名以上（非常勤2名以上）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

四 介護職員 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）

介護職員は、認知症対応型通所介護の業務に当たる。

【看護職員を配置している場合の記載例】

五 看護職員 2名以上（非常勤2名以上）

看護職員は、健康管理の業務に当たる。

2 単位目

六 生活相談員 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）

生活相談員は、利用者及び家族からの相談を受けること、認知症対応型通所介護の業務に従事するとともに、事業所に対する認知症対応型通所介護の利用の申込に係る調整の補助、及び他の従事者と協力して認知症対応型通所介護計画の作成の補助等を行う。

七 機能訓練指導員 2名以上（非常勤2名以上）

機能訓練指導員は、機能訓練計画の策定及び機能訓練の実施、従業者の指導に当たる。

八 介護職員 2名以上（常勤1名以上、非常勤1名以上）

介護職員は、認知症対応型通所介護の業務に当たる。

祝日の営業の有無を必ず記載してください。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

一 営業日 : 月曜日から土曜日までとし、祝日も営業する。

ただし、12月29日から1月3日を除く。

二 営業時間 : 9:00～21:00

複数単位行う場合、単位ごとに記載してください。

例) 1単位目 9:30～12:30

2単位目 14:00～17:00

三 サービス提供時間 : 9:30～18:00

延長サービス 18:00～20:00

8時間以上9時間未満の事業所で延長加算を取得する事業所は延長サービスを行う時間を記載してください。(無い場合は削除)

(認知症対応型通所介護の利用定員)

第6条 認知症対応型通所介護の利用定員は次のとおりとする。

12名

複数単位行う場合、定員は単位ごとに記載してください。  
例) 1単位目 12名  
2単位目 12名

(認知症対応型通所介護の内容)

第7条 認知症対応型通所介護の内容は、次の通りとする。

- 一 日常生活上の世話
- 二 食事の提供 ※
- 三 入浴 ※
- 四 機能訓練
- 五 レクリエーション
- 六 健康チェック
- 七 送迎
- 八 相談
- 九 家族指導 ※

※印の項目は、事業所でサービス提供しない場合には削除してください。

(認知症対応型通所介護の利用料その他の費用の額)

第8条 認知症対応型通所介護を提供した場合の利用料の額は厚生労働大臣が定める基準によるものとし、当該認知症対応型通所介護が法定代理受領サービスであるときは、その1割、2割又は3割の額とする。詳細は料金表のとおりとする。

2 第9条の通常の事業の実施地域を越えて行う認知症対応型通所介護に要した交通費は、訪問するために自動車を使用した場合には次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分1kmごとに35円

交通費を請求できるのは、通常の事業の実施地域を越えた地点からです。

3 利用者の希望によるその他の費用

- 一 昼食代 600円（おやつ代100円を含む）
- 二 おむつ代 100円、パット代 50円
- 三 教養娯楽費 実費

昼食を提供する場合の記載例。おやつの金額を明確にしてください。

日常生活費については、上記のように徴収を予定している物を具体的に記載してください。石けん、シャンプー、タオル代、ティッシュ代等、事業所が用意しなければならない物、一律提供で利用者の希望となっていない物、実費徴収になっていない物は徴収できません。

【日常生活費の記載方法で適切でない記載例】

4 その他、事業において提供される便宜のうち、日常生活において通常必要となるものに係る費用については、実費を徴収する。

この記載例は、日常生活費として何の費用を徴収するか不明朗なので適切とはいえない。

4 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払に同意する旨の文書に署名（記名押印）を受ける。

5 利用料等の支払いを受けたときは、利用料とその他の利用料（個別の費用ごとの区分）について記載した領収書を交付する。

- 6 法定代理受領サービスに該当しない事業に係る利用料の支払いを受けた場合は、提供した事業の内容、費用の額その他必要と認められる事項を記載したサービス提供証明書を利用者に対して交付する。

(通常の事業の実施地域)

第9条 通常の事業の実施地域は、厚木市※とする。

※ 厚木市の一部（上荻野、上依知、酒井、戸田地区を実施地域から除く）とする。

実施地域は客観的に場所が特定できるようにすること。〇〇市南部や事業所から〇〇km以内などは適切とはいえません。市の一部とする場合は、具体的な町名を記載してください。

(サービス利用に当たっての留意事項)

第10条 利用者が認知症対応型通所介護の提供を受ける際に、利用者側が留意すべき事項は次の通りとする。

- 一 機能訓練室を利用する際には、従業者の支援のもとで利用していただくこと
- 二 体調によっては入浴等を中止していただく場合があること
- 三 利用をキャンセルする場合には、前日の午後5時までに連絡していただくこと

一～三是例示ですので、事業所ごとに設定して記載してください。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業所の職員は、利用者に対するサービスの提供中に、利用者の病状に急変、その他緊急事態が生じたときには、速やかに主治医に連絡する等の措置を講ずるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、緊急搬送等の必要な措置を講ずる。

(事故発生時の対応)

第12条 事業所は、利用者に対する認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、利用者家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を行う。また、事故の状況及び事故に際して採った措置について記録する。

- 2 事業所は、事業所の責めに帰すべき事由により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行う。
- 3 事業所は、前項の損害賠償のために損害賠償保険に加入する。

(非常災害対策)

第13条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者又は、火気・消防等についての責任者を定め、消火、通報及び避難の訓練を年2回以上定期的に行う。

令和6年4月1日から運営規程への記載が義務化されています

(虐待の防止)

第14条 事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じる。

- 一 事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、従業者に周知徹底を図ること。
- 二 事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- 三 事業所において、従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- 四 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

(その他運営についての重要事項)

第15条 事業所は、従業者の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、又、業務体制を整備する。

一 採用時研修 採用後○ヶ月以内

新規採用者の研修をどのくらいの期間かけて行うか記載してください。

二 繼続研修 年口回

事業所の研修計画に従って決定してください。

2 従業者は業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持する。

3 従業者であった者に業務上知り得た利用者及びその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

研修と秘密保持については必ず記載してください。

4 事業所は、認知症対応型通所介護の提供に関する記録を整備し、保管する。

5 この規程に定める事項の外、運営に関する重要事項は株式会社〇〇と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は令和〇年〇月1日から施行する。

「指定日」を最初の行にし、その後運営規程を改訂した日を履歴として残してください。

(例)

附 則

この規程は、令和2年4月1日から施行する。 ←指定日

この規程は、令和2年10月1日から施行する。 ←改訂日

この規程は、令和3年4月1日から施行する。 ←改訂日

...

## (21) 勤務体制の確保等（厚労省令34 第30条（第61条により準用））

ア 事業者は、利用者に対し適切な指定認知症対応型通所介護を提供できるよう、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに従業者の勤務の体制を定め、これを記録しておかなければならない。

### ○ 勤務表について

事業所ごとに、原則として月ごとの勤務表を作成し、認知症対応型通所介護従業者の日々の勤務時間、常勤・非常勤の別、専従の生活相談員、看護職員、介護職員及び機能訓練指導員の配置、管理者との兼務関係等を明確にしてください。

### ○ 事業所ごとの従業者の勤務の体制の記録の保存期間は5年間

事業所ごとの従業者の勤務の体制の記録は条例第4条第2項の規定により、5年間保存してください。

イ 事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに、当該指定認知症対応型通所介護事業所の認知症対応型通所介護従業者によって指定認知症対応型通所介護を提供しなければならない。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、この限りでない。

### ○ 第三者への委託等も可能

原則として、当該事業所の従業者たる認知症対応型通所介護従業者によってサービス提供するべきですが、調理、洗濯等の利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務については、第三者への委託等を行うことが可能です。

ウ 事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者の資質の向上のために、その研修の機会を確保しなければならない。この場合において、当該事業者は、看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く全ての認知症対応型通所介護従業者に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。

エ 指定認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化その他の必要な措置を講じなければならない。

### ○ 認知症介護基礎研修の受講義務

事業所は従業者の質の向上を図るために、研修機関が実施する研修や当該事業所内の研修への参加の機会を計画的に確保する必要があります。

介護サービス事業者に、介護に直接携わる職員のうち、医療・福祉関係の資格を有しない者について、認知症介護基礎研修を受講させるために必要な措置を講じることを義務づけることとしたものであり、これは、介護に関わる全ての者の認知症対応力を向上させ、認知症についての理解の下、本人主体の介護を行い、認知症の人の尊厳の保障を実現していく観点から実施するものです。

当該義務付けの対象とならない者は、各資格のカリキュラム等において、認知症介護に関する基礎的な知識及び技術を習得している者とすることとし、具体的には、同条第3項において規定されている看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、実務者研修修了者、介護職員初任者研修修了者、生活援助従事者研修修了者に加え、介護職員基礎研修課程又は訪問介護員養成研修課程一級課程・二級課程修了者、社会福祉士、医師、歯科医師、薬剤師、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、精神保健福祉士、管理栄養士、栄養士、あん摩マッサージ師、はり師、きゅう師等とされます。

なお、当該義務付けの適用に当たっては、令和3年改正省令附則第5条において、3年間の経過措置を設けており、令和6年3月31日までの間は、努力義務とされています。指定認知症対応型通所介護事業者は、令和6年3月31日までに医療・福祉関係資格を有さない全ての認知症対応型通所介護従業者に対し認知症介護基礎研修を受講させるための必要な措置を講じなければなりません。また、新卒採用、中途採用を問わず、事業所が新たに採用した従業者（医療・福祉関係資格を有さない者に限る。）に対する当該義務付けの適用については、採用後1年間の猶予期間を設けることとし、採用後1年を経過するまでに認知症介護基礎研修を受講させてください。（この場合についても、令和6年3月31日までは努力義務）。

#### 厚生労働省Q & A 【R7.4.18「令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 14) vol. 1376】

##### ○ 認知症介護基礎研修の義務づけについて

(問1) 認知症介護基礎研修の義務付けの経過措置期間はいつまでか。

(答) 令和6年3月31をもって経過措置期間は終了している。なお、新卒採用、中途採用を問わず、新たに採用した医療・福祉関係資格を有さない従業者に関する義務付けについては、採用後1年間の猶予期間を設けている。

(問2) 認知症介護基礎研修の教材について、母国語が日本語以外の者を対象としたものはあるか。

(答) 日本語以外の教材については、英語、ベトナム語、インドネシア語、中国語、ビルマ語、タガログ語、ネパール語の教材を整備している。また、日本語能力試験のN4レベルを基準とした教材も併せて整備している。

(参考) 認知症介護基礎研修e ラーニングシステム（認知症介護研究・研修仙台センターホームページ）<https://kiso-elearning.jp/>

※ 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)（令和6年3月15日）問163は削除する。

#### (22) 定員の遵守（厚労省令34 第31条(第61条により準用)）

ア 事業者は、利用定員を超えて指定認知症対応型通所介護の提供を行ってはならない。ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合は、この限りでない。

#### 厚生労働省Q & A 【H18.3.22 介護制度改革information vol. 78 平成18年4月改定関係Q&A(vol. 1)】

(問41) 通所介護における定員遵守規定に、「ただし、災害その他のやむを得ない事情がある場合はこの限りではない」との規定が加えられた趣旨如何。

(答) 従前より、災害等やむを得ない事情がある場合には、その都度、定員遵守規定にかかわらず、定員超過しても減算の対象にしない旨の通知を発出し、弾力的な運用を認めてきたところであるが、これを入所系サービスと同様、そのような不測の事態に備え、あらかじめ、規定する趣旨である。したがって、その運用に当たっては、真にやむを得ない事情であるか、その都度、各自体において、適切に判断されたい。

### (23) 業務継続計画の策定等（厚労省令34 第3条の30の2(第61条により準用)）

- ア 指定認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。
- イ 指定地域密着型通所事業者は、認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。
- ウ 指定認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

### (24) 非常災害対策（厚労省令34 第32条(第61条により準用)）

- ア 事業者は、非常災害に関する具体的計画を立て、非常災害時の関係機関への通報及び連携体制を整備し、それらを定期的に従業者に周知するとともに、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行わなければならない。

○ 「関係機関への通報及び連携体制の整備」とは  
火災等の災害時に、地域の消防機関へ速やかに通報する体制をとるよう従業員に周知徹底するとともに、日頃から消防団や地域住民との連携を図り、火災等の際に消火・避難等に協力してもらえるような体制づくりが必要です。

○ 「非常災害に関する具体的計画」とは  
消防法施行規則第3条に規定する消防計画（これに準ずる計画を含む。）及び風水害、地震等の災害に対処するための計画をいいます。この場合、消防計画の策定及びこれに基づく消防業務の実施は、消防法第8条の規定により防火管理者を置くこととされている事業所にあっては、その者が行ってください。  
また、防火管理者を置かなくてもよいこととされている事業所においても、防火管理について責任者を定め、その者が消防計画に準ずる計画の樹立等の業務を行ってください。

- イ 事業者は、アに規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

○ 避難訓練への地域住民の参加について  
域密着型通所介護事業者が避難、救出その他の訓練の実施に当たって、できるだけ地域住民の参加が得られるよう努める必要があり、そのためには、地域住民の代表者等により構成される運営推進会議を活用し、日頃から地域住民との密接な連携体制を確保するなど、訓練の実施に協力を得られる体制づくりに努めることが必要です。訓練の実施に当たっては、消防関係者の参加を促し、具体的な指示を仰ぐなど、より実効性のあるものとしてください。

## (25) 衛生管理等（厚労省令34 第33条(第61条により準用)）

- ア 事業者は、利用者の使用する施設、食器その他の設備及び飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、かつ、衛生上必要な措置を講じなければならない。
- イ 事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所において感染症が発生し、及びまん延しないように、次に掲げる措置を講じなければならない。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 事業所において、認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

### ○ 保健所との連携等

食中毒及び感染症の発生を防止するための措置等について、必要に応じて保健所の助言、指導を求めるとともに、常に密接な連携を図ってください。

特に新型コロナウイルス感染症対策、インフルエンザ対策、腸管出血性大腸菌感染症対策、レジオネラ症対策等については、その発生及びまん延を防止するための措置について、別途通知等が発出されているので、これに基づいて必要な措置を講じてください。

また、空調設備等により施設内の適温の確保に努めましょう。

## (26) 掲示（厚労省令34 第3条の32(第61条により準用)）

- ア 事業者は、事業所の見やすい場所に、運営規程の概要、認知症対応型通所介護従業者の勤務の体制その他の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を掲示しなければならない。
- イ 事業者は、アに規定する重要な事項を記載した書面を事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、アの規定による掲示に代えることができる。
- ウ 指定認知症対応型通所介護従業者は、原則として、重要な事項をウェブサイトに掲載しなければならない。

### ○ 重要な事項等の掲示

事業者は、運営規程の概要、従業者の勤務体制、事故発生時の対応、苦情処理の体制、提供するサービスの第三者評価の実施状況（実施の有無、実施した直近の年月日、実施した評価機関の名称、評価結果の開示状況）等の利用申込者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を次の点に留意した上で、事業所の見やすい場所に掲示する必要があります。

ア 事業所の見やすい場所とは、重要な事項を伝えるべき介護サービスの利用申込者、利用者又はその家族に対して見やすい場所のことです。

イ 従業者の勤務体制については、職種ごと、常勤・非常勤ごと等の人数を掲載する趣旨であり、従業者の氏名まで掲示することを求めるものではありません。

### ○ ファイル等による掲示も可

重要な事項を記載したファイル等を介護サービス利用申込者、利用者又はその家族等が自由に閲覧可能な形で事業所内に備え付けることも可能です。

## (27) 秘密保持等（厚労省令34 第3条の33(第61条により準用)）

ア 事業所の従業者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。

イ 事業者は、当該指定認知症対応型通所介護事業所の従業者であった者が、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らすことがないよう、必要な措置を講じなければならない。

### ○ 必要な措置とは

具体的には、事業所の従業者が、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持すべき旨を、認知症対応型通所介護従業者や他の従業者との雇用時等に取り決め、例えば違約金についての定めを置くなどの措置を講じてください。

ウ 事業者は、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ておかなければならない。

### ○ サービス提供開始時に、個人情報を用いる場合の同意を利用者及び家族から得ること

サービス担当者会議等において、課題分析情報等を通じて利用者の有する問題点や解決すべき課題等の個人情報を、介護支援専門員や他のサービスの担当者と共有するためには、認知症対応型通所介護事業者は、あらかじめ、文書により利用者又はその家族から同意を得る必要があります。

この同意は、サービス提供開始時に利用者及びその家族から包括的な同意を得ておくことで足ります。

## (28) 広告（厚労省令34 第3条の34(第61条により準用)）

ア 事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所について広告をする場合においては、その内容が虚偽又は誇大なものとしてはならない。

## (29) 指定居宅介護支援事業者に対する利益供与の禁止（厚労省令34 第3条の35(第61条により準用)）

ア 事業者は、指定居宅介護支援事業者又はその従業者に対し、利用者に特定の事業者によるサービスを利用させることの対償として、金品その他の財産上の利益を供与してはならない。

## (30) 苦情処理（厚労省令34 第3条の36(第61条により準用)）

ア 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、当該苦情を受け付けるための窓口を設置する等の必要な措置を講じなければならない。

### ○ 必要な措置とは

具体的には、相談窓口、苦情処理の体制及び手順等当該事業所における苦情を処理するために講ずる措置の概要について明らかにし、利用申込者又はその家族にサービスの内容を説明する文書に苦情に対する対応の内容についても併せて記載するとともに、事業所に掲示すること等を指します。

イ 事業者は、アの苦情を受け付けた場合には、当該苦情の内容等を記録しなければならない。

### ○ 苦情の内容等の記録の保存期間は5年間

利用者及びその家族からの苦情に対し、事業者が組織として迅速かつ適切に対応するため、当該苦情（事業者が提供したサービスとは関係ないものを除く。）の受付日、その内容等を記録に残してください。

また、苦情がサービスの質の向上を図る上で重要な情報であるとの認識に立ち、苦情の内容を踏まえ、サービスの質の向上に向けた取組を行うことが必要です。

なお、条例第4条第2項の規定に基づき、苦情の内容等の記録は、5年間保存してください。

- ウ 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に関し、法第 23 条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の職員からの質問若しくは照会に応じ、及び利用者又はその家族からの苦情に関して市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- エ 事業者は、市町村からの求めがあった場合には、ウの改善の内容を当該市町村に報告しなければならない。
- オ 事業者は、提供した指定認知症対応型通所介護に係る利用者又はその家族からの苦情に関して国民健康保険団体連合会(国民健康保険法(昭和 33 年法律第 192 号)第 45 条第 5 項に規定する国民健康保険団体連合会をいう。以下同じ。)が行う法第 176 条第 1 項第 3 号の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から同号の指導又は助言を受けた場合においては、当該指導又は助言に従って必要な改善を行わなければならない。
- カ 事業者は、国民健康保険団体連合会からの求めがあった場合には、オの改善の内容を当該国民健康保険団体連合会に報告しなければならない。

### (31) 地域との連携等（厚労省令34 第34条(第61条により準用)）

ア 事業者は、指定認知症対応型通所介護の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、指定認知症対応型通所介護事業所が所在する市町村の職員又は当該指定認知症対応型通所介護事業所が所在する区域を管轄する地域包括支援センターの職員、認知症対応型通所介護について知見を有する者等により構成される協議会(テレビ電話措置等を活用して行うことができるものとする。

ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)(以下この項において「運営推進会議」という。)を設置し、おおむね 6 月に 1 回以上、運営推進会議に対し活動状況を報告し、運営推進会議による評価を受けるとともに、運営推進会議から必要な要望、助言等を聞く機会を設けなければならない。

#### ○ 運営推進会議とは

運営推進会議は、事業所が、利用者、市町村職員、地域住民の代表者等に対し、提供しているサービス内容等を明らかにすることにより、事業所による利用者の「抱え込み」を防止し、地域に開かれたサービスとすることで、サービスの質の確保を図ることを目的として設置すべきものです。

この運営推進会議は、事業所の指定申請時には、既に設置されているか、確実な設置が見込まれることが必要となります。また、地域住民の代表者とは、町内会役員、民生委員、老人クラブの代表等が考えられます。

なお、指定認知症対応型通所介護事業所と他の地域密着型サービス事業所を併設している場合においては、1 つの運営推進会議において、両事業所の評価等を行うことで差し支えありません。

○ 運営推進会議の合同開催

運営推進会議の効率化や、事業所間のネットワーク形成の促進等の観点から、次に掲げる条件を満たす場合においては、複数の事業所の運営推進会議を合同で開催して差し支えありません。

- ① 利用者及び利用者家族については匿名とするなど、個人情報・プライバシーを保護すること。
- ② 同一の日常生活圏域内に所在する事業所であること。ただし、事業所間のネットワーク形成の促進が図られる範囲で、地域の実情に合わせて、市町村区域の単位等内に所在する事業所であっても差し支えないこと。

イ 事業者は、アの報告、評価、要望、助言等についての記録を作成するとともに、当該記録を公表しなければならない。

○ 運営推進会議の記録

運営推進会議における報告等の記録は、条例第4条第2項の規定に基づき5年間保存してください。

ウ 事業者は、その事業の運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流を図らなければならない。

○ 地域との交流

指定認知症対応型通所介護の事業が地域に開かれた事業として行われるよう、地域の住民やボランティア団体等との連携及び協力をう等の地域との交流に努めてください。

エ 事業者は、その事業の運営に当たっては、提供した指定認知症対応型通所介護に関する利用者からの苦情に関して、市町村等が派遣する者が相談及び援助を行う事業その他の市町村が実施する事業に協力するよう努めなければならない。

○ 市町村との連携

介護相談員を派遣する事業を積極的に受け入れる等、市町村との密接な連携に努めてください。なお、「市町村が実施する事業」には、介護相談員派遣事業のほか、広く市町村が老人クラブ、婦人会その他の非営利団体や住民の協力を得て行う事業が含まれます。

オ 事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所の所在する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定認知症対応型通所介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定認知症対応型通所介護の提供を行うよう努めなければならない。

○ 高齢者向け集合住宅等と同一建物に所在する事業所の場合の注意点

高齢者向け集合住宅等と同一の建物に所在する指定認知症対応型通所介護事業所が当該高齢者向け集合住宅等に居住する高齢者にサービスを提供する場合、いわゆる「囲い込み」による閉鎖的なサービス提供が行われないよう、厚労省令34第3条の8の正当な理由がある場合を除き、地域包括ケア推進の観点から地域の要介護者にもサービス提供を行わなければなりません。なお、こうした趣旨を踏まえ、地域の実情に応じて市町村が条例等を定める場合や、地域密着型サービス運営委員会等の意見を踏まえて指定の際に条件を付す場合において、例えば、当該事業所の利用者のうち、一定割合以上を当該集合住宅以外の利用者とするよう努める、あるいはしなければならない等の規定を設ける場合があります。

### (32) 事故発生時の対応（厚労省令34 第35条(第61条により準用)）

ア 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じなければならない。

○ 事故が発生したら

当該利用者の家族、当該利用者に係る指定居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じてください。

また、本市に対しても「事故報告書」の提出が必要です。

なお、事故が発生した際にはその原因を解明し、再発防止のための具体的な対策を講じてください。

イ 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録しなければならない。。

○ 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録は、条例第4条第2項の規定に基づき、5年間保存してください。

ウ 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行わなければならない。

○ 損害賠償への対応

賠償すべき事態が発生した場合に速やかに賠償を行うため、あらかじめ、損害賠償保険に加入しておくか、賠償資力を有する等の対応を行ってください。

エ 事業者は、厚労省令34第44条第4項の指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、第1項及び第2項の規定に準じた必要な措置を講じなければならない。

○ 宿泊サービス提供時の事故

夜間及び深夜に指定認知症対応型通所介護以外のサービスの提供により事故が発生した場合は、ア～ウを踏まえた同様の対応を行ってください。

厚生労働省Q & A【H27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A（平成27年4月1日）」の送付について】

(問64) 指定通所介護事業所の設備を利用して夜間及び深夜に指定通所介護以外のサービスを提供する事業所については、平成27年4月1日から届出制が導入されるが、本届出が行われていなかった場合や事故報告がなかった場合の罰則等の規定はあるか。

(答) (通所介護、療養通所介護、認知症対応型通所介護共通) 届出及び事故報告については、指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第37号）を見直し規定したものであるため、届出を行わない場合や事故報告を行わなかった場合には、指定通所介護事業所の運営基準違反となる。

## 介護保険事業者における事故発生時の報告取扱いについて

介護保険法に基づきサービスを提供している事業所は、各指定基準で事故発生時には市町村に報告しなければならないこととなっております。そのため、厚木市における事故発生時の報告取扱いについて次のとおり定めます。

### 1 対象

厚木市内に所在する介護保険指定事業者及び基準該当サービス事業者（以下、「各事業者」という。）が行う介護保険適用サービスとする。

### 2 報告の範囲

各事業者は、次の(1)から(4)までの場合、関係市町村（厚木市及び被保険者の属する市町村）へ報告を行うこととする。

#### (1) サービス提供中による、利用者のケガ又は死亡事故の発生。

ア 「サービス提供中による」とは送迎・通院等の間の事故も含む。

在宅の通所・入所サービス及び施設サービスにおいては、利用者が事業所内にいる間は、「サービス提供中」に含まれるものとする。

イ ケガの程度については、外部の医療機関で受診を要したものを原則とするが、それ以外でも家族等に連絡しておいた方がよいと判断されるものについても報告すること。

ウ 事業者側の過失の有無は問わない。（利用者の自己過失によるケガであっても、「イ」に該当する場合は報告すること）

エ 利用者が病気等により死亡した場合であっても、死因等に疑義が生じる可能性があるとき（トラブルになる可能性があるとき）は報告すること。

オ 利用者が、事故発生から、ある程度の期間を経てから死亡した場合は、事業者は速やかに、連絡もしくは報告書を再提出すること。

#### (2) 食中毒及び感染症・結核の発生

注 食中毒・感染症・結核について、サービス提供に関連して発生したと認められる場合は報告すること。なお、これらについて、関連する法に定める届出義務がある場合は、これに従うこと。

#### (3) 職員（従業者）の法令違反・不祥事等の発生

注 利用者の処遇に影響があるものについては報告すること。  
(例：利用者からの預り金の横領、送迎時の交通事故など)

#### (4) その他、報告が必要と認められる事故の発生

例えば、事業者と利用者との間でトラブルになる可能性があるときなど。

### 3 報告の様式及び手順

#### (1) 報告の様式については、別添の「介護保険事業者 事故報告書」とする。

#### (2) 事故後、各事業者は速やかに、FAX又はメールで報告すること。

##### (第1報)

ア 電話の場合は、連絡者の名前を名乗るとともに、厚木市の受付者の名前を確認すること。また、FAXの場合は、市へ到着したかどうかの確認を行うこと。

イ FAXで報告する場合は、確認ができている項目について記入し報告する。

なお、誤送信の可能性もあるため、対象者情報など個人情報に該当する部分は、黒く塗りつぶすなどしてから送信すること。

また、この場合はFAXが到着したか否かを電話で確認する際に、個人情報部分を口頭で補うこと。

ウ 第1報は少なくとも別紙様式内の1から6の項目までについて可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に報告すること。

#### (3) 事故処理の経過及び未確認事項が確認できた場合においても、報告様式により、メール、FAX又は郵送で適宜追加記入して報告すること。（追加報告）

#### (4) 事故処理の区切りがついたところで、報告様式により第1報以降の経過をすべて記載して報告すること。（最終報告）

### 4 報告先

各事業者は、「2 報告の範囲」で定める事故が発生した場合、「3 報告の様式及び手順」により、次の両者に報告すること。

#### (1) 被保険者の属する保険者（関係市町村）

#### (2) 事業所・施設が所在する保険者（厚木市）

〒243-8511

厚木市中町3-17-17 介護福祉課

電話 (046) 225-2390 (直通)

FAX (046) 224-4599

メールアドレス 2230@city.atsugi.kanagawa.jp

注 報告には利用者の個人情報が含まれるため、取扱いについては十分注意すること。

## 事故報告書様式

## 事故報告書（事業者→厚木市）

※第1報は、少なくとも1から6までについては可能な限り記載し、事故発生後速やかに、遅くとも5日以内を目安に提出すること  
※選択肢については該当する項目をチェックし、該当する項目が複数ある場合は全て選択すること

								提出日：西暦 年 月 日					
		<input type="checkbox"/> 第1報		<input type="checkbox"/> 第 報		<input type="checkbox"/> 最終報告							
1 事故 状況	事故状況の程度	<input type="checkbox"/> 受診(外来・往診)、 自施設で応急処置 <input type="checkbox"/> 入院 <input type="checkbox"/> 死亡 <input type="checkbox"/> その他( )											
	死亡に至った場合 死亡年月日	西暦		年		月		日					
2 事業 所の概要	法人名												
	事業所(施設)名							事業所番号					
	サービス種別												
	所在地												
3 対象者	氏名・年齢・性別	氏名			年齢			性別：	<input type="checkbox"/> 男性 <input type="checkbox"/> 女性				
	サービス提供開始日	西暦		年		月		日	保険者				
	住所	<input type="checkbox"/> 事業所所在地と同じ		<input type="checkbox"/> その他( )									
	身体状況	要介護度		<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		要支援1	要支援2	要介護1	要介護2	要介護3	要介護4	要介護5	自立				
		認知症高齢者											
	日常生活自立度		I	II a	II b	III a	III b	IV	M				
4 事故 の概要	発生日時	西暦		年		月		日		時		分頃(24時間表記)	
	発生場所	<input type="checkbox"/> 居室(個室)		<input type="checkbox"/> 居室(多床室)		<input type="checkbox"/> トイレ		<input type="checkbox"/> 廊下					
		<input type="checkbox"/> 食堂等共用部		<input type="checkbox"/> 浴室・脱衣室		<input type="checkbox"/> 機能訓練室		<input type="checkbox"/> 施設敷地内の建物外					
		<input type="checkbox"/> 敷地外		<input type="checkbox"/> その他( )									
	事故の種別	<input type="checkbox"/> 転倒		<input type="checkbox"/> 異食		<input type="checkbox"/> 不明							
		<input type="checkbox"/> 転落		<input type="checkbox"/> 誤薬、与薬もれ等		<input type="checkbox"/> その他( )							
	<input type="checkbox"/> 誤嚥・窒息		<input type="checkbox"/> 医療処置関連(チューブ抜去等)										
	発生時状況、事故内容の詳細												
	その他 特記すべき事項												
5 事 故 発 生 時 の 対 応	発生時の対応												
	受診方法	<input type="checkbox"/> 施設内の医師(配置医含む)が対応		<input type="checkbox"/> 受診 (外来・往診)		<input type="checkbox"/> 救急搬送		<input type="checkbox"/> その他( )					
	受診先	医療機関名					連絡先(電話番号)						
	診断名												
	診断内容	<input type="checkbox"/> 切傷・擦過傷		<input type="checkbox"/> 打撲・捻挫・脱臼		<input type="checkbox"/> 骨折(部位: )							
		<input type="checkbox"/> その他( )											
	検査、処置等の概要												

6 事 故 発 生 後 の 状 況	利用者の状況								
	家族等への報告	報告した家族等の 続柄	<input type="checkbox"/> 配偶者 <input type="checkbox"/> 子、子の配偶者 <input type="checkbox"/> その他( )						
		報告年月日	西暦		年		月		日
	連絡した関係機関 (連絡した場合のみ)	<input type="checkbox"/> 他の自治体 <input type="checkbox"/> 警察 <input type="checkbox"/> その他							
	本人、家族、関係先等 への追加対応予定								
	(独自項目追加欄)								
7 事故の原因分析 (本人要因、職員要因、環境要因の分析)		(できるだけ具体的に記載すること)							
8 再発防止策 (手順変更、環境変更、その他の対応、 再発防止策の評価時期および結果等)		(できるだけ具体的に記載すること)							
9 その他 特記すべき事項									

### (33) 虐待の防止（厚労省令34 第3条の38の2（第61条により準用））

- ア 指定認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に定める措置を講じなければならない。
- (1) 当該指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
  - (2) 当該指定認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
  - (3) 当該指定認知症対応型通所介護事業所において、認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
  - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

### (34) 会計の区分（厚労省令34 第3条の39（第617条により準用））

- ア 事業者は、指定認知症対応型通所介護事業所ごとに経理を区分するとともに、指定認知症対応型通所介護の事業の会計とその他の事業の会計を区分しなければならない。

- 具体的な会計処理の方法等  
次の通知をご参照ください。

※ 介護保険の給付対象事業における会計の区分について（平成13年3月28日 老振発第18号）

※ 介護保険・高齢者保健福祉事業に係る社会福祉法人会計基準の取扱いについて

（平成24年3月29日 老高発0329 第1号）

※ 指定介護老人福祉施設等に係る会計処理等の取扱いについて（平成12年3月10日 老計第8号）

### (35) 記録の整備（厚労省令34 第60条）

- ア 事業者は、従業者、設備、備品及び会計に関する諸記録を整備しなければならない。

- イ 事業者は、利用者に対する指定認知症対応型通所介護の提供に関する次の各号に掲げる記録を整備し、その完結の日から5年間保存しなければならない。

- (1) 認知症対応型通所介護計画
- (2) 次条において準用する第3条の18第2項の規定による提供した具体的なサービスの内容等の記録
- (3) 第51条第六号の規定による身体的拘束等の態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由の記録
- (4) 次条において準用する第3条の26の規定による市町村への通知に係る記録
- (5) 次条において準用する第3条の36第2項の規定による苦情の内容等の記録
- (6) 前条第2項の規定による事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録
- (7) 次第34条第2項に規定する報告、評価、要望、助言等の記録

- 書類の保存期間

【完結の日から5年間】

- ・ 事業所ごとの従業者の勤務の体制の記録
- ・ 請求に関して国民健康保険団体連合会に提出したものの写し
- ・ サービス提供の記録
- ・ 認知症対応型通所介護計画
- ・ 運営推進会議の記録
- ・ 事故の状況及び事故に際して採った処置の記録
- ・ 利用者に関する市町村への通知に関する記録
- ・ 苦情の内容等の記録

【他の書類】

上記に記載されていない他の書類については、基準上、保存義務はありません。

他の書類の取扱いについては、運営法人において書類の保存方法等を定めてください。

【「完結の日」とは】

その利用者のサービス提供の終了日（契約解除日、死亡日など）を指します。

運営推進会議の記録については、記録を公表した日を指します。

### (36) 電磁的記録等（厚労省令34 第183条）

ア 指定地域密着型サービス事業者は、作成、保存その他これらに類する行為のうち、この省令の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第3条の10第1項（第18条、第37条、第37条の3、第40条の16、第61条、第88条、第108条、第129条、第157条、第169条及び第182条において準用する場合を含む。）、第95条第1項、第116条第1項及び第135条第1項（第169条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

○ 電磁的記録について

指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者等（以下「事業者等」という。）の書面の保存等に係る負担の軽減を図るため、事業者等は、この省令で規定する書面（被保険者証に関するものを除く。）の作成、保存等を次に掲げる電磁的記録により行うことができます。

- (1) 電磁的記録による作成は、事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイルに記録する方法または磁気ディスク等をもって調製する方法によること。
- (2) 電磁的記録による保存は、以下のいずれかの方法によること。
  - ① 作成された電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
  - ② 書面に記載されている事項をスキャナ等により読み取ってできた電磁的記録を事業者等の使用に係る電子計算機に備えられたファイル又は磁気ディスク等をもって調製するファイルにより保存する方法
- (3) その他、基準第183条第1項において電磁的記録により行うことができるとされているものは、(1)及び(2)に準じた方法によること。
- (4) また、電磁的記録により行う場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

イ 指定地域密着型サービス事業者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類する行為（以下この項において「交付等」という。）のうち、この省令の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

○ 電磁的方法について

利用者及びその家族等（以下「利用者等」という。）の利便性向上並びに事業者等の業務負担軽減等の観点から、事業者等は、書面で行うことが規定されている又は想定される交付等（交付、説明、同意、承諾、締結その他これに類するものをいう。）について、事前に利用者等の承諾を得た上で、次に掲げる電磁的方法によることができます。

- (1) 電磁的方法による交付は、基準第3条の7第2項から第6項までの規定に準じた方法によること。
- (2) 電磁的方法による同意は、例えば電子メールにより利用者等が同意の意思表示をした場合等が考えられること。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- (3) 電磁的方法による締結は、利用者等・事業者等の間の契約関係を明確にする観点から、書面における署名又は記名・押印に代えて、電子署名を活用することが望ましいこと。なお、「押印についてのQ & A（令和2年6月19日内閣府・法務省・経済産業省）」を参考にすること。
- (4) その他、基準第183条第2項において電磁的方法によることができるとされているものは、(1)から(3)までに準じた方法によること。ただし、基準若しくこの通知（基準について）の規定により電磁的方法の定めがあるものについては、当該定めに従うこと。
- (5) また、電磁的方法による場合は、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

## II 運営にあたっての留意事項

### 1 用語の定義

運営にあたり、介護保険法、厚生労働省令第34号等で定められた基準における用語の定義を確認しておいてください。誤った解釈をしてしまうと、基準違反や減算等に該当する可能性がありますのでご注意ください。

#### (1) 常勤

当該事業所における勤務時間が、当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数（1週間に勤務すべき時間数が32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）に達していることをいいます。

法人が常勤として雇用しているか、非常勤として雇用しているかは問わないため、例えば、雇用契約上は非常勤職員として雇用していたとしても、実際に勤務する時間数が当該事業所において定められている常勤の従業者が勤務すべき時間数に達している場合、介護保険法上は常勤となります。

厚生労働省Q & A【H27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454】

(問1) 各加算の算定要件で「常勤」の有資格者の配置が求められている場合、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（平成3年法律第76号。以下「育児・介護休業法」という。）の所定労働時間の短縮措置の対象者について常勤の従業者が勤務すべき時間数を30時間としているときは、当該対象者については30時間勤務することで「常勤」として取り扱ってよいか。

(答) そのような取扱いで差支えない。

(問3) 各事業所の「管理者」についても、育児・介護休業法第23条第1項に規定する所定労働時間の短縮措置の適用対象となるのか？

(答) 労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、労働時間等に関する規定が適用除外されていることから、「管理者」が労働基準法第41条第2号に定める管理監督者に該当する場合は、所定労働時間の短縮措置を講じなくてもよい。

なお、労働基準法第41条第2号に定める管理監督者については、同法の解釈として、労働条件の決定その他労務管理について経営者と一体的な立場にある者の意であり、名称にとらわれず、実態に即して判断すべきであるとされている。このため、職場で「管理職」として取り扱われている者であっても、同号の管理監督者に当たらない場合には、所定労働時間の短縮措置を講じなければならない。

また、同号の管理監督者であっても、育児・介護休業法第23条第1項の措置とは別に、同項の所定労働時間の短縮措置に準じた制度を導入することは可能であり、3 運営にあたっての留意事項こうした者の仕事と子育ての両立を図る観点からは、むしろ望ましいものである。

#### (2) 常勤換算方法

当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法をいいます。

この場合の勤務延時間数は、当該事業所の指定に係る事業のサービスに従事する勤務時間の延べ数をいいます。

例えば、指定認知症対応型通所介護事業所と指定通所介護事業所を併設している場合であって、ある従業者が両事業所の介護職員を兼務する場合、指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の勤務延時間数には、指定通所介護事業所の介護職員の勤務時間は算入せず、指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員としての勤務時間だけを算入します。

なお、従業者1人につき、勤務延べ時間数に参入することができる時間数は、当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数が上限です。

#### 厚生労働省Q & A 【H14.3.28 事務連絡 運営基準等に係るQ&A】

(問1) 常勤換算方法により算定される従業者が出張したり、また休暇を取った場合に、その出張や休暇に係る時間は勤務時間としてカウントするのか。

(答) 常勤換算方法とは、非常勤の従業者について「事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数で除することにより、常勤の従業者の員数に換算する方法」（居宅サービス運営基準第2条第8号等）であり、また、「勤務延時間数」とは、「勤務表上、当該事業に係るサービスの提供に従事する時間（又は当該事業に係るサービスの提供のための準備等を行う時間（待機の時間を含む））として明確に位置づけられている時間の合計数」である（居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(2)等）。

以上から、非常勤の従業者の休暇や出張（以下「休暇等」）の時間は、サービス提供に従事する時間とはいえないでの、常勤換算する場合の勤務延時間数には含めない。

なお、常勤の従業者（事業所において居宅サービス運営基準解釈通知第2-2-(3)における勤務体制を定められている者をいう。）の休暇等の期間についてはその期間が暦月で1月を超えるものでない限り、常勤の従業者として勤務したものとして取り扱うものとする。

#### 厚生労働省Q & A 【H27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報vol.454】

(問2) 育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者がいる場合、常勤換算方法による人員要件についてはどのように計算すれば良いか。

(答) 常勤換算方法については、従前どおり「当該事業所の従業者の勤務延時間数を当該事業所において常勤の従業者が勤務すべき時間数（32時間を下回る場合は32時間を基本とする。）で除することにより、当該事業所の従業者の員数を常勤の従業者の員数に換算する方法」であり、その計算に当たっては、育児・介護休業法の所定労働時間の短縮措置の対象者の有無は問題にはならない。

(1) 専ら従事する、専ら提供に当たる

原則として、サービス提供時間帯を通じて当該サービス以外の職務に従事しないことをいいます。この場合のサービス提供時間とは、当該従業者の当該事業所における勤務時間をいうものであり、常勤、非常勤の別を問いません。

## 2 所要時間について

(1) 所要時間による区分

認知症対応型介護費については、所要時間による区分（3時間以上4時間未満等）により算定されるものですが、この「所要時間による区分」については、現に要した時間ではなく、認知症対応型通所介護計画に位置付けられた内容の認知症対応型通所介護を行うための標準的な時間によることとされているところであり、次のような場合であっても、当初計画に位置付けられた所要時間に応じた所定単位数を算定します。（ここでいう認知症対応型通所介護を行うのに要する時間には、送迎に要する時間は含まれません。）

（例）

① 単に、当日のサービス進行状況や利用者の家族による送迎等の都合で、当該利用者が通常の時間を超えて事業所にいる場合（家族等の出迎え等までの間の「預かり」サービスについては、利用者から別途利用料を徴収して差し支えありません。）

② 送迎車が2便体制で、当日の交通事情により利用者によって事業所への到着時間が異なり、実際のサービス提供時間に相違が発生した場合

※ 実際のサービス提供時間が認知症対応型通所介護計画に定められる所要時間を常態的に割り込むことは通常想定されません。常態的に割り込む場合は、当初の認知症対応型通所介護計画を見直し、実際のサービス提供時間に応じた所要区分で算定してください。

※ 全ての利用者について、一斉開始、一斉終了とする必要はなく、必要な人員基準を満たした上で、順次サービス提供を開始、終了することができます。

#### 厚生労働省Q & A 【R3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 952】

(問23) 育所要時間区分（6時間以上7時間未満、7時間以上8時間未満等）は、あらかじめ事業所が確定させておかなければならぬのか。利用者ごとに所要時間区分を定めることはできないのか。

(答) 各利用者の通所サービスの所要時間は、利用者の心身の状況、希望及びその置かれている環境を踏まえて作成される通所サービス計画に位置づけられた内容によって個別に決まるものであり、各利用者の所要時間に応じた区分で請求することとなる。運営規程や重要事項説明書に定める事業所におけるサービス提供時間は、これらを踏まえて適正に設定する必要がある。

(問24) 各所要時間区分の通所サービス費を請求するにあたり、サービス提供時間の最低限の所要時間はあるのか。

(答) 所要時間による区分は現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置づけられた通所サービスを行うための標準的な時間によることとされており、例えば通所介護計画に位置づけられた通所介護の内容が8時間以上9時間未満であり、当該通所介護計画書どおりのサービスが提供されたのであれば、8時間以上9時間未満の通所介護費を請求することになる。

ただし、通所サービスの提供の開始に際しては、予めサービス提供の内容や利用料等の重要事項について懇切丁寧に説明を行った上で同意を得ることとなっていることから、利用料に応じた、利用者に説明可能なサービス内容となっている必要があることに留意すること。

#### (2) 居宅内介助について

送迎時に実施した居宅内での介助等（着替え、ベッド・車椅子への移乗、戸締まり等）に要する時間は、次のいずれの要件も満たす場合、1日30分以内を限度として、認知症対応型通所介護を行うのに要する時間に含めることができます。

- ① 居宅サービス計画書及び認知症対応型通所介護計画書に位置付けた上で実施する場合
- ② 送迎時に居宅内の介助等を行う者が、介護福祉士、実務者研修修了者、介護職員基礎研修課程修了者、一級課程修了者、介護職員初任者研修修了者（二級課程修了者も含む。）、看護職員、機能訓練指導員又は当該事業所における勤続年数と同一法人の経営する他の介護サービス事業所、医療機関、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員としての勤続年数の合計が3年以上の介護職員である場合。

#### 厚生労働省Q & A 【H27.4.1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454】

(問56) 9時間の通所介護等の前後に送迎を行い、居宅内介助等を実施する場合も延長加算は算定可能か。

(答) （通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護共通）延長加算については、算定して差し支えない。

(問52) デイサービス等への送り出しなどの送迎時における居宅内介助等について、通所介護事業所等が対応できない場合は、訪問介護の利用は可能なのか。居宅内介助等が可能な通所介護事業所等を探す必要があるのか。

(答) （通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護共通）

1 通所介護等の居宅内介助については、独居など一人で身の回りの支度ができず、介助が必要となる場合など個別に必要性を判断の上、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置付けて実施するものである。

2 現在、訪問介護が行っている通所サービスの送迎前後に行われている介助等について、一律に通所介護等で対応することを求めているものではない。

例えば、食事介助に引き続き送迎への送り出しを行うなど訪問介護による対応が必要な利用者までも、通所介護等での対応を求めるものではない。

- (問53) 送迎時に居宅内で介助した場合は30分以内であれば所要時間に参入してもよいとあるが、同一建物又は同一敷地内の有料老人ホーム等に居住している利用者へ介護職員が迎えに行き居宅内介助した場合も対象とすることでよいか。
- (答) (通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護共通) 対象となる。
- (問54) 送迎時における居宅内介助等については、複数送迎する場合は、車内に利用者を待たせることになるので、個別に送迎する場合のみが認められるのか。
- (答) (通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護共通) 個別に送迎する場合のみに限定するものではないが、居宅内介助に要する時間をサービスの提供時間に含めることを認めるものであることから、他の利用者を送迎時に車内に待たせて行うことは認められない。
- (問55) 居宅内介助等を実施した時間を所要時間として、居宅サービス計画及び個別サービス計画に位置づけた場合、算定する報酬区分の所要時間が利用者ごとに異なる場合が生じてもよいか。
- (答) (通所介護、通所リハビリテーション、認知症対応型通所介護共通) 用者ごとに前後することはあるものであり、単位内でサービスの提供時間の異なる場合が生じても差し支えない。

### (3) サービス提供時間の短縮

当日の利用者の心身の状況から、実際の認知症対応型通所介護の提供が認知症対応型通所介護計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には認知症対応型通所介護計画上の単位数を算定して差し支えありません。

ただし、認知症対応型通所介護計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合には、認知症対応型通所介護計画を変更のうえ、変更後の所要時間に応じた単位数を算定してください。

なお、短縮した結果、実際のサービス提供時間が3時間未満の場合には報酬算定できませんのでご注意ください。

※ 具体的な内容については厚生労働省Q & Aを御確認ください。

厚生労働省Q & A 【R3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 952】

- (問26) 「当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりもやむを得ず短くなった場合には通所サービス計画上の単位数を算定して差し支えない。」とされているが、具体的にどのような内容なのか。
- (答) 通所サービスの所要時間については、現に要した時間ではなく、通所サービス計画に位置付けられた内容の通所サービスを行うための標準的な時間によることとされている。
- こうした趣旨を踏まえ、例えば8時間以上9時間未満のサービスの通所介護計画を作成していた場合において、当日のサービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず7時間30分でサービス提供を中止した場合に、当初の通所介護計画による所定単位数を算定してもよいとした。(ただし、利用者負担の軽減の観点から、通所介護計画を変更した上で7時間以上8時間未満の所定単位数を算定してもよい。)
- こうした取り扱いは、サービスのプログラムが個々の利用者に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている事業所を想定しており、限定的に適用されるものである。
- 当初の通所介護計画に位置付けられた時間よりも大きく短縮した場合は、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。
- (例) 通所介護計画上7時間以上8時間未満の通所介護を行う予定であった利用者について
- ① 利用者が定期検診などのために当日に併設保険医療機関の受診を希望することにより6時間程度のサービスを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成されるべきであり、6時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。

- ② 利用者の当日の希望により3時間程度の入浴のみのサービスを行った場合には、利用者の当日の希望を踏まえて当初の通所サービス計画を変更し、再作成するべきであり、3時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。
- ③ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためにやむを得ず2時間程度でサービス提供を中止した場合、当初の通所介護計画を変更し、再作成されるべきであり、2時間程度の所要時間に応じた所定単位数を算定する。（※所要時間2時間以上3時間未満の区分は、心身の状況やその他の利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者に対して算定するものであるが、当日の利用者の心身の状況から、実際の通所サービスの提供が通所サービス計画上の所要時間よりも大きく短縮した場合は、通所サービス計画を変更の上、同区分での算定を行うこととしても差し支えない。）
- ④ 当日サービス提供途中で利用者が体調を崩したためやむを得ず1時間程度でサービス提供を中止した場合、これに対応する所要時間区分がないため、通所介護費を算定できない。

(4) 2時間以上3時間未満の利用

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者に対して、所定時間2時間以上3時間未満の指定認知症対応型通所介護を行う場合は、「所要時間4時間以上5時間未満」の所定単位数の100分の63に相当する単位数を算定します。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者とは  
心身の状況その他利用者のやむを得ない事情により、長時間のサービス利用が困難である利用者

(例)

- ① 心身の状況から、長時間のサービス利用が困難である者
- ② 病後等で短時間の利用から始めて長時間利用に結びつけていく必要がある者
- ③ その他、利用者側のやむを得ない事情により長時間の利用が困難な者

※ 単に入浴のみといった利用は適当ではなく、利用者の日常生活動作能力などの向上のため、日常生活を通じた機能訓練等が実施される必要があります。

(5) 同一日の異なる時間帯に複数の単位を利用する場合

同一日の異なる時間帯に複数の単位を行う事業所においては、利用者が同一の日に複数の指定認知症対応型通所介護の単位を利用する場合には、それぞれの認知症対応型通所介護の単位について所定単位数が算定されます。

ただし、送迎を行わなかった単位については、送迎減算が適用されますのでご注意ください。

厚生労働省Q & A 【R3.3.26 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 952】

(問25) 1人の利用者に対して、7時間の通所介護に引き続いて5時間の通所介護を行った場合は、それぞれの通所介護費を算定できるのか。

(答) それぞれのプログラムが当該の利用者の心身の状況や希望等に応じて作成され、当該プログラムに従って、単位ごとに効果的に実施されている場合は、それぞれの単位について算定できる。なおこの場合にあっても、1日につき算定することとされている加算項目は当該利用者についても当該日に1回限り算定できる。

単に日中の通所介護の延長として夕方に通所介護を行う場合は、通算時間は12時間として、9時間までの間のサービス提供に係る費用は8時間以上9時間未満として算定し9時間以降12時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定（または延長サービスに係る利用料として徴収）する。

### 3 認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護の一体的運営

認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護が同一の事業所において一体的に運営される場合には、

- ① 設備・備品は共用することができます。
- ② 食堂及び機能訓練室の面積要件（利用者定員×3m<sup>2</sup>以上）については、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護を合わせた利用定員に応じて必要な面積が確保されていれば差し支えありません。
- ③ 利用定員は、認知症対応型通所介護と介護予防認知症対応型通所介護を合わせた利用者数が上限（最大12名）になります。

### 4 認知症であることの確認方法について

認知症対応型通所介護において認知症であることは、利用要件の一つです。認知症であることの確認方法は、原則、診断が認知症又は認知症の原因疾患であることが確認でき、医師の署名もしくは記名押印がある文書（以下「診断書等」という。）により確認してください。

ただし、診断書等で確認が取れない場合であっても、サービス担当者会議や介護支援専門員のアセスメント等において、当該利用者にとっての認知症対応型通所介護を利用することの必要性及び利用目的を十分に検討・確認した結果、認知症対応型通所介護を利用する必要性があると判断された場合には、利用させることは可能です。その場合、検討・確認した内容、日時及び確認した者の所属、氏名を記録に残してください。

### 5 理美容サービスについて

認知症対応型通所介護とは別に、事業所において利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは可能ですが、理美容サービスに要する時間は、認知症対応型通所介護の所要時間に含むことはできません。また、通所サービスの提供に支障が出るような時間帯に理美容サービスを組み込むことは適切ではありません。

厚生労働省Q & A 【H14.5.14 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 127】

- |                                                                 |                                                                                                                                                                                                               |
|-----------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| (問) デイサービスセンター等の通所サービスの提供場所において、通所サービスに付随して理美容サービスを提供することはできるか。 | (答) 理美容サービスは、介護保険による通所サービスには含まれないが、デイサービスセンター等において、通所サービスとは別に、利用者の自己負担により理美容サービスを受けることは問題ない。その際、利用者に必要なものとして当初から予定されている通所サービスの提供プログラム等に影響しないよう配慮が必要である。なお、通所サービスの提供時間には、理美容サービスに要した時間は含まれない。                  |
| (問) デデイサービスセンター等において理美容サービスを受ける時間帯は、通所サービス開始前又は終了後に限られるか。       | (答) 通所サービスについては、利用者ごとの通所介護計画等に基づき、利用者のニーズに応じた適正なサービス提供がなされなければならないが、通所サービスとの区分が明確であれば、必ずしも開始前又は終了後に限る必要はない。この場合、通所サービスとそれ以外のサービスの区分が明確になされた通所サービス計画について、本人に対する説明と了解を得ていること、通所サービスの利用料とは別に費用請求が行われていることが必要である。 |

### 6 医療機関の受診について

認知症対応型通所介護のサービス提供時間帯に医療機関を受診することは、緊急やむを得ない場合を除き認められません。

(問11) 通所サービスと併設医療機関等の受診について

(答) 通所サービスのサービス提供時間帯における併設医療機関の受診は緊急やむを得ない場合を除いて認められない。また、サービス開始前又は終了後の受診は可能であるが、一律に機械的に通所サービスの前後に組み入れることは適切でなく、当日の利用者の心身の状況、サービスの見直しなどの必要性に応じて行われるべきものである。

(問12) 通所サービスの前後に併設医療機関等を受診した場合の延長加算について

(答) 通所サービスと併設医療機関における受診は別の時間帯に行われる別のサービスであることから、通所サービス後の受診後の時間帯に延長サービスを行った場合も、当該延長サービスは通所サービスに係る延長サービスをみなされず、当該加算を算定できない。

(参考) 延長加算の算定の可否

例①は通所サービス後の延長サービスに限り算定できる。

例②は通所サービス前の延長サービスに限り算定できる。

例① 延長加算× 診察 通所サービス 延長加算○ の順

例② 延長加算○ 通所サービス 診察 延長加算× の順

(問3) 緊急やむを得ない場合における併設医療機関（他の医療機関を含む）の受診による通所サービスの利用の中止について

(答) 併設医療機関等における保険請求が優先され、通所サービスについては変更後の所要時間に応じた所定単位数を算定しなければならない。

## 7 介護保険サービスと介護保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて

上記の概要その他利用者のサービスの選択に資すると認められる重要な事項を記した文書をもって丁寧に説明を行い、利用者の同意を文書により行うようにしてください。

また、認知症対応型通所介護の利用料とは別に費用請求し、認知症対応型通所介護の事業の会計と明確に区分する必要があります。

詳細については、【通知・要領編】介護保険最新情報 VOL. 678 「介護保険サービスと保険外サービスを組み合わせて提供する場合の取扱いについて」をご確認ください。

## 8 屋外でのサービス提供について

屋外でのサービス提供については「利用者の地域活動について（通知）」をご確認ください。

## 9 認知症対応型通所介護利用中の住所変更について

厚木市内にある認知症対応型通所介護は、地域密着型サービスであるため、原則として厚木市の被保険者のみが利用できるサービスです。契約時には、被保険者証で厚木市の被保険者であることを確認してください。

また、契約時には厚木市の被保険者であっても、サービス利用中に「他市町村の家族のもとへの転居」や「他市町村の施設等への入所」等、何らかの理由により住民票を厚木市外に異動した場合は、サービスの利用（保険給付）ができなくなってしまいます。（全額（10割）自己負担になります。）利用者の家族が、事業所に確認しないまま住民票を異動させてしまう例もありますので、契約時に十分に説明してください。

## 10 医行為について

医行為は、医師法や看護師法等により、医師や看護師といった医療職のみが行うことが許される行為であり、介護従事者は行ってはならない行為です。

どの程度までが医行為にあたらないのかについては、厚生労働省の通知「医師法17条、歯科医師法第17条及び保健師助産師看護師法第31条の解釈について」及び神奈川県が作成した問答集を参照してください。

※ 看護職員が配置されている場合の看護職員による医行為について

介護保険法第8条第18項において認知症対応型通所介護の定義は、「居宅要介護者であって、認知症であるものについて、老人福祉法第5条の2第3項の厚生労働省令で定める施設又は同法第20条の2の2に規定する老人デイサービスセンターに通わせ、当該施設において入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話であって厚生労働省令で定めるもの及び機能訓練を行うことをいう。」と規定されています。

そのため、認知症対応型通所介護サービスを行う上で必然的に生じる範囲内の診療補助行為等（例えば、入浴後の褥瘡のガーゼ交換、経管栄養による食事、インスリン注射等。）については医師の指示を得たうえで有資格者である看護師が行うことは可能であると考えます。

実施に当たっては、主治医や担当のケアマネジャー、家族等からの情報提供により利用者の状態を十分把握し、緊急の事態も想定したうえで、主治医、ケアマネジャー、家族等に対して事業所の看護師がどのような内容の医行為を行うのかあらかじめ伝えておく必要があります。また、プランに位置付けたうえで、主治医、ケアマネジャー、家族等との連絡の内容、実施する前後の利用者の状況、実施した医行為の内容について記録を残す必要があります。

なお、事業所の看護師が医行為を実施したとしても、この行為に対する報酬は一切算定できず、行為に対する過失があった場合は当該事業所の看護師が責任を問われる場合がありますのでご注意ください。

## 11 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養について

平成24年4月から、「社会福祉士及び介護福祉士法」（昭和62年法律第30号）の一部改正により、介護福祉士及び一定の研修を受けた介護職員等においては、医療や看護との連携による安全確保が図られていること等、一定の条件の下で「たんの吸引等」の行為を実施できることになりました。

なお、研修機関や事業者の登録先、「認定証」の交付申請先は神奈川県になりますので、手続き等の詳細は神奈川県にお問い合わせください。

また、介護情報サービスかながわホームページの書式ライブラリーに制度概要や手続き方法等掲載されていますので、ご参照ください。

(掲載場所)

介護情報サービスかながわ (<http://www.rakuraku.or.jp/kaigonavi/>) 「書式ライブラリー」>「15. 介護職員等によるたんの吸引・経管栄養」

## 12 臨時的な営業又は休業の取扱い

### (1) 休業日と定めている日に臨時に営業しようとする場合の取り扱い

次の要件を満たす場合、本市への届出は不要とします。

- ① 臨時に営業する日については、本来の営業日の営業時間と同等の範囲で営業を行うこと
- ② 臨時に営業することを全ての利用者及びその担当の居宅介護支援事業者へ、あらかじめ文書等により周知すること。

### (2) 営業日と定めている日に臨時に休業しようとする場合の取り扱い

臨時の休業であれば、本市への届出は不要とします。臨時に休業することを全ての利用者及びその担当の居宅介護支援事業者へ、あらかじめ文書等により周知してください。

## 13 入浴介助について

○ 通所系サービス（通所介護、地域密着型通所介護、（介護予防）認知症対応型通所介護、通所リハビリテーション）については、令和3年度介護報酬改定において、利用者がその居宅において、できる限り継続して生活できるよう、自宅での入浴の自立を図ることを目的とし、入浴介助加算の見直しが行われました。

### <入浴介助加算見直しの概要>

- ・ 利用者が自宅において、自身又は家族 等の介助によって入浴を行うことができるよう、利用者の身体状況や医師・理学療法士・作業療法士・介護福祉士・介護支援専門員等が訪問により把握した利用者宅の浴室の環境を踏まえた個別の入浴計画を作成し、同計画に基づき事業所において個別の入浴介助を行うことを評価する新たな区分を設ける。
- ・ 改定前の加算区分については、改定前の入浴介助加算は多くの事業所で算定されていることを踏まえ、また新たな加算区分の取組を促進する観点から、評価の見直しを行う。

### III 認知症対応型通所介護の加算

#### 1 感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の対応加算

##### (1) 加算の概要

感染症や災害の発生を理由として利用者数が減少した場合に、状況に即した安定的なサービス提供を可能とする観点から、臨時的な利用者数の減少による利用者一人あたりの経費の増加が生じている場合に算定できる。

※ 本市への届出が必要

##### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告第126号）**注5**

感染症又は災害（厚生労働大臣が認めるものに限る。）の発生を理由とする利用者数の減少が生じ、当該月の利用者数の実績が当該月の前年度における月平均の利用者数よりも100分の5以上減少している場合に、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、指定認知症対応型通所介護を行った場合には、利用者数が減少した月の翌々月から3月以内に限り、1回につき所定単位数の100分の3に相当する単位数を所定単位数に加算する。

ただし、利用者数の減少に対応するための経営改善に時間を要することその他の特別の事情があると認められる場合は、当該加算の期間が終了した月の翌月から3月以内に限り、引き続き加算することができる。

##### (3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(5)

感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の取扱いについて、感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の基本報酬への加算の内容については、別途通知を参照すること。

【R3.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol.937】（令和3年3月16日老認発0316第4号・老老発0316第3号）

通所介護等において感染症又は災害の発生を理由とする利用者数の減少が一定以上生じている場合の評価に係る基本的な考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について

厚生労働省Q & A 【R3.3.19 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)】

(問4) 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、認知症対応型通所介護については、留意事項通知第2の7(4)及び(5)を準用し算定することとなっているが、定認知症対応型通所介護事業者が指定介護予防認知症対応型通所介護事業者の指定をあわせて受けている場合であって両事業を一体的に実施している場合、指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における平均利用延人員数を含むのか。

(答) 貴見のとおり。

(問5) 3%加算については、加算算定終了の前月においてもなお、利用延人員数が5%以上減少している場合は、加算算定の延長を希望する理由を添えて、加算算定延長の届出を行うこととなっているが、どのような理由があげられている場合に加算算定延長を認めることとすればよいのか。都道府県・市町村において、届出を行った通所介護事業所等の運営状況等を鑑み、判断することとして差し支えないのか。

(答) 通所介護事業所等から、利用延人員数の減少に対応するための経営改善に時間を要すること等の理由が提示された場合においては、加算算定の延長を認めることとして差し支えない。

- (問13) 3%加算や規模区分の特例を適用するにあたり、通所介護事業所等において利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はあるか。また、利用者又はその家族への説明や同意の取得が必要な場合、利用者又はその家族への説明を行ったことや、利用者又はその家族から同意を受けたことを記録する必要はあるか。
- (答) 3%加算や規模区分の特例を適用するにあたっては、通所介護事業所等が利用者又はその家族への説明や同意の取得を行う必要はない。なお、介護支援専門員が居宅サービス計画の原案の内容（サービス内容、サービス単位／金額等）を利用者又はその家族に説明し同意を得ることは必要である。
- (問15) 第一号通所事業には、3%加算は設けられていないのか。
- (答) 貴見のとおり。なお、通所介護事業所等において、3%加算や規模区分の特例の適用対象となるか否かを判定する際の各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたっては、本体通知Ⅱ(3)にお示ししているとおり、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）第2の7(4)を準用するものであることから、通所介護事業等と第一号通所介護事業が一体的に実施されている場合にあっては、第一号通所事業の平均利用延人員数を含むものとする。

#### 【R6.3.15 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1)】

- (問68) 基本報酬への3%加算（以下「3%加算」という。）や事業所規模別の報酬区分の決定に係る特例（以下「規模区分の特例」という。）では、現に感染症や災害の影響と想定される利用延人員数の減少が一定以上生じている場合にあっては、減少の具体的な理由は問わないのか。
- (答) 対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせした感染症又は災害については、利用延人員数の減少が生じた具体的な理由は問わず、当該感染症又は災害の影響と想定される利用延人員数の減少が一定以上生じている場合にあっては、3%加算や規模区分の特例を適用することとして差し支えない。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和3年3月19日) 問2の修正。

- (問69) 各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数は、通所介護、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）（以下「留意事項通知」という。）第2の7(4)及び(5)を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8(2)及び(8)を準用し算定することとなっているが、感染症の感染拡大防止のため、都道府県等からの休業の要請を受けた事業所にあっては、休業要請に従って休業した期間を、留意事項通知の「正月等の特別な期間」として取り扱うことはできるか。

- (答)
- 留意事項通知において「一月間（暦月）、正月等の特別な期間を除いて毎日事業を実施した月における平均利用延人員数については、当該月の平均利用延人員数に七分の六を乗じた数によるものとする。」としているのは、「正月等の特別な期間」においては、ほとんど全ての事業所がサービス提供を行っていないものと解されるためであり、この趣旨を鑑みれば、都道府県等からの休業の要請を受け、これに従って休業した期間や、自主的に休業した期間を「正月等の特別な期間」として取り扱うことはできない。
  - なお、通所介護、通所リハビリテーションにあっては、留意事項通知による事業所規模区分の算定にあたっても、同様の取扱いとすることとする。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 1) (令和3年3月19日) 問3の修正。

(問70) 規模区分の特例適用の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。例えば、一度利用延人員数が減少し規模区分の特例を適用した場合において、次月に利用延人員数が回復し、規模区分の特例の適用を終了した事業所があったとすると、当該事業所はその後再び利用延人員数が減少した場合でも、再度特例の適用の届出を行うことはできないのか。

(答) 通所介護（大規模型Ⅰ、大規模型Ⅱ）、通所リハビリテーション事業所（大規模型）については、利用延人員数の減少が生じた場合においては、感染症又は災害（規模区分の特例の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。）が別事由であるか否かに関わらず、年度内に何度でも規模区分の特例適用の届出及びその適用を行うことが可能である。また、同一のサービス提供月において、3%加算の算定と規模区分の特例の適用の両方を行うことはできないが、同一年度内に3%加算の算定と規模区分の特例の適用の両方を行うことは可能であり、例えば、以下も可能である。（なお、同時に3%加算の算定要件と規模区分の特例の適用要件のいずれにも該当する場合は、規模区分の特例を適用することとなっていることに留意すること。）

- 年度当初に3%加算算定を行った事業所について、3%加算算定終了後に規模区分の特例適用の届出及びその適用を行うこと。（一度3%加算を算定したため、年度内は3%加算の申請しか行うことができないということはない。）
- 年度当初に規模区分の特例適用を行った事業所について、規模区分の特例適用終了後に3%加算算定の届出及びその算定を行うこと。（一度規模区分の特例を適用したため、年度内は規模区分の特例の適用しか行うことができないということはない。）

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（vol. 1）（令和3年3月19日）問7の修正。

(問71) 3%加算算定・規模区分の特例の適用に係る届出は、利用延人員数の減少が生じた月の翌月15日までに届出を行うこととされているが、同日までに届出がなされなかった場合、加算算定や特例の適用を行うことはできないのか。

(答) 貴見のとおり。他の加算と同様、算定要件を満たした月（利用延人員数の減少が生じた月）の翌月15日までに届出を行わなければ、3%加算の算定や規模区分の特例の適用はできない。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和3年3月19日）問10の修正。

(問72) 感染症又は災害の影響による他の事業所の休業やサービス縮小等に伴って、当該事業所の利用者を臨時に受け入れた結果、利用者数が増加した事業所にあっては、各月の利用延人員数及び前年度1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたり、やむを得ない理由により受け入れた利用者について、その利用者を明確に区分した上で、平均利用延人員数に含まないこととしても差し支えないか。

(答) 差し支えない。本体通知においてお示しているとおり、各月の利用延人員数及び前年度の1月当たりの平均利用延人員数の算定にあたっては、通所介護、地域密着型通所介護及び（介護予防）認知症対応型通所介護については、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準（訪問通所サービス、居宅療養管理指導及び福祉用具貸与に係る部分）及び指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う実施上の留意事項について」（平成12年3月1日老企第36号）

（以下「留意事項通知」という。）第2の7（5）を、通所リハビリテーションについては留意事項通知第2の8（2）を準用することとしており、同項中の「災害その他やむを得ない理由」には、当該感染症又は災害の影響も含まれるものである。なお、感染症又は災害の影響により休業やサービス縮小等を行った事業所の利用者を臨時に受け入れた後、当該事業所の休業やサービス縮小等が終了してもなお受け入れを行った利用者が3%加算の算定や規模区分の特例を行う事業所を利用し続けている場合、当該利用者については、平均利用延人員数に含めることとする。

また、通所介護、通所リハビリテーションにあっては、留意事項通知による事業所規模区分の算定にあたっても、同様の取扱いとすることとする。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和3年3月19日）問12の修正。

(問73) 感染症又は災害の影響により利用延人員数が減少した場合、3%加算算定の届出は年度内に1度しか行うことができないのか。例えば、一度利用延人員数が減少し3%加算算定の届出を行い加算を算定した場合において、次月に利用延人員数が回復し、3%加算の算定を終了した事業所があったとすると、当該事業所はその後再び利用延人員数が減少した場合でも、再度3%加算を算定することはできないのか。

(答) 感染症や災害（3%加算の対象となる旨を厚生労働省から事務連絡によりお知らせしたものに限る。）によって利用延人員数の減少が生じた場合にあっては、基本的に一度3%加算を算定した際とは別の感染症や災害を事由とする場合にのみ、再度3%加算を算定することが可能である。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）（令和3年3月26日）問21の修正。

(問74) 3%加算や規模区分の特例の対象となる感染症又は災害については、これが発生した場合、対象となる旨が厚生労働省より事務連絡で示されることとなっているが、対象となった後、同感染症又は災害による3%加算や規模区分の特例が終了する場合も事務連絡により示されるのか。

(答) 3%加算及び規模区分の特例の終期については、対象となる感染症や災害により、これによる影響が継続する地域、期間が異なることから、その都度検討を行い対応をお示します。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和3年3月19日）問22の修正。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 1）（令和3年3月19日）問6、問8、問11は削除する。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 11）（令和4年2月21日）問1、問2は削除する。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 13）（令和5年2月15日）問1、問2は削除する。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）（令和3年3月26日）問62は削除する。

#### 4 その他

事業所の合併、別法人による事業の継承、譲渡、サービスの転換（通所介護から認知症対応型通所介護）により、新規で指定を受ける際に事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続し、運営していると認められる場合には前年度の利用者延人員数の実績から、算定要件を確認し、指定日より当該加算を算定することができます。

ただし、上記の理由により法人変更をした場合でも、算定できる期間は前法人で算定した期間を含めて最大6月となります。

## 2 時間延長サービス加算

### (1) 加算の概要

サービス提供時間が8時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護事業所が、サービス提供時間の前後に連続して日常生活上の世話を行った場合であって、通算した時間が9時間以上となった場合に5時間を限度として算定できる。

※ 本市への届出が必要です。

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号）注6

日常生活上の世話を行った後に引き続き所要時間8時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った場合又は所要時間8時間以上9時間未満の指定認知症対応型通所介護を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合であって、当該指定認知症対応型通所介護の所要時間と当該指定認知症対応型通所介護の前後に行った日常生活上の世話の所要時間を通算した時間が9時間以上となった場合は、次に掲げる区分に応じ、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

9時間以上10時間未満の場合	50 単位／日
10時間以上11時間未満の場合	100 単位／日
11時間以上12時間未満の場合	150 単位／日
12時間以上13時間未満の場合	200 単位／日
13時間以上14時間未満の場合	250 単位／日

### (3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(6)（3の2(6)準用）

延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の認知症対応型通所介護の前後に連続して日常生活上の世話をを行う場合について、5時間を限度として算定されるものであり、例えば、

- ① 9時間の認知症対応型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合
  - ② 9時間の認知症対応型通所介護の前に連続して2時間、後に連続して3時間、合計5時間の延長サービスを行った場合には、5時間分の延長サービスとして250単位が算定される。
- また、当該加算は認知症対応型通所介護と延長サービスを通算した時間が9時間以上の部分について算定されるものであるため、例えば、
- ③ 8時間の認知症対応型通所介護の後に連続して5時間の延長サービスを行った場合には、認知症対応型通所介護と延長サービスの通算時間は13時間であり、4時間分（=13時間-9時間）の延長サービスとして200単位が算定される。

なお、延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な体制にあり、かつ、実際に延長サービスを行った場合に算定されるものであるが、当該事業所の実情に応じて、適當数の従業者を置いている必要があり、当該事業所の利用者が、当該事業所を利用した後に、引き続き当該事業所の設備を利用して宿泊する場合や、宿泊した翌日において当該事業所の認知症対応型通所介護の提供を受けた場合には算定することはできない。

厚生労働省Q & A 【H15.5.30 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 151】

(問6) 延長加算に係る延長時間帯における人員配置について

(答) 延長サービスにおける日常生活上の世話とは、通常のサービスに含まれるものではなく、いわゆる預かりサービスなどを、事業所の実情に応じて適當数の従業員を置いて行うものである。

よって、延長加算の時間帯は人員基準上の提供時間帯に該当しない。複数の単位の利用者を同一の職員が対応することもできる。

(問8) 延長加算に係る届出について

(答) 延長加算については、「実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な場合」に届出できることと規定されている。よって、延長サービスに係る従業者の配置状況が分かる書類などを添付する必要はない。

(問12) 通所サービスの前後に併設医療機関等を受診した場合の延長加算について

(答) 通所サービスと併設医療機関における受診は別の時間帯に行われる別のサービスであることから、通所サービス後の受診後の時間帯に延長サービスを行った場合も、当該延長サービスは通所サービスに係る延長サービスをみなされず、当該加算を算定できない。

(参考) 延長加算の算定の可否

例①は通所サービス後の延長サービスに限り算定できる。例②は通所サービス前の延長サービスに限り算定できる。

例① 延長加算× 診察 通所サービス 延長加算○ の順

例② 延長加算○ 通所サービス 診察 延長加算× の順

厚生労働省Q & A 【H24. 3. 16 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 267】

(問61) 延長加算の所要時間はどうのように算定するのか。

(答) 延長加算は、実際に利用者に対して延長サービスを行うことが可能な事業所において、実際に延長サービスを行ったときに、当該利用者について算定できる。

通所サービスの所要時間と延長サービスの所要時間の通算時間が、例えば通所介護の場合であれば9時間以上となるときに1時間ごとに加算するとしているが、ごく短時間の延長サービスを算定対象とすることは当該加算の趣旨を踏まえれば不適切である。

厚生労働省Q & A 【H27. 4. 1 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 454】

(問56) 9時間の通所介護等の前後に送迎を行い、居宅内介助等を実施する場合も延長加算は算定可能か。

(答) 延長加算については、算定して差し支えない。

(問57) 宿泊サービスを利用する場合等については延長加算の算定が不可とされたが、指定居宅サービス等の基準省令96条第3項第2号に規定する利用料は、宿泊サービスとの区分がされていれば算定することができるか。

(答) 通所介護等の営業時間後に利用者を宿泊させる場合には、別途宿泊サービスに係る利用料を徴収していることから、延長に係る利用料を徴収することは適当ではない。

(問58) 通所介護等の利用者が自宅には帰らず、別の宿泊場所に行くまでの間、延長して介護を実施した場合、延長加算は算定できるか。

(答) 算定できる。

(問59) 「宿泊サービス」を利用した場合には、延長加算の算定はできることとされているが、以下の場合には算定可能か。

① 通所介護事業所の営業時間の開始前に延長サービスを利用した後、通所介護等を利用しその当日より宿泊サービスを利用した場合

② 宿泊サービスを利用した後、通所介護サービスを利用し通所介護事業所の営業時間の終了後に延長サービスを利用した後、自宅に帰る場合

(答) 同一日に宿泊サービスの提供を受ける場合は、延長加算を算定することは適当ではない。

厚生労働省Q & A 【H27. 7. 31 事務連絡 介護保険最新情報 vol. 493】

(問5) 通所介護の延長加算は、利用者が当該通所介護事業所の設備を利用して宿泊する場合は算定不可とされているが、通所介護として行う、歯科衛生士による口腔機能向上サービスが延長時間帯に必要となる場合も加算の対象とならないのか。

- (答) 延長加算については、当該通所介護事業所の設備を利用して宿泊する場合は算定できないことが原則であるが、あらかじめ通所介護計画に位置づけられたサービスであり、かつ、通常のサービス提供時間帯のみでは提供することができず、延長時間帯において提供することが不可欠な場合（食事提供に伴い、通所介護計画に定められた口腔機能向上サービスを通常の時間帯内に終えることができない場合（※））には、実際に延長サービスを行った範囲内で算定して差し支えないこととする。
- (※) 指定通所介護事業所において、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれがある利用者に対して、夕食後に言語聴覚士、歯科衛生士等が口腔機能向上サービスを実施する場合であって、夕食の時間との関係からサービス提供時間内に当該口腔機能向上サービスを終了することが困難で延長サービスとなる場合には、算定することができる。

#### 厚生労働省Q & A 【R3.3.26 事務連絡 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)】

- (問27) 所要時間が8時間未満の場合でも、延長加算を算定することはできるか。
- (答) 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話を行った場合等に算定するものであることから、算定できない。
- (問28) サービス提供時間の終了後から延長加算に係るサービスが始まるまでの間はどのような人員配置が必要となるのか。
- (答) 延長加算は、所要時間8時間以上9時間未満の指定通所介護等を行った後に引き続き日常生活上の世話をした場合等に算定するものであることから、例えば通所介護等のサービス提供時間を8時間30分とした場合、延長加算は8時間以上9時間未満に引き続き、9時間以上から算定可能である。サービス提供時間終了後に日常生活上の世話をする時間帯（9時間に到達するまでの30分及び9時間以降）については、サービス提供時間ではないことから、事業所の実情に応じて適当事数の人員を配置していれば差し支えないが、安全体制の確保に留意すること。
- (問29) 延長サービスに係る利用料はどのような場合に徴収できるのか。
- (答) 通常要する時間を超えた場合の延長サービスに係る利用料については、サービス提供時間が9時間未満である場合において行われる延長サービスやサービス提供時間が14時間以上において行われる延長サービスについて徴収できるものである。また、サービス提供時間が14時間未満である場合において行われる延長サービスについて、延長加算にかえて徴収することができる。（同一時間帯について延長加算に加えて利用料を上乗せして徴収することはできない。）なお、当該延長加算を算定しない場合においては、延長サービスに係る届出を行う必要はない。
- (参考) 延長加算及び延長サービスに係る利用料徴収の例
- ① サービス提供時間が8時間であって、6時間延長サービスを実施する場合  
→8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定する。
  - ② サービス提供時間が8時間であって、7時間延長サービスを実施する場合  
→8時間までの間のサービス提供に係る費用は、所要時間区分が8時間以上9時間未満の場合として算定し、9時間以降14時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長加算を算定し、14時間以降15時間までの間のサービス提供に係る費用は、延長サービスに係る利用料として徴収する。

### 3 入浴介助加算

#### (1) 加算の概要

入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助を行った場合に算定できる。

※ 本市への届出が必要です。

入浴介助加算(I) → 40単位／日

入浴介助加算(II) → 55単位／日

#### (2) 地域密着型サービス報酬基準(厚労告126号) **注8**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行って当該基準による入浴介助を行った場合は、1日につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

(1) 入浴介助加算(I) 40単位／日

(2) 入浴介助加算(II) 55単位／日

#### (3) 厚生労働大臣が定める基準(厚労告95号) **14の5**

イ 入浴介助加算(I) 次のいずれにも適合すること。

(1) 入浴介助を適切に行うことができる人員及び設備を有して行われる入浴介助であること。

(2) 入浴介助に関わる職員に対し、入浴介助に関する研修等を行うこと。

ロ 入浴介助加算(II)

次のいずれにも適合すること。

(1) イに掲げる基準に適合すること。

(2) 医師、理学療法士、作業療法士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員(介護保険法施行令(平成10年政令第412号)第4条第1項に規定する福祉用具専門相談員をいう。以下同じ。)、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者(以下この号において「医師等」という。)が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価していること。当該訪問において、当該居宅の浴室が、当該利用者自身又はその家族等の介助により入浴を行うことが難しい環境にあると認められる場合は、訪問した医師等が、指定居宅介護支援事業所(指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営に関する基準(平成11年厚生省令第38号。以下「指定居宅介護支援等基準」という。)第2条に規定する指定居宅介護支援事業所をいう。以下同じ。)の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所(指定居宅サービス等基準第194条第1項に規定する指定福祉用具貸与事業所をいう。以下同じ。)若しくは指定特定福祉用具販売事業所(指定居宅サービス等基準第208条第1項に規定する指定特定福祉用具販売事業所をいう。以下同じ。)の福祉用具専門相談員と連携し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行うこと。ただし、医師等による利用者の居宅への訪問が困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が利用者の居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が当該評価及び助言を行っても差し支えないものとする。

(3) 当該指定通所介護事業所(指定居宅サービス等基準第93条第1項に規定する指定通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定地域密着型通所介護事業所(指定地域密着型サービス基準第20条第1項に規定する指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)、指定認知症対応型通所介護事業所又は指定介護予防認知症対応型通所介護事業所(指定地域密着型介護予防サービス基準第13条に規定する指定介護予防認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。)の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(以下「機能訓練指導員等」という。)が共同して、利用者の居宅を訪問した医師等との連携の下で、当該利用者の身体の状況、訪問により把握した当該居宅の浴室の環境等を踏まえて個別の入浴計画を作成すること。ただし、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画に記載することをもって、個別の入浴計画の作成に代えることができる。

(4) (3)の入浴計画に基づき、個浴（個別の入浴をいう。以下同じ。）又は利用者の居宅の状況に近い環境（利用者の居宅の浴室の手すりの位置や、使用する浴槽の深さ及び高さ等に合わせて、当該事業所の浴室に福祉用具等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況を再現しているものをいう。）で、入浴介助を行うこと。

#### (4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(11) (3の2(10)準用)

##### ア 入浴介助加算(I)について

① 入浴介助加算(I)は、入浴中の利用者の観察を含む介助を行う場合について算定されるものである（大臣基準告示第14号の5）が、この場合の「観察」とは、自立生活支援のための見守り的援助のことであり、利用者の自立支援や日常生活動作能力などの向上のために、極力利用者自身の力で入浴し、必要に応じて介助、転倒予防のための声かけ、気分の確認などを行うことにより、結果として、身体に直接接觸する介助を行わなかった場合についても、加算の対象となるものであること。なお、この場合の入浴には、利用者の自立生活を支援する上で最適と考えられる入浴手法が、部分浴（シャワー浴含む）等である場合は、これを含むものとする。

② 入浴介助に関する研修とは、入浴介助に関する基礎的な知識及び技術を習得する機会を指すものとする。

③ 認知症対応型通所介護計画上、入浴の提供が位置付けられている場合に、利用者側の事情により、入浴を実施しなかった場合については、加算を算定できない。

##### イ 入浴介助加算(II)について

① ア①から③までを準用する。この場合において、ア①の「入浴介助加算(I)」は、「入浴介助加算(II)」に読み替えるものとする。

② 入浴介助加算(II)は、利用者が居宅において、自分で又は家族若しくは居宅で入浴介助を行うことが想定される訪問介護員等（以下（8）において「家族・訪問介護員等」という。）の介助によって入浴ができるようになることを目的とし、以下a～cを実施することを評価するものである。なお、入浴介助加算(II)の算定に關係する者は、利用者の状態に応じ、自分で又は家族・訪問介護員等の介助により尊厳を保持しつつ入浴ができるようになるためには、どのような介護技術を用いて行うことが適切であるかを念頭に置いた上で、a～cを実施する。

a 医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる 福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者（以下、「医師等」という。）が利用者の居宅を訪問（個別機能訓練加算を取得するにあたっての訪問等を含む。）し、利用者の状態を踏まえ、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価する。その際、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自分で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが可能であると判断した場合、指定地域密着型通所介護事業所に対しその旨情報共有する。また、当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、指定地域密着型通所介護事業所の従業者以外の者である場合は、書面等を活用し、十分な情報共有を行うよう留意すること。

（※）当該利用者の居宅を訪問し評価した者が、入浴に係る適切な介護技術に基づいて、利用者の動作を踏まえ、利用者自分で又は家族・訪問介護員等の介助により入浴を行うことが難しいと判断した場合は、指定居宅介護支援事業所の介護支援専門員又は指定福祉用具貸与事業所若しくは指定特定福祉用具販売事業所の福祉用具専門相談員と連携し、利用者及び当該利用者を担当する介護支援専門員等に対し、福祉用具の貸与若しくは購入又は住宅改修等の浴室の環境整備に係る助言を行う。

なお、医師等が訪問することが困難な場合には、医師等の指示の下、介護職員が居宅を訪問し、情報通信機器等を活用して把握した浴室における利用者の動作及び浴室の環境を踏まえ、医師等が評価及び助言を行うこともできるとする。ただし、情報通信機器等の活用については、当該利用者等の同意を得なければならないこと。また、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

b 指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の居宅を訪問し評価した

者との連携の下で、当該利用者の身体の状況や訪問により把握した利用者の居宅の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。

- c bの入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行う。なお、**利用者の居宅の浴室の状況に 近い環境については、大浴槽等においても、手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し、浴室の手すりの位置や使用的浴槽の 深さ及び高さ等を踏まえることで、利用者の居宅の浴室環境の状 況を再現していることとして差し支えないこととする。**また、入浴介助を行う際は、関係計画等の達成状況や利用者の状態をふまえて、自身で又は家族・訪問介護員等の介助によって入浴ができるようになるよう、必要な介護技術の習得に努め、これを用いて行われるものであること。なお、必要な介護技術の習得にあたっては、既存の研修等を参考にすること。

#### 厚生労働省Q & A 【R3.4.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 8)】

(問3) 入浴介助加算(Ⅱ)については、算定にあたって利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この評価は算定開始後も定期的に行う必要があるのか。

(答) 当該利用者の身体状況や居宅の浴室の環境に変化が認められた場合に再評価や個別の入浴計画の見直しを行うこととする。

(問4) 入浴介助加算(Ⅱ)では、個別の入浴計画に基づき、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境にて、入浴介助を行うこととなっているが、この場合の入浴介助とは具体的にどのような介助を想定しているのか。

(答) 利用者の入浴に係る自立を図る観点から、入浴に係る一連の動作のうち、利用者が自身 の身体機能のみを活用し行うことができる動作については、引き続き実施できるよう見 守り的援助を、介助を行う必要がある動作については、利用者の状態に応じた身体介助を行なう。なお、入浴介助加算(Ⅱ)の算定にあたっての関係者は、利用者の尊厳の保持に配慮し、その状態に応じ、利用者自身で又は家族等の介助により入浴ができるようになるよう、常日頃から必要な介護技術の習得に努めるものとする。

<参考：利用者の状態に応じた身体介助の例>

※ 以下はあくまでも一例であり、同加算算定に当たって必ず実施しなければならないものではない。

利用者の動作	介護者の動作
	シャワーチェア（座面の高さが浴槽の高さと同等のもの）、浴槽用手すり、浴槽内いすを準備する。
シャワーチェアに座る。	
シャワーチェアから腰を浮かせ、浴槽の縁に腰掛ける。	介助者は、利用者の足や手の動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。
足を浴槽に入れる。	介助者は利用者の体を支え、足を片方ずつ浴槽に入れる動作の声かけをする。必要に応じて、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足をいれるための持ち上げ動作を支える。
ゆっくり腰を落とし、浴槽内いすに腰掛けて、湯船につかる。	声かけをし、必要に応じて、利用者の上半身を支える
浴槽用手すりにつかまって立つ。	必要に応じて、利用者の上半身を支える。
浴槽の縁に腰掛け、浴槽用手すりをつかみ、足を浴槽から出す。	必要に応じて、浴槽台を利用し、利用者の上半身を支えたり、浴槽に足を入れるための持ち上げ動作を支える。
浴槽の縁から腰を浮かせ、シャワーチェアに腰掛ける。	必要に応じて、利用者の上半身や下肢を支える。
シャワーチェアから立ち上がる。	

- (問5) 入浴介助加算(Ⅱ)については、個浴その他の利用者の居宅の状況に近い環境（手すりなど入浴に要する福祉用具等を活用し利用者の居宅の浴室の環境を個別に模したもの）にて、入浴介助を行うこととなっているが、例えばいわゆる大浴槽に福祉用具等を設置すること等により利用者の居宅の浴室の状況に近い環境を再現することとしても差し支えないのか。
- (答) 例えば、利用者の居宅の浴室の手すりの位置や浴槽の深さ・高さ等にあわせて、可動式手すり、浴槽内台、すのこ等を設置することにより、利用者の居宅の浴室の状況に近い環境が再現されれば、差し支えない。
- (問6) 同一事業所において、入浴介助加算(Ⅰ)を算定する者と入浴介助加算(Ⅱ)を算定する者が混在しても差し支えないか。また、混在しても差し支えない場合、「指定居宅サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定居宅介護支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定施設サービス等に要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準、指定介護予防支援に要する費用の額の算定に関する基準、指定地域密着型サービスに要する費用の額の算定に関する基準及び指定地域密着型介護予防サービスに要する費用の額の算定に関する基準の制定に伴う介護給付費算定に係る体制等に関する届出等における留意点について」（平成12年3月8日老企第41号）に定める「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」等はどのように記載させればよいか。
- (答) 前段については、差し支えない。後段については、「加算Ⅱ」と記載させることとする。  
（「加算Ⅱ」と記載した場合であっても、入浴介助加算(Ⅰ)を算定することは可能である。）

#### 【R6.3.15 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)】

- (問60) 入浴介助に関する研修とは具体的にはどのような内容が想定されるのか。
- (答)
- ・ 具体的には、脱衣、洗髪、洗体、移乗、着衣など入浴に係る一連の動作において介助対象者に必要な入浴介助技術や転倒防止、入浴事故防止のためのリスク管理や安全管理等が挙げられるが、これらに限るものではない。
  - ・ なお、これらの研修においては、内部研修・外部研修を問わず、入浴介助技術の向上を図るために、継続的に研修の機会を確保されたい。
- (問61) 情報通信機器等を活用した訪問する者（介護職員）と評価をする者（医師等）が画面を通して同時に評価及び助言を行わないといけないのか。
- (答) 情報通信機器等を活用した訪問や評価方法としては、必ずしも画面を通して同時進行で対応する必要はなく、医師等の指示の下、当該利用者の動作については動画、浴室の環境については写真にするなど、状況に応じて動画・写真等を活用し、医師等に評価してもらうことで要件を満たすこととしている。
- (問62) 入浴介助加算(Ⅱ)は、利用者が居宅において利用者自身で又は家族等の介助により入浴を行うことができるようになることを目的とするものであるが、この場合の「居宅」とはどのような場所が想定されるのか。
- (答)
- ・ 利用者の自宅（高齢者住宅（居室内の浴室を使用する場合のほか、共同の浴室を使用する場合も含む。）を含む。）のほか、利用者の親族の自宅が想定される。なお、自宅に浴室がない等、具体的な入浴場面を想定していない利用者や、本人が希望する場所で入浴するには心身機能の大幅な改善が必要となる利用者にあっては、以下①～⑤をすべて満たすことにより、当面の目標として通所介護等での入浴の自立を図ることを目的として、同加算を算定することとしても差し支えない。
    - ① 通所介護等事業所の浴室において、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の動作を評価する。

- ② 通所介護等事業所において、自立して入浴することができるよう必要な設備（入浴に関する福祉用具等）を備える。
- ③ 通所介護等事業所の機能訓練指導員等が共同して、利用者の動作を評価した者等との連携の下で、当該利用者の身体の状況や通所介護等事業所の浴室の環境等を踏まえた個別の入浴計画を作成する。なお、個別の入浴計画に相当する内容を通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別の入浴計画の作成に代えることができるものとする。
- ④ 個別の入浴計画に基づき、通所介護等事業所において、入浴介助を行う。
- ⑤ 入浴設備の導入や心身機能の回復等により、通所介護等以外の場面での入浴が想定できるようになっているかどうか、個別の利用者の状況に照らし確認する。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 8) (令和3年4月26日) 問1の修正。

(問63) 入浴介助加算(Ⅱ)について、医師、理学療法士、作業療法士、介護福祉士若しくは介護支援専門員又は利用者の動作及び浴室の環境の評価を行うことができる福祉用具専門相談員、機能訓練指導員、地域包括支援センターの職員その他住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者が利用者の居宅を訪問し、浴室における当該利用者の動作及び浴室の環境を評価することとなっているが、この「住宅改修に関する専門的知識及び経験を有する者」とはどのような者が想定されるか。

(答) 福祉・住環境コーディネーター2級以上の者等が想定される。

※ 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 8) (令和3年4月26日) 問2の修正

#### ○ よくある質問

(問) 当日熱があつたため足浴のみにしたが、入浴介助加算は算定できますか。

(答) 入浴介助加算は、全身浴(全身シャワー浴を含む。)を実際に行った場合のみ算定可能です。足浴等の部分浴や清拭では、入浴介助加算を算定することはできません。

(問) 入浴時に使用するタオルについて、全ての利用者に持参してもらうことは可能か。

(答) 入浴時に使用するタオルは、入浴サービスの提供に必要な物品であることから、サービス提供の一環として事業所が用意すべき物品です。

したがって、全ての利用者に対して一律に持参を求めるることは不適切です。

## 4 生活機能向上連携加算

### (1) 加算の概要

指定訪問リハビリテーション事業所等の外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合に算定できる。

※ 本市への届出が必要です。

生活機能向上連携加算(I) → 100単位／月

生活機能向上連携加算(II) → 200単位／月

\*ただし、個別機能訓練加算を算定している場合は、100単位／月となる。

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号）注9

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型認知症対応型通所介護において、外部との連携により、利用者の身体の状況等の評価を行い、かつ、個別機能訓練計画を作成した場合には、当該基準に掲げる区分に従い、(1)については、利用者の急性増悪等により当該個別機能訓練計画を見直した場合を除き3月に1回を限度として、1月につき、(2)については1月につき、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、注8（個別機能訓練加算）を算定している場合、(1)は算定せず、(2)は1月につき100単位を所定単位数に加算する。

(1) 生活機能向上連携加算(I) 100単位

(2) 生活機能向上連携加算(II) 200単位

### (3) 厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示告示・15の2）

イ 生活機能向上連携加算(I) 次のいずれにも適合すること。

(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所（指定居宅サービス等基準第111条第1項に規定する指定通所リハビリテーション事業所をいう。以下同じ。）又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（医療法（昭和23年法律第205号）第1条の2第2項に規定する医療提供施設をいい、病院にあっては、許可病床数が二百床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この号において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所（通所型サービス（法第115条の45第1項第一号の口に規定する第一号通所事業のうち、地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年法律第83号）第5条の規定による改正前の法第八条第七項に規定する介護予防通所介護に相当するサービスをいう。）の事業を行う事業所をいう。以下同じ。）の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。

(2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。

(3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を3月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

ロ 生活機能向上連携加算(II) 次のいずれにも適合すること

(1) 指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定通所介護事業所、指定地域密着型通所介護事業所、指定認知症対応型通所介護事業所又は通所型サービス事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等が共同して利用者の身体状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っている

こと。

- (2) 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又 生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が利用者の心身の状況に応じた機能訓練を適切に提供していること。
- (3) (1)の評価に基づき、個別機能訓練計画の進捗状況等を三月ごとに1回以上評価し、利用者又はその家族に対し、機能訓練の内容と個別機能訓練計画の進捗状況等を説明し、必要に応じて訓練内容の見直し等を行っていること。

#### (4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(8) (3の2(12)準用)

##### ① 生活機能向上連携加算(I)

イ 生活機能向上連携加算(I)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（病院にあっては、許可病床数が200床未満のもの又は当該病院を中心とした半径4キロメートル以内に診療所が存在しないものに限る。以下この(12)において同じ。）の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士又は医師（以下この(12)において「理学療法士等」という。）の助言に基づき、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者（以下「機能訓練指導員等」という。）が共同してアセスメント、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。

この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。

ロ 個別機能訓練計画の作成に当たっては、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL（寝返り、起き上がり、移乗、歩行、着衣、入浴、排せつ等）及びIADL（調理、掃除、買物、金銭管理、服薬状況等）に関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握し、又は、指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等と連携してICTを活用した動画やテレビ電話を用いて把握した上で、当該指定地域密着型通所介護事業所の機能訓練指導員等に助言を行うこと。なお、ICTを活用した動画やテレビ電話を用いる場合においては、理学療法士等がADL及びIADLに関する利用者の状況について適切に把握することができるよう、理学療法士等と機能訓練指導員等で事前に方法等を調整するものとする。

ハ 個別機能訓練計画には、利用者ごとにその目標、実施時間、実施方法等の内容を記載しなければならない。

目標については、利用者又はその家族の意向及び当該利用者を担当する介護支援専門員の意見も踏まえ策定することとし、当該利用者の意欲の向上につながるよう、段階的な目標を設定するなど可能な限り具体的かつ分かりやすい目標とすること。なお、個別機能訓練計画に相当する内容を地域密着型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。

二 個別機能訓練計画に基づき、利用者の身体機能又は生活機能の向上を目的とする機能訓練の項目を準備し、機能訓練指導員等が、利用者の心身の状況に応じて計画的に機能訓練を適切に提供していること。

##### 木 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について

- ・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族（以下この木において「利用者等」という。）の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
- ・ 理学療法士等は、機能訓練指導員等と共同で、3月ごとに1回以上、個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明していること。

また、利用者等に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならないこと。なお、

テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」、厚生労働省「医療情報システムの安全管理に関するガイドライン」等を遵守すること。

- ヘ 機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の機能訓練指導員等により閲覧が可能であるようにすること。
- ト 生活機能向上連携加算(I)は個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月に限り、算定されるものである。なお、イの助言に基づき個別機能訓練計画を見直した場合には、本加算を再度算定することは可能であるが、利用者の急性増悪等により個別機能訓練計画を見直した場合を除き、個別機能訓練計画に基づき個別機能訓練を提供した初回の月の翌月及び翌々月は本加算を算定しない。
- ② 生活機能向上連携加算(II)
- イ 生活機能向上連携加算(II)は、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等が、当該指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、当該事業所の機能訓練指導員等と共同して、利用者の身体の状況等の評価及び個別機能訓練計画の作成を行っていること。その際、理学療法士等は、機能訓練指導員等に対し、日常生活上の留意点、介護の工夫等に関する助言を行うこと。
- この場合の「リハビリテーションを実施している医療提供施設」とは、診療報酬における疾患別リハビリテーション料の届出を行っている病院若しくは診療所又は介護老人保健施設、介護療養型医療施設若しくは介護医療院であること。
- ロ 個別機能訓練計画の進捗状況等の評価について
- ・ 機能訓練指導員等は、各月における評価内容や目標の達成度合いについて、利用者又はその家族及び理学療法士等に報告・相談し、理学療法士等から必要な助言を得た上で、必要に応じて当該利用者又はその家族の意向を確認の上、当該利用者のADLやIADLの改善状況を踏まえた目標の見直しや訓練内容の変更など適切な対応を行うこと。
  - ・ 理学療法士等は、3月ごとに1回以上指定地域密着型通所介護事業所を訪問し、機能訓練指導員等と共同で個別機能訓練の進捗状況等について評価した上で、機能訓練指導員等が、利用者又はその家族に対して個別機能訓練計画の内容（評価を含む。）や進捗状況等を説明し記録するとともに、必要に応じて訓練内容の見直し等を行うこと。
- ハ ①ハ、ニ及びトによること。なお、個別機能訓練加算を算定している場合は、別に個別機能訓練計画を作成する必要はないこと。

#### 厚生労働省Q & A 【30.3.23 事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol.1)】

- (問109) 指定通所介護事業所は、生活機能向上連携加算に係る業務について指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又は医療提供施設と委託契約を締結し、業務に必要な費用を指定訪問リハビリテーション事業所等に支払うことになると考えてよいか。
- (答) 貴見のとおりである。なお、委託料についてはそれぞれの合意により適切に設定する必要がある。
- (問110) 生活機能向上連携加算は、同一法人の指定訪問リハビリテーション事業所若しくは指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設（原則として許可病床数200床未満のものに限る。）と連携する場合も算定できるものと考えてよいか。
- (答) 貴見のとおりである。なお、連携先について、地域包括ケアシステムの推進に向けた在宅医療の主たる担い手として想定されている200床未満の医療提供施設に原則として限っている趣旨や、リハビリテーション専門職（理学療法士、作業療法士、言語聴覚士）の有効活用、地域との連携の促進の観点から、別法人からの連携の求めがあった場合には、積極的に応じるべきである。

## 厚生労働省Q & A 【R3.3.29 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 4)】

- (問6) 生活機能向上連携加算(I)について、留意事項通知において、理学療法士等が訪問介護事業所のサービス提供責任者へ訪問介護計画の作成に助言をするに当たって「指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の理学療法士等は、当該利用者のADL及びIADLに関する状況について、指定訪問リハビリテーション事業所、指定通所リハビリテーション事業所又はリハビリテーションを実施している医療提供施設の場において把握」した上で行うとあるが、具体的にはどのようなものか。
- (答) · 例えば、訪問介護と通所リハビリテーションを併用する利用者について、訪問介護事業所のサービス提供責任者が訪問介護計画を作成するに当たって、理学療法士等が通所リハビリテーションを提供する中で把握した利用者のADL及びIADLに関する状況を、電話、文書、メール等を活用して助言することが挙げられる。
- なお、利用者のADL及びIADLの状況を把握する方法としては、上記のほか、ICTを活用した動画やテレビ電話装置等を活用する方法もあるが、いずれかの方法で把握すればよい。

## 5 個別機能訓練加算

### (1) 加算の概要

機能訓練指導員が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行った機能訓練について算定できる。

※本市への届出が必要

個別機能訓練加算 I	→	27単位／日
個別機能訓練加算 II	→	20単位／月

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号） 注10

指定認知症対応型通所介護を行う時間帯に1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）を1名以上配置しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った指定認知症対応型通所介護の利用者に対して、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとに個別機能訓練計画を作成し、当該計画に基づき、計画的に機能訓練を行っている場合には、個別機能訓練加算(I)として、1日につき27単位を所定単位数に加算する。また、個別機能訓練加算(I)を算定している場合であって、かつ、個別機能訓練計画の内容等の情報を厚生労働省に提出し、機能訓練の実施に当たって、当該情報その他機能訓練の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用した場合は、個別機能訓練加算(II)として、1月につき20単位を所定単位数に加算する。

### (3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(9)

- ① 個別機能訓練加算は、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師、はり師又はきゅう師（はり師及びきゅう師については、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師、あんまマッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有する者に限る。）（以下「理学療法士等」という。）が個別機能訓練計画に基づき、計画的に行なった機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）について算定する。
- ② 個別機能訓練加算に係る機能訓練（以下「個別機能訓練」という。）は、1日120分以上、専ら機能訓練指導員の職務に従事する理学療法士等を1名以上配置して行なうものであること。この場合において、例えば、1週間のうち特定の曜日だけ理学療法士等を配置している場合は、その曜日におけるサービスのみが当該加算の算定対象となる。ただし、この場合、理学療法士等が配置される曜日はあらかじめ定

められ、利用者や居宅介護支援事業者に周知されている必要がある。なお、認知症対応型通所介護事業所の看護職員が加算に係る機能訓練指導員の職務に従事する場合には、当該職務の時間は、認知症対応型通所介護事業所における看護職員としての人員基準の算定に含めない。

- ③ 個別機能訓練を行うに当たっては、機能訓練指導員、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとにその目標、実施方法等について評価等を行う。なお、認知症対応型通所介護においては、個別機能訓練計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって個別機能訓練計画の作成に代えることができるものとすること。
- ④ 個別機能訓練を行う場合は、開始時及びその3か月後に1回以上利用者に対して個別機能訓練計画の内容を説明する。利用者に対する説明は、テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとすること。ただし、テレビ電話装置等の活用について当該利用者の同意を得なければならないこと。なお、テレビ電話装置等の活用に当たっては、個人情報保護委員会・厚生労働省「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」等を遵守すること。
- ⑤ 個別機能訓練に関する記録（実施時間、訓練内容、担当者等）は、利用者ごとに保管され、常に当該事業所の個別機能訓練の従事者により閲覧が可能であるようにすること。
- ⑥ 個別機能訓練加算（Ⅱ）を取得する場合、厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るために、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成（Plan）、当該計画に基づく個別機能訓練の実施（Do）、当該実施内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

#### 厚生労働省Q & A 【H18.3.22 介護制度改革 information vol. 78】

- （問49） 個別機能訓練加算について体制ありと届け出た事業所は、全ての利用者の計画を作成し、個別機能訓練を実施しなければならないのか。また、利用者全てが対象の場合は特定の曜日のみ機能訓練指導員を配置して加算をとることができないということになるのか。
- （答） 個別機能訓練加算は、体制加算ではなく、個別の計画作成等のプロセスを評価するものであることから、利用者の同意が得られない場合には算定できないが、原則として、当該単位の全ての利用者について計画作成してその同意を得るよう努めることが望ましい。また、特定の曜日のみ専従の機能訓練指導員を配置して、個別機能訓練を実施することも可能であり、その場合、当該曜日の利用者のみに加算を算定することとなるが、その場合であっても、当該曜日の利用者全員の計画を作成することが基本となる。なお、利用者の選択に資するよう、特定の曜日にのみ専従の機能訓練指導員を配置している旨について利用者にあらかじめ説明しておくことも必要である。

#### 厚生労働省Q & A 【18.4.21 介護制度改革 information vol. 96】

- （問15） 個別機能訓練加算に係る算定方法、内容等について示されたい
- （答） 当該個別機能訓練加算は、従来機能訓練指導員を配置することを評価していた体制加算を、機能訓練指導員の配置と共に、個別に計画を立て、機能訓練を行うことを評価することとしたものであり、介護サービスにおいては実施日、（介護予防）特定施設入居者生活介護サービス及び介護老人福祉施設サービスにおいては入所期間のうち機能訓練実施期間中において当該加算を算定することが可能である。なお、具体的なサービスの流れとしては、「多職種が協同して、利用者毎にアセスメントを行い、目標設定、計画の作成をした上で、機能訓練指導員が必要に応じた個別機能訓練の提供を行い、その結果を評価すること」が想定される。また、行われる機能訓練の内容は、各利用者の心身状況等に応じて、日常生活を営むのに必要な機能を改善し、又はその減退を予防するのに必要な訓練を計画されたい。

## 厚生労働省Q & A 【30.3.23 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1)」の送付について】

- (問32) はり師・きゅう師を機能訓練指導員とする際に求められる要件となる、「理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験」について、その実務時間・日数や実務内容に規定はあるのか。
- (答) 要件にある以上の内容については細かく規定しないが、当然ながら、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導員として実際に行う業務の頻度・内容を鑑みて、十分な経験を得たと当該施設の管理者が判断できることは必要となる。
- (問33) はり師・きゅう師を機能訓練指導員として雇う際に、実際に、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士、看護職員、柔道整復師又はあん摩マッサージ指圧師の資格を有する機能訓練指導員を配置した事業所で6月以上機能訓練指導に従事した経験を有することをどのように確認するのか。
- (答) 例えば、当該はり師・きゅう師が機能訓練指導に従事した事業所の管理者が書面でそれを証していることを確認すれば、確認として十分である。

## 厚生労働省Q & A 【R3.3.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)】

- (問19) 個別機能訓練加算(Ⅱ)及び言語聴覚療法に係る加算において、Barthel Index (BI) のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されているICFステーディングから読み替えたものを提出してもよいか。
- (答) BIの提出については、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、
- BIに係る研修を受け、
  - BIへの読み替え規則を理解し、
  - 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確な BI を別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。

## 6 ADL維持等加算

### (1) 加算の概要

自立支援・重度化防止の観点から、一定期間内に当該事業所を利用した者のうち、ADL（日常生活動作）の維持又は改善の度合いが一定水準を超えた場合に算定できる。

※ 本市への届出が必要です。

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号） 注11

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所において、利用者に対して指定認知症対応型通所介護を行った場合は、評価対象期間（別に厚生労働大臣が定める期間をいう。）の満了日の属する月の翌月から12月以内の期間に限り、当該基準に掲げる区分に従い、1月につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

- (1) ADL維持等加算(Ⅰ) 30単位／月
- (2) ADL維持等加算(Ⅱ) 60単位／月

### (3) 別に厚生労働大臣が定める基準 (厚労告第95号) 16

イ A D L維持等加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 評価対象者 (当該事業所又は当該施設の利用期間 ((2)において「評価対象利用期間」という。) が六月を超える者をいう。以下この号において同じ。) の総数が10人以上であること。

(2) 評価対象者全員について、評価対象利用期間の初月 (以下「評価対象利用開始月」という。) と、当該月の翌月から起算して六月目 (六月目にサービスの利用がない場合については当該サービスの利用があった最終の月) において A D L を評価し、その評価に基づく値 (以下「A D L 値」という。) を測定し、測定した日が属する月ごとに厚生労働省に当該測定を提出していること。

(3) 評価対象者の評価対象利用開始月の翌月から起算して六月目の月に測定したA D L 値から評価対象利用開始月に測定したA D L 値を控除して得た値を用いて一定の基準に基づき算出した値 (以下「A D L 利得」という。) の平均値が一以上であること。

ロ A D L 維持等加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イ(1)及び(2)の基準に適合すること。

(2) 評価対象者のA D L 利得の平均値が3以上であること。

### (4) 厚生労働大臣が定める基準に適合する利用者等 (利用者等告示94)

35の4 指定地域密着型サービス介護給付費単位数表の認知症対応型通所介護費のイ及びロの注9の厚生労働大臣が定める期間

第15号の2に規定する期間 (A D L 維持等加算の算定を開始する月の前年の同月から起算して12月までの期間)

### (5) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(10)

- ① A D L の評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index を用いて行うものとする。
- ② 大臣基準告示第16号の2イ(2)における厚生労働省へのA D L 値の提出は、L I F E を用い行うこととする。L I F E への提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。サービスの質の向上を図るため、L I F E への提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた個別機能訓練計画の作成(Plan)、当該計画に基づく個別機能訓練の実施(Do)、当該実施内容の評価(Check)、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善(Action)の一連のサイクル（P D C A サイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。
- ③ 大臣基準告示第16号の2イ(3)及びロ(2)におけるA D L 利得は、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したA D L 値から、評価対象利用開始月に測定したA D L 値を控除して得た値に、次の表の上欄の評価対象利用開始月に測定したA D L 値に応じてそれぞれ同表の下欄に掲げる値を加えた値を平均して得た値とする。

A D L 値が0以上 25以下	1
A D L 値が30以上 50以下	1
A D L 値が55以上 75以下	2
A D L 値が80以上 100以下	3

- ④ ハにおいてA D L 利得の平均を計算するに当たって対象とする者は、A D L 利得の多い順に、上位100分の10に相当する利用者 (その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。) 及び下位100分の10に相当する利用者 (その数に1未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。) を除く利用者 (以下この(8)において「評価対象利用者」という。) とする。
- ⑤ 加算を取得する月の前年の同月に、基準に適合しているものとして市町村長に届け出ている場合は、届出の日から12月後までの期間を評価対象期間とする。
- ⑥ 令和6年度については、令和6年3月以前よりA D L 維持等加算(II)を算定している場合、A D L 利得に関わらず、評価対象期間の満了日の属する月の翌月から12月に限り算定を継続することができる。

厚生労働省Q&A【R3.3.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ&A（Vol. 3）】

- (問19) ADL維持等加算(I)及び(II)及び言語聴覚療法に係る加算において、Barthel Index(BI)のデータ提出に際して、老人保健健康増進等事業において一定の読み替え精度について検証されているICFステージングから読み替えたものを提出してもよいか。
- (答) BIの提出については、通常、BIを評価する場合に相当する読み替え精度が内容の妥当性を含め客観的に検証された指標について、測定者が、
- BIに係る研修を受け、
  - BIへの読み替え規則を理解し、
  - 読み替え精度等を踏まえ、必要に応じて、読み替えの際に、正確なBIを別途評価する等の対応を行い、提出することが必要である。
- (問34) LIFEを用いたBarthel Indexの提出は、合計値でよいのか。
- (答) 令和3年度にADL維持等加算を算定する場合に、LIFEを用いて提出するBarthel Indexは合計値でよいが、令和4年度以降にADL維持等加算を算定することを目的として、Barthel Indexを提出する場合は、項目ごとの値を提出する必要がある。
- 問35) 事業所又は施設において、評価対象利用期間が6月を超えるとは、どのような意味か。
- (答) サービスの利用に当たり、6月以上のサービス提供に係る計画を策定し、支援を行っていた場合において、計画期間の途中で当該サービスを利用していない月があったとしても、当該月を除いて6月以上利用していれば評価対象者に含まれる。
- (問36) これまでADL維持等加算を算定していなかった事業所又は施設が、令和3年度又は令和4年度に新たに算定をしようとする場合の届出は、どのように行うのか。
- (答)
- ・ 令和3年度に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前月までに、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。
  - ・ 令和4年度以降に加算の算定を開始しようとする場合は、算定を開始しようとする月の前年同月に、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」について、「2あり」と届出を行う必要がある。加えて、加算の算定を開始しようとする月の末日までに、LIFE上でADL利得に係る基準を満たすことを確認し、加算の請求届出を行うこと。
  - ・ なお、「ADL維持等加算〔申出〕の有無」について、「2あり」と届け出たが、LIFEでの確認の結果、ADL利得に係る基準を満たさなかった場合に、今後、ADL維持等加算を算定する意思がなければ、「ADL維持等加算〔申出〕の有無」について、届出を「1なし」に変更すること。
- (問37) これまでには、初めてADL維持等加算を算定しようとする事業所は、前年度に「ADL維持等加算〔申出〕の有無」の届出を指定権者に届け出る必要があったが、これに変更はあるのか。
- (答) 令和3年度については、算定を開始しようとする月の前月までに申出を行うこと。令和4年度以降に算定を開始しようとする場合は、当該算定を開始しようとする月の前年同月に届出を行うこと。
- (問38) これまでADL維持等加算の算定事業所は、国保連合会からの審査結果を踏まえて決定されていたが、このフローはどうなるのか。
- (答) 各事業者がLIFEを用いてADL利得が基準を満たすかどうかを確認するため、従来のような国保連合会からの審査結果は送付されない。
- 問39) これまで評価対象利用開始月と、当該月から起算して6月目の値で評価していたが、今回の改正で評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目となったのは、後の月が1月ずれたということか。
- (答) 貴見のとおり

- (問40) 令和2年度のADL値を遡って入力する際に、過去分のADL値については評価者がリハビリ担当者や介護職であり、一定の研修を受けていないが問題ないか。
- (答) 令和2年度分のADL値については、適切に評価されていると事業所又は施設が考える値であれば問題ない。令和3年度以降のADL値は、一定の研修を受けた者が測定するものとする。
- (問41) 同一施設内で予防サービスも行っている。要支援から要介護になった方の評価期間はどうなるのか。
- (答) 要支援から要介護になった方については、要介護になった初月が評価対象利用開始月となる。
- (問42) 指定権者で「介護給付費算定に係る体制等状況一覧表（居宅サービス・施設サービス・居宅介護支援）」をどのように記載すればよいか。
- (答) ADL維持等加算(I)又は(II)を算定しようとする事業所又は施設は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」を「2 あり」、「ADL維持等加算III」を「1 なし」とする。
- (問43) 令和4年度もADL維持等加算(III)の算定を予定している事業所は、介護給付費算定に係る体制等状況一覧表の「ADL維持等加算〔申出〕の有無」が「2 あり」、「ADL維持等加算III」が「2 あり」という記載することで良いか。
- (答) 貴見のとおり。

#### 厚生労働省Q & A 【R3.4.9 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 5)】

- (問5) ADLの評価は、一定の研修を受けた者により、Barthel Index（以下「BI」という。）を用いて行うとあるが、「一定の研修」とはなにか。
- (答) ・ 一定の研修とは、様々な主体によって実施されるBIの測定方法に係る研修を受講することや、厚生労働省において作成予定のBIに関するマニュアル（[https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094\\_00037.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/shingi2/0000198094_00037.html)）及びBIの測定についての動画等を用いて、BIの測定方法を学習することなどが考えられる。
- ・ また、事業所は、BIによる評価を行う職員を、外部・内部の理学療法士、作業療法士、言語聴覚士から指導を受ける研修に定期的に参加させ、その参加履歴を管理することなどによりBIの測定について、適切な質の管理を図る必要がある。加えて、これまでBIによる評価を実施したことがない職員が、はじめて評価を行う場合には、理学療法士等の同席の下で実施する等の対応を行わなければならない。

#### 厚生労働省Q & A 【R3.4.15 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 6)】

- (問3) 令和3年度介護報酬改定により、ADL値の測定時期は「評価対象利用開始月と当該月の翌月から起算して6月目」となったが、令和3年度にADL維持等加算(I)又は(II)を算定しようとする場合においても、ADL値の測定時期は改定後の基準に従うのか。
- (答) 令和3年度にADL維持等加算(I)又は(II)を算定する場合において、令和3年4月1日までに体制届出を行っている場合については、評価対象利用開始月の翌月から起算して6月目の月に測定したADL値を、評価対象利用開始月から起算して6月目の月に測定したADL値を持って代替することとして差し支えない。

厚生労働省Q & A 【R3.4.30 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 9)】

(問1) 令和3年4月よりADL維持等加算(I)又は(II)の算定を予定していたが、5月10日までにLIFEに令和2年度のデータを提出できず、LIFEを用いて加算の算定基準を満たすかどうかを確認できないが、どのように算定することが可能か

(答) • 令和3年4月よりADL維持等加算(I)又は(II)の算定を検討しているものの、やむを得ない事情により、5月10日までにLIFEへのデータ提出及び算定基準を満たすことの確認が間に合わない場合、以下の①又は②により、4月サービス提供分の本加算を算定することができる。なお、データ提出が遅れる場合、  
① 各事業所において、LIFE以外の手法で加算の算定基準を満たすか確認し、その結果に基づいて本加算を算定すること。この場合であっても、速やかに、LIFEへのデータ提出を行い、LIFEを用いて加算の算定基準を満たしているか確認を行うこと。  
② 5月10日以降に、LIFEへのデータ提出及びLIFEを用いて算定基準を満たすことを確認し、  
— 月遅れ請求とし請求明細書を提出すること又は  
— 保険者に対して過誤調整の申し立てを行い（4月サービス提供分の他の加算や基本報酬にかかる請求は通常通り実施）、本取扱いによる加算分を含めて請求明細書を提出すること等の取り扱いを行うこと。  
• なお、このような請求の取扱いについて、利用者から事前の同意を得る必要がある。  
• また、令和3年5月分及び6月分についても、やむを得ない事情がある場合は、同様の対応が可能である。

【R6.3.15 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)】

(問176) ADL維持等加算(II)について、ADL利得が「2以上」から「3以上」へ見直されることとなつたが、令和6年3月以前に評価対象期間の届出を行っている場合であっても、ADL維持等加算(II)の算定にはADL利得3以上である必要があるか。

(答) 令和5年4月以降が評価対象期間の始期となっている場合は、ADL利得が3以上の場合に、ADL維持等加算(II)を算定することができる。

## 7 若年性認知症利用者受入加算

### (1) 加算の概要

若年性認知症利用者に対して、利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、利用者の特性やニーズに応じた指定認知症対応型通所介護を行った場合に算定できる。

※ 本市への届出が必要です。

若年性認知症利用者受入加算 60単位／日

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号） **注12**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所において、若年性認知症利用者に対して、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、若年性認知症利用者受入加算として、1日につき60単位を所定単位数に加算する。

### (3) 別に厚生労働大臣が定める基準（厚労告95号）

受け入れた若年性認知症利用者（介護保険法施行令第2条第6号に規定する初老期における認知症によって要介護者又は要支援者となった者をいう。）ごとに個別の担当者を定めていること。

### (4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 **4(12)** (3の2(16) 準用)

受け入れた若年性認知症利用者ごとに個別に担当者を定め、その者を中心に、当該利用者の特性やニーズに応じたサービス提供を行うこと。

#### 厚生労働省Q & A 【H18.2.24 全国介護保険担当課長ブロック会議資料 Q&A】

(問48) 指定認知症対応型通所介護と通所介護及び通所リハビリテーションにおける若年性認知症ケア加算とは何が違うのか。

(答)

- 1 指定認知症対応型通所介護は、認知症の者が自宅において日常生活を送ることができるよう、地域密着型サービスとして位置づけているものである。
- 2 一方、通所介護及び通所リハビリテーションにおける若年性認知症ケア加算は、通常の通所介護及び通所リハビリテーションについて、若年性認知症利用者のみの単位でそれぞれにあった内容の介護を行ったり、利用者又はその家族等の相談支援等を行う場合に加算されるものである。

#### 厚生労働省Q & A 【H21.3.23事務連絡 介護保険最新情報vol. 69】

(問101) 一度本加算制度の対象者となった場合、65歳以上になっても対象のままか。

(答) 65歳の誕生日の前々日までは対象である。

(問102) 担当者とは何か。定めるにあたって担当者の資格要件はあるか。

(答) 若年性認知症利用者を担当する者ことで、施設や事業所の介護職員の中から定めていただきたい。人数や資格等の要件は問わない。

## 8 栄養アセスメント加算

### (1) 加算の概要

管理栄養士を配置している事業所が、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合に算定できる。

※ 本市への届出が必要です。

栄養アセスメント加算 50単位／月

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号）注13

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対して、管理栄養士が介護職員等と共同して栄養アセスメント（利用者ごとの低栄養状態のリスク及び解決すべき課題を把握することをいう。以下この注において同じ。）を行った場合は、栄養アセスメント加算として、1月につき50単位を所定単位数に加算する。ただし、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、算定しない。

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者ごとに、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者(注128において「管理栄養士等」という。)が共同して栄養アセスメントを実施し、当該利用者又はその家族に対してその結果を説明し、相談等に必要に応じ対応すること。
- (3) 利用者ごとの栄養状態等の情報を厚生労働省に提出し、栄養管理の実施に当たって、当該情報その他栄養管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。
- (4) 別に厚生労働大臣が定める基準※に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準

定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

### (3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(13) (3の2)(1) 準用)

- ① 栄養アセスメント加算の算定に係る栄養アセスメントは、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養アセスメント加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 栄養アセスメントについては、3月に1回以上、イからニまでに掲げる手順により行うこと。あわせて、利用者の体重については、1月毎に測定すること。
  - イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。
  - ロ 管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、解決すべき栄養管理上の課題の把握を行うこと。
- ハ イ及びロの結果を当該利用者又はその家族に対して説明し、必要に応じ解決すべき栄養管理上の課題に応じた栄養食事相談、情報提供等を行うこと。
- ニ 低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者については、介護支援専門員と情報共有を行い、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供を検討するように依頼すること。

- ④ 原則として、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間及び当該栄養改善サービスが終了した日の属する月は、栄養アセスメント加算は算定しないが、栄養アセスメント加算に基づく栄養アセスメントの結果、栄養改善加算に係る栄養改善サービスの提供が必要と判断された場合は、栄養アセスメント加算の算定月でも栄養改善加算を算定できること。
- ⑤ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた栄養管理の内容の決定（Plan）、当該決定に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた栄養管理の内容の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

#### 厚生労働省Q & A 【R3.3.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)】

- (問15) 外部との連携について、介護保険施設の場合は「栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。」とあるが、栄養マネジメント強化加算を算定せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士が1名いる場合は、当該施設の管理栄養士が兼務できるのか。
- (答) 入所者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能である。ただし、人員基準において常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置することが求められる施設（例：100床以上の介護老人保健施設）において、人員基準上置くべき員数である管理栄養士については、兼務することはできない。

#### 厚生労働省Q & A 【R3.4.15 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 6)】

- (問2) 要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされているが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。
- (答) やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。
- また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。
- ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。

#### 厚生労働省Q & A 【R3.6.9 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 10)】

- (問1) 利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合、栄養アセスメント加算の算定事業者はどのように判断するのか。
- (答) 利用者が、複数の通所事業所等を利用している場合は、栄養アセスメントを行う事業所について、
- ・ サービス担当者会議等で、利用者が利用している各種サービスと栄養状態との関連性や実施時間の実績、利用者又は家族の希望等も踏まえて検討した上で、
  - ・ 介護支援専門員が事業所間の調整を行い、決定することとし、原則として、当該事業所が継続的に栄養アセスメントを実施すること。

## 9 栄養改善加算

### (1) 加算の概要

管理栄養士を配置している事業所が、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合に算定できる。

※ 本市への届出が必要です。

栄養改善加算 200単位／回  
※ 3月以内の期間に限り、1月に2回を限度。

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号） **注14**

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、低栄養状態にある利用者又はそのおそれのある利用者に対して、栄養改善サービスを行った場合は、栄養改善加算として、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき200単位を所定単位数に加算する。ただし、栄養改善サービスの開始から3月ごとの利用者の栄養状態の評価の結果、低栄養状態が改善せず、栄養改善サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる

- (1) 当該事業所の従業者として又は外部との連携により管理栄養士を1名以上配置していること。
- (2) 利用者の栄養状態を利用開始時に把握し、管理栄養士等が共同して、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮した栄養ケア計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの栄養ケア計画に従い、必要に応じて当該利用者の居宅を訪問し、管理栄養士等が栄養改善サービスを行っているとともに、利用者の栄養状態を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの栄養ケア計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 別に厚生労働大臣が定める基準<sup>えん</sup>に適合している単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所であること。

※ 別に厚生労働大臣が定める基準

定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

### (3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(14) (3の2(18) 準用)

- ① 栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスの提供は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 当該事業所の職員として、又は外部（他の介護事業所（栄養改善加算の対象事業所に限る。）、医療機関、介護保険施設（栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。）又は公益社団法人日本栄養士会若しくは都道府県栄養士会が設置し、運営する「栄養ケア・ステーション」）との連携により、管理栄養士を1名以上配置して行うことである。
- ③ 栄養改善加算を算定できる利用者は、次のイからホのいずれかに該当する者であって、栄養改善サービスの提供が必要と認められる者とすること。  
イ BM I が18.5未満である者

□ 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」(平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知)に規定する基本チェックリストのNo.(11)の項目が「1」に該当する者

ハ 血清アルブミン値が3.5 g／dL以下である者

ニ 食事摂取量が不良(75%以下)である者

ホ その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者

なお、次のような問題を有する者については、前記イからホのいずれかの項目に該当するかどうか、適宜確認されたい。

- ・ 口腔及び摂食・嚥下機能の問題（基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
- ・ 生活機能の低下の問題
- ・ 痢瘍に関する問題
- ・ 食欲の低下の問題
- ・ 閉じこもりの問題（基本チェックリストの閉じこもりに関連する(16)、(17)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
- ・ 認知症の問題（基本チェックリストの認知症に関連する(18)、(19)、(20)のいずれかの項目において「1」に該当する者などを含む。）
- ・ うつの問題（基本チェックリストのうつに関連する(21)から(25)の項目において、2項目以上「1」に該当する者などを含む。）

④ 栄養改善サービスの提供は、以下のイからへまでに掲げる手順を経てなされる。

イ 利用者ごとの低栄養状態のリスクを、利用開始時に把握すること。

□ 利用開始時に、管理栄養士が中心となって、利用者ごとの摂食・嚥下機能及び食形態にも配慮しつつ、栄養状態に関する解決すべき課題の把握（以下「栄養アセスメント」という。）を行い、管理栄養士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して、栄養食事相談に関する事項（食事に関する内容の説明等）、解決すべき栄養管理上の課題等に対し取り組むべき事項等を記載した栄養ケア計画を作成すること。作成した栄養ケア計画については、栄養改善サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、認知症対応型通所介護においては、栄養ケア計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって栄養ケア計画の作成に代えることができるものとすること。

ハ 栄養ケア計画に基づき、管理栄養士等が利用者ごとに栄養改善サービスを提供すること。その際、栄養ケア計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。

ニ 栄養改善サービスの提供に当たり、居宅における食事の状況を聞き取った結果、課題がある場合は、当該課題を解決するため、利用者又はその家族の同意を得て、当該利用者の居宅を訪問し、居宅での食事状況・食事環境等の具体的な課題の把握や、主として食事の準備をする者に対する栄養食事相談等の栄養改善サービスを提供すること。

ホ 利用者の栄養状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに体重を測定する等により栄養状態の評価を行い、その結果を当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師に対して情報提供すること。

- へ 指定地域密着型サービス基準第37条において準用する第3条の18に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの栄養ケア計画に従い管理栄養士が利用者の栄養状態を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に栄養改善加算の算定のために利用者の栄養状態を定期的に記録する必要はないものとすること。
- ⑤ おおむね3月ごとの評価の結果、③のイからホまでのいずれかに該当する者であって、継続的に管理栄養士等がサービス提供を行うことにより、栄養改善の効果が期待できると認められるものについては、継続的に栄養改善サービスを提供する。

厚生労働省Q & A 【21.3.23事務連絡 介護保険最新情報vol. 69】

- (問16) (栄養改善加算) 当該加算が算定できる者の要件について、その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者とは具体的な内容如何。また、食事摂取量が不良の者(75%以下)とはどういった者を指すのか。
- (答) その他低栄養状態にある又はそのおそれがあると認められる者とは、以下のようの場合が考えられる。
- ・ 医師が医学的な判断により低栄養状態にある又はそのおそれがあると認める場合。
  - ・ イ～ニの項目に掲げられている基準を満たさない場合であっても、認定調査票の「えん下」、「食事摂取」、「口腔清潔」、「特別な医療について」などの項目や、特記事項、主治医意見書などから、低栄養状態にある又はそのおそれがあると、サービス担当者会議において認められる場合。  
なお、低栄養状態のおそれがあると認められる者とは、現状の食生活を続けた場合に、低栄養状態になる可能性が高いと判断される場合を想定している。
  - ・ また、食事摂取が不良の者とは、以下のようの場合が考えられる
  - ・ 普段に比較し、食事摂取量が75%以下である場合。
  - ・ 1日の食事回数が2回以下であって、1回あたりの食事摂取量が普段より少ない場合。

厚生労働省Q & A 【21.4.17事務連絡 介護保険最新情報vol. 79】

- (問4) 栄養改善サービスに必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。
- (答) 栄養改善サービスの開始などの際に、利用者又はその家族の同意を口頭で確認した場合には、栄養ケア計画などに係る記録に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。

厚生労働省Q & A 【24.3.16 事務連絡 介護保険最新情報vol. 267 「平成24年度介護報酬改定に関するQ & A(Vol. 1) (平成24年3月16日)」の送付について】

- (問131) 栄養改善加算及び口腔機能向上加算は、サービスの提供開始から3月後に改善評価を行った後は算定できないのか。
- (答) サービス開始から概ね3月後の評価において、解決すべき課題が解決されていない場合であって、当該サービスを継続する必要性が認められる場合は、3月以降も算定できる。  
なお、サービスを継続する場合であっても、アセスメント、計画作成、評価の手順に従って実施する必要があるが、課題解決に向けて効果が得られるよう、実施方法及び実施内容を見直す必要がある。

厚生労働省Q & A 【30.3.23事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) (平成30年3月23日)」の送付について】

(問34) 通所サービスにおいて栄養改善加算を算定している者に対して管理栄養士による居宅療養管理指導を行うことは可能か。

(答) 管理栄養士による居宅療養管理指導は通院又は通所が困難な者が対象となるため、栄養改善加算の算定者等、通所サービス利用者に対して当該指導を行うことは想定されない。

厚生労働省Q & A 【30.7.4事務連絡 「平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 5) (平成30年7月4日)」の送付について】

(問1) 平成30年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 1) 問3 4については、通所サービスの利用者のうち、栄養改善加算を算定した者については、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができないものと理解してよいか。

(答) (答) 通所サービスで設けている「栄養改善加算」については、低栄養状態の改善等を目的として栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。

一方、「管理栄養士による居宅療養管理指導」については、低栄養状態にある者や特別食を必要とする者に対して栄養ケア計画に基づき、利用者ごとに栄養食事相談等の栄養管理を行うものである。したがって、栄養改善加算を算定した者に対して、低栄養状態を改善する等の観点で管理栄養士による居宅療養管理指導を行った場合、栄養管理の内容が重複するものと考えられるため、栄養改善加算を算定した者に対しては、管理栄養士による居宅療養管理指導を算定することができない

厚生労働省Q & A 【3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)】

(問15) 外部との連携について、介護保険施設の場合は「栄養マネジメント強化加算の算定要件として規定する員数を超えて管理栄養士を置いているもの又は常勤の管理栄養士を1名以上配置しているものに限る。」とあるが、栄養マネジメント強化加算を算定せず、介護保険施設に常勤の管理栄養士が1名いる場合は、当該施設の管理栄養士が兼務できるのか。

(答) 入所者の処遇に支障がない場合には、兼務が可能である。ただし、人員基準において常勤の栄養士又は管理栄養士を1名以上配置することが求められる施設(例:100床以上の介護老人保健施設)において、人員基準上置くべき員数である管理栄養士については、兼務することはできない。

## 10 口腔・栄養スクリーニング加算

### (1) 加算の概要

事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養に関する情報を当該利用者を担当する介護支援専門員に情報提供した場合に算定できる。

※ 本市への届出は不要です。

口腔・栄養スクリーニング加算(I)	⇒	20単位
口腔・栄養スクリーニング加算(II)	⇒	5単位

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号）**注15**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合する指定認知症対応型通所介護事業所の従業者が、利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態のスクリーニング又は栄養状態のスクリーニングを行った場合に、口腔・栄養スクリーニング加算として、次に掲げる区分に応じ、1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定せず、当該利用者について、当該事業所以外で既に口腔・栄養スクリーニング加算を算定している場合は算定しない。

- (1) 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 20単位
- (2) 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 5単位

### (3) 別に厚生労働大臣が定める基準（厚労告95号）**19の2**

イ 口腔・栄養スクリーニング加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の口腔の健康状態について確認を行い、当該利用者の口腔の健康状態に関する情報(当該利用者の口腔の健康状態が低下しているおそれのある場合にあっては、その改善に必要な情報を含む。) を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

(2) 利用開始時及び利用中6月ごとに利用者の栄養状態について確認を行い、当該利用者の栄養状態に関する情報(当該利用者が低栄養状態の場合にあっては、低栄養状態の改善に必要な情報を含む。) を当該利用者を担当する介護支援専門員に提供していること。

(3) 通所介護費等算定方法第1号、第6号、第11号及び第20号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

(4) 算定日が属する月が、次に掲げる基準のいずれにも該当しないこと。

(一) 栄養アセスメント加算を算定している間である又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。

(二) 当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間である又は当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月(口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。

(5) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

ロ 口腔・栄養スクリーニング加算(II) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) イ(1)及び(3)に掲げる基準に適合すること。

(二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定している又は当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間である若しくは当該栄養改善サービスが終了した日の属する月(栄養状態のスクリーニングを行った結果、栄養改善サービスが必要であると判断され、栄養改善サービスが開始された日の属する月を除く。)であること。

(三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月ではないこと。

- (2) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (一) イ(2)及び(3)に掲げる基準に適合すること。
- (二) 算定日が属する月が、栄養アセスメント加算を算定していない、かつ、当該利用者が栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービスを受けている間又は当該栄養改善サービスが終了した日の属する月ではないこと。
- (三) 算定日が属する月が、当該利用者が口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスを受けている間及び当該口腔機能向上サービスが終了した日の属する月（口腔の健康状態のスクリーニングを行った結果、口腔機能向上サービスが必要であると判断され、口腔機能向上サービスが開始された日の属する月を除く。）であること。
- (四) 他の介護サービスの事業所において、当該利用者について、口腔連携強化加算を算定していないこと。

#### (4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(15) (3の2(19) 準用)

- ① 口腔・栄養スクリーニング加算の算定に係る口腔の健康状態のスクリーニング（以下「口腔スクリーニング」という。）及び栄養状態のスクリーニング（以下「栄養スクリーニング」という。）は、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。なお、介護職員等は、利用者全員の口腔の健康状態及び栄養状態を継続的に把握すること。
- ② 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングは、利用者に対して、原則として一体的に実施すべきものであること。ただし、大臣基準第51号の6口に規定する場合にあっては、口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの一方のみを行い、口腔・栄養スクリーニング加算(Ⅱ)を算定することができる。
- ③ 口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングを行うに当たっては、利用者について、それぞれ次に掲げる確認を行い、確認した情報を介護支援専門員に対し、提供すること。なお、口腔スクリーニング及び栄養スクリーニングの実施に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一体的取組について」）を参照されたい。
- イ 口腔スクリーニング
- a 硬いものを避け、柔らかいものを中心に入れる者
  - b 入れ歯を使っている者
  - c むせやすい者
- ロ 栄養スクリーニング
- a BMIが18.5未満である者
  - b 1～6月間で3%以上の体重の減少が認められる者又は「地域支援事業の実施について」（平成18年6月9日老発第0609001号厚生労働省老健局長通知）に規定する基本チェックリストのNo.11の項目が「1」に該当する者
  - c 血清アルブミン値が3.5g/dl以下である者
  - d 食事摂取量が不良（75%以下）である者
- ④ 口腔・栄養スクリーニング加算の算定を行う事業所については、サービス担当者会議で決定することとし、原則として、当該事業所が当該加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングを継続的に実施すること。
- ⑤ 口腔・栄養スクリーニング加算に基づく口腔スクリーニング又は栄養スクリーニングの結果、栄養改善加算の算定に係る栄養改善サービス又は口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供が必要だと判断された場合は、口腔・栄養スクリーニング加算の算定月でも栄養改善加算又は口腔機能向上加算を算定できること。

厚生労働省Q&A【3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)」の送付について】

（問20） 令和2年10月以降に栄養スクリーニング加算を算定した事業所において、令和3年4月に口腔・栄養スクリーニング加算を算定できるか。

（答） 算定できる。

## 11 口腔機能向上加算

### (1) 加算の概要

口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるものを行った場合に算定できる。

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号） **注16**

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行い、かつ、口腔機能が低下している利用者又はそのおそれのある利用者に対して、当該利用者の口腔機能の向上を目的として、個別的に実施される口腔清掃の指導若しくは実施又は摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施であって、利用者の心身の状態の維持又は向上に資すると認められるもの（以下この注において「口腔機能向上サービス」という。）を行った場合は、口腔機能向上加算として、当該基準に掲げる区分に従い、3月以内の期間に限り1月に2回を限度として1回につき次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。また、口腔機能向上サービスの開始から3月ごとの利用者の口腔機能の評価の結果、口腔機能が向上せず、口腔機能向上サービスを引き続き行うことが必要と認められる利用者については、引き続き算定することができる。

- |                  |       |
|------------------|-------|
| (1) 口腔機能向上加算(I)  | 150単位 |
| (2) 口腔機能向上加算(II) | 160単位 |

### (3) 厚生労働大臣が定める基準（厚労告95号）

イ 口腔機能向上加算(I) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を一名以上配置していること。
- (2) 利用者の口腔機能を利用開始時に把握し、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護員、生活相談員その他の職種の者が共同して、利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画を作成していること。
- (3) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が口腔機能向上サービス（指定居宅サービス介護給付費単位数表の通所介護費の注18に規定する口腔機能向上サービスをいう。以下同じ。）を行っているとともに、利用者の口腔機能を定期的に記録していること。
- (4) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画の進捗状況を定期的に評価していること。
- (5) 通所介護費等算定方法第一号に規定する基準のいずれにも該当しないこと。

ロ 口腔機能向上加算(II) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) イ(1)から(5)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (2) 利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画等の内容等の情報を厚生労働省に提出し、口腔機能向上サービスの実施に当たって、当該情報その他口腔衛生の管理の適切かつ有効な実施のために必要な情報を活用していること。

### (4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 **4(16) (3の2(20) 準用)**

- ① 口腔機能向上加算の算定に係る口腔機能向上サービスの提供には、利用者ごとに行われるケアマネジメントの一環として行われることに留意すること。
- ② 言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員を1名以上配置して行うものであること。
- ③ 口腔機能向上加算を算定できる利用者は、次のイからハまでのいずれかに該当する者であって、口腔機能向上サービスの提供が必要と認められる者とすること。

イ 認定調査票における嚥下、食事摂取、口腔清潔の3項目のいずれかの項目において「1」以外に該当する者

□ 基本チェックリストの口腔機能に関連する(13)、(14)、(15)の3項目のうち、2項目以上が「1」に該当する者

ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者

- ④ 利用者の口腔の状態によっては、医療における対応を要する場合も想定されることから、必要に応じて、介護支援専門員を通して主治医又は主治の歯科医師への情報提供、受診勧奨などの適切な措置を講じることとする。なお、介護保険の口腔機能向上サービスとして「摂食・嚥下機能に関する訓練の指導若しくは実施」を行っていない場合にあっては、加算は算定できない。

- ⑤ 口腔機能向上サービスの提供は、以下のイからホまでに掲げる手順を経てなされる。

イ 利用者ごとの口腔機能等の口腔の健康状態を、利用開始時に把握すること。

ロ 利用開始時に、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が中心となって、利用者ごとの口腔衛生、摂食・嚥下機能に関する解決すべき課題の把握を行い、言語聴覚士、歯科衛生士、看護職員、介護職員、生活相談員その他の職種の者が共同して取り組むべき事項等を記載した口腔機能改善管理指導計画を作成すること。作成した口腔機能改善管理指導計画については、口腔機能向上サービスの対象となる利用者又はその家族に説明し、その同意を得ること。なお、認知症対応型通所介護においては、口腔機能改善管理指導計画に相当する内容を認知症対応型通所介護計画の中に記載する場合は、その記載をもって口腔機能改善管理指導計画の作成に代えることができるものとすること。

ハ 口腔機能改善管理指導計画に基づき、言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等が利用者ごとに口腔機能向上サービスを提供すること。その際、口腔機能改善管理指導計画に実施上の問題点があれば直ちに当該計画を修正すること。

ニ 利用者の口腔機能の状態に応じて、定期的に、利用者の生活機能の状況を検討し、おおむね3月ごとに口腔機能の状態の評価を行い、その結果について、当該利用者を担当する介護支援専門員や主治の医師、主治の歯科医師に対して情報提供すること。

ホ 指定地域密着型サービス基準第61条において準用する第3条の18に規定するサービスの提供の記録において利用者ごとの口腔機能改善管理指導計画に従い言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員が利用者の口腔機能を定期的に記録する場合は、当該記録とは別に口腔機能向上加算の算定のために利用者の口腔機能を定期的に記録する必要はないものとすること。

- ⑥ おおむね3月ごとの評価の結果、次のイ又はロのいずれかに該当する者であって、継続的に言語聴覚士、歯科衛生士又は看護職員等がサービス提供を行うことにより、口腔機能の向上又は維持の効果が期待できると認められるものについては、継続的に口腔機能向上サービスを提供する。

イ 口腔清潔・唾液分泌・咀嚼・嚥下・食事摂取等の口腔機能の低下が認められる状態の者

ロ 当該サービスを継続しないことにより、口腔機能が低下するおそれのある者

- ⑦ 口腔機能向上サービスの提供に当たっては、別途通知（「リハビリテーション・個別機能訓練、栄養、口腔の実施及び一體的取組について」）を参照されたい。

- ⑧ 厚生労働省への情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。

サービスの質の向上を図るため、LIFEへの提出情報及びフィードバック情報を活用し、利用者の状態に応じた口腔機能改善管理指導計画の作成（Plan）、当該計画に基づく支援の提供（Do）、当該支援内容の評価（Check）、その評価結果を踏まえた当該計画の見直し・改善（Action）の一連のサイクル（PDCAサイクル）により、サービスの質の管理を行うこと。

提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

#### 厚生労働省Q & A 【H18. 2. 24 全国介護保険担当課長ブロック会議資料 Q&A】

- (問47) 本来業務を行う看護師は、機能訓練指導員を兼務できることとなっているが、口腔機能向上加算の算定要件としての看護師も兼務することは可能か。
- (答) それぞれ計画上に位置付けられているサービスが、適切に行われるために必要な業務量が確保できているのであれば、兼務は可能であり、口腔機能向上加算を算定することは可能である。

#### 厚生労働省Q & A 【21. 3. 23事務連絡 介護保険最新情報vol. 69】

- (問14) 口腔機能向上加算を算定できる利用者として、「ハ その他口腔機能の低下している者又はそのおそれのある者」が挙げられているが、具体例としてはどのような者が対象となるか。
- (答) 例えば、認定調査票のいずれの口腔関連項目も「1」に該当する者、基本チェックリストの口腔関連項目の1項目のみが「1」に該当する又はいずれの口腔関連項目も「0」に該当する者であっても、介護予防ケアマネジメント又はケアマネジメントにおける課題分析に当たって、認定調査票の特記事項における記載内容（不足の判断根拠、介助方法の選択理由等）から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。同様に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項における記載内容（不足の判断根拠、介助方法の選択理由等）から、口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者については算定できる利用者として差し支えない。
- 同様に、主治医意見書の摂食・嚥下機能に関する記載内容や特記すべき事項の記載内容等から口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者、視認により口腔内の衛生状態に問題があると判断される者、医師、歯科医師、介護支援専門員、サービス提供事業所等からの情報提供により口腔機能の低下している又はそのおそれがあると判断される者等についても算定して差し支えない。なお、口腔機能の課題分析に有用な参考資料（口腔機能チェックシート等）は、「口腔機能向上マニュアル」確定版（平成21年3月）に収載されているので対象者を把握する際の判断の参考にされたい。
- (問15) 口腔機能向上サービスの開始又は継続にあたって必要な同意には、利用者又はその家族の自署又は押印は必ずしも必要ではないと考えるが如何。
- (答) 口腔機能向上サービスの開始又は継続の際に利用者又はその家族の同意を口頭で確認し、口腔機能改善管理指導計画又は再把握に係る記録等に利用者又はその家族が同意した旨を記載すればよく、利用者又はその家族の自署又は押印は必須ではない。

#### 厚生労働省Q & A 【21. 4. 17事務連絡 介護保険最新情報vol. 79】

- (問1) 口腔機能向上加算について、歯科医療との重複の有無については、歯科医療機関又は事業所のいずれにおいて判断するのか。
- (答) 歯科医療を受診している場合の口腔機能向上加算の取扱いについて、患者又はその家族に説明した上、歯科医療機関が患者又は家族等に提供する管理計画書（歯科疾患管理料を算定した場合）等に基づき、歯科医療を受診した月に係る介護報酬の請求時に、事業所において判断する。

#### 厚生労働省Q & A 【24. 3. 16 事務連絡 介護保険最新情報vol. 267】

- (問131) 栄養改善加算及び口腔機能向上加算は、サービスの提供開始から3月後に改善評価を行った後は算定できないのか。
- (答) サービス開始から概ね3月後の評価において、解決すべき課題が解決されていない場合であって、当該サービスを継続する必要性が認められる場合は、3月以降も算定できる。
- なお、サービスを継続する場合であっても、アセスメント、計画作成、評価の手順に従って実施する必要があるが、課題解決に向けて効果が得られるよう、実施方法及び実施内容を見直す必要がある。

## 12 科学的介護推進体制加算

### (1) 加算の概要

科学的介護情報システム（LIFE）を活用し、利用者ごとのADL値等の必要な情報を厚生労働省に提出し、必要に応じて。認知症対応型共同生活介護計画を見直す等、サービス今日にあたって当該情報を有効に活用している場合に算定可能。

※ 本市への届出が必要です。

科学的介護推進体制加算 → 40単位／月

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号）注17

次に掲げるいずれの基準にも適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し指定認知症対応型通所介護を行った場合は、科学的介護推進体制加算として、1月につき40単位を所定単位数に加算する。

- (1) 利用者ごとのADL値、栄養状態、口腔機能、認知症の状況その他の利用者の心身の状況等に係る基本的な情報を、厚生労働省に提出していること。
- (2) 必要に応じて認知症対応型通所介護計画を見直すなど、指定認知症対応型通所介護の提供に当たつて、(1)に規定する情報その他指定認知症対応型通所介護を適切かつ有効に提供するために必要な情報を活用していること。

### (3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 417 (3)の221 準用)

- ① 科学的介護推進体制加算は、原則として利用者全員を対象として、利用者ごとに注24に掲げる要件を満たした場合に、当該事業所の利用者全員に対して算定できるものであること。
- ② 情報の提出については、LIFEを用いて行うこととする。LIFEへの提出情報、提出頻度等については、「科学的介護情報システム（LIFE）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」を参照されたい。
- ③ 事業所は、利用者に提供するサービスの質を常に向上させていくため、計画（Plan）、実行（Do）、評価（Check）、改善（Action）のサイクル（PDCAサイクル）により、質の高いサービスを実施する体制を構築するとともに、その更なる向上に努めることが重要であり、具体的には、次のような一連の取組が求められる。したがって、情報を厚生労働省に提出するだけでは、本加算の算定対象とはならない。
  - イ 利用者の心身の状況等に係る基本的な情報に基づき、適切なサービスを提供するためのサービス計画を作成する（Plan）。
  - ロ サービスの提供に当たっては、サービス計画に基づいて、利用者の自立支援や重度化防止に資する介護を実施する（Do）。
  - ハ LIFEへの提出情報及びフィードバック情報等も活用し、多職種が共同して、事業所の特性やサービス提供の在り方について検証を行う（Check）。
  - ニ 検証結果に基づき、利用者のサービス計画を適切に見直し、事業所全体として、サービスの質の更なる向上に努める（Action）。
- ④ 提出された情報については、国民の健康の保持増進及びその有する能力の維持向上に資するため、適宜活用されるものである。

### 厚生労働省Q & A 【R3.3.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)】

- (問16) 要件として定められた情報を「やむを得ない場合を除き、すべて提出すること」とされていれるが、「やむを得ない場合」とはどのような場合か。
- (答) ・やむを得ない場合とは、例えば、通所サービスの利用者について、情報を提出すべき月において、当該月の中旬に評価を行う予定であったが、緊急で月初に入院することとなり、当該利用者について情報の提出ができなかった場合や、データを入力したにも関わらず、システムトラブル等により提出ができなかった場合等、利用者単位で情報の提出ができなかった場合がある。
- ・また、提出する情報についても、例えば、全身状態が急速に悪化した入所者について、必須項目である体重等が測定できず、一部の情報しか提出できなかった場合等であっても、事業所・施設の利用者又は入所者全員に当該加算を算定することは可能である。
- ・ただし、情報の提出が困難であった理由について、介護記録等に明記しておく必要がある。

### 厚生労働省Q & A 【R3.4.9 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 5)】

- (問4) L I F Eに提出すべき情報は「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）の各加算の様式例において示されているが、利用者又は入所者の評価等に当たっては、当該様式例を必ず用いる必要があるのか。
- (答) ・「科学的介護情報システム（L I F E）関連加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」（令和3年3月16日老老発0316第4号）においてお示しをしているとおり、評価等が算定要件において求められるものについては、それぞれの加算で求められる項目（様式で定められた項目）についての評価等が必要である。
- ・ただし、同通知はあくまでもL I F Eへの提出項目をお示ししたものであり、利用者又は入所者の評価等において各加算における様式と同一のものを用いることを求めるものではない。

### 厚生労働省Q & A 【R3.6.9 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 10)】

- (問2) サービス利用中に入院等の事由により、一定期間サービス利用がなかった場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。
- (答) ・これらの加算については、算定要件として、サービスの利用を開始した日の属する月や、サービスの提供を終了する日の属する月の翌月10日までに、L I F Eへの情報提出を行っていただくこととしている。
- ・当該サービスの再開や当該施設への再入所を前提とした、短期間の入院等による30日未満のサービス利用の中止については、当該中断の後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時やサービス利用開始時の情報提出は必要ないものとして差し支えない。
- ・一方、長期間の入院等により、30日以上、当該サービスの利用がない場合は、加算の算定要件であるサービス利用終了時の情報提出が必要であるとともに、その後、当該サービスの利用を再開した場合は、加算の算定要件であるサービス利用開始時の情報提出が必要となる。
- ※ サービス利用開始時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算、自立支援促進加算、褥瘡マネジメント加算、排せつ支援加算
- ※ サービス利用終了時に情報提出が必要な加算：科学的介護推進体制加算
- (問3) サービス利用中に利用者の死亡により、当該サービスの利用が終了した場合について、加算の要件である情報提出の取扱い如何。
- (答) 当該利用者の死亡した月における情報を、サービス利用終了時の情報として提出する必要はあるが、死亡により、把握できない項目があった場合は、把握できた項目のみの提出でも差し支えない。

厚生労働省Q & A 【 R6. 6. 7 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 7)】

(問175) 科学的介護推進体制加算のデータ提出頻度について、少なくとも6か月に1回から3か月に1回に見直されたが、令和6年4月又は6月以降のいつから少なくとも3か月に1回提出すればよいか。

(答)

- ・ 科学的介護推進体制加算を算定する際に提出が必須とされている情報について、令和6年4月又は6月以降は、少なくとも3か月に1回提出することが必要である。
- ・ 例えば、令和6年2月に提出した場合は、6か月後の令和6年8月までに少なくとも1回データ提出し、それ以降は3か月後の令和6年11月までに少なくとも1回のデータ提出が必要である。

※ 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)（令和6年3月15日）問17 を次のとおり修正する。（修正箇所は下線）

## 13 サービス提供体制強化加算

### (1) 加算の概要

介護福祉士の資格保有者または勤続年数が3年以上の者が、一定の割合で雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行う加算です。

※ 本市への届出が必要です。

加算の種類	主な要件	対象従業者	単位
サービス提供体制強化加算(I)	介護職員の総数のうち、 介護福祉士が70%以上 又は 勤続10年以上の 介護福祉士が25%以上	介護職員	22単位／回
サービス提供体制強化加算(II)	介護職員の総数のうち、 介護福祉士が50%以上	介護職員	18単位／回
サービス提供体制強化加算(III)	介護職員の総数のうち、 介護福祉士が40%以上	介護職員	6 単位／回
	又は 利用者に直接提供する職員 の総数のうち、 勤続年数7年以上の者が 30%以上	生活相談員 看護職員 介護職員 機能訓練指導員	

◇ 上記のうちいずれか一つを算定できる。

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号） ハ

別に厚生労働大臣が定める基準に適合しているものとして電子情報処理組織を使用する方法により、市町村長に対し、老健局長が定める様式による届出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、1回につき次に掲げる所定単位数を加算する。

ただし、次に掲げるいずれかの加算を算定している場合においては、次に掲げるその他の加算は算定しない。

#### (1) イを算定している場合

- (一) サービス提供体制強化加算(I) 22単位
- (二) サービス提供体制強化加算(II) 18単位
- (三) サービス提供体制強化加算(III) 6 単位

### (3) 厚生労働大臣が定める基準（大臣基準告示・52）

イ サービス提供体制強化加算(I) 次のいずれにも適合すること。

#### (1) 次のいずれかに適合すること。

- (一) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第42条第1項に規定する単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所（指定地域密着型サービス基準第45条第1項に規定する共用型指定認知症対応型通所介護事業所をいう。以下同じ。）の介護職員の総数（共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあっては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型サービス基準第90条第1項に規定する指定認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定地域密着型介護予防サービス基準第70条第1項に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所をいう。以下同じ。）、指定地域密

着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員の総数を含む。以下同じ。)のうち、介護福祉士の占める割合が100分の70以上であること。

(二) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、勤続年数10年以上の介護福祉士の占める割合が100分の25以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

□ サービス提供体制強化加算(Ⅱ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の50以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

ハ サービス提供体制強化加算(Ⅲ) 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 次のいずれかに適合すること。

(一) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の介護職員の総数のうち、介護福祉士の占める割合が100分の40以上であること。

(二) 単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所の指定認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員の総数(共用型指定認知症対応型通所介護事業所にあっては、設備を共用する指定認知症対応型共同生活介護事業所、指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所、指定地域密着型特定施設又は指定地域密着型介護老人福祉施設の指定認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型サービス基準第89条に規定する指定認知症対応型共同生活介護をいう。)、指定介護予防認知症対応型共同生活介護(指定地域密着型介護予防サービス基準第69条に規定する指定介護予防認知症対応型共同生活介護をいう。)、指定地域密着型特定施設入居者生活介護(指定地域密着型サービス基準第百九条第一項に規定する指定地域密着型特定施設入居者生活介護をいう。以下同じ。)又は指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護(指定地域密着型サービス基準第130条第1項に規定する指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護をいう。)を直接提供する職員の総数を含む。)のうち、勤続年数7年以上の者の占める割合が100分の30以上であること。

(2) 定員超過利用・人員基準欠如に該当していないこと。

#### (4) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知 4(20)(3の2(27)② 準用)

① 2(20)④から⑦まで及び3の2(27)②を準用する。

2(20)サービス提供体制強化加算について

④ 職員の割合の算出に当たっては、常勤換算方法により算出した前年度(3月を除く。)の平均を用いることとする。ただし、前年度の実績が6月に満たない事業所(新たに事業を開始し、又は再開した事業所を含む。)については、届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いることとする。したがって、新たに事業を開始し、又は再開した事業者については、4月目以降届出が可能となるものであること。

⑤ 前号ただし書の場合にあっては、届出を行った月以降においても、直近3月間の職員の割合につき、毎月継続的に所定の割合を維持しなければならない。なお、その割合については、毎月記録するものとし、所定の割合を下回った場合については、直ちに第1の5の届出(加算の取り下げ)を提出しなければならない。

⑥ 勤続年数とは、各月の前月の末日時点における勤続年数をいうものとする。

⑦ 勤続年数の算定に当たっては、当該事業所における勤続年数に加え、同一法人の経営する他の介護サービス事業所、病院、社会福祉施設等においてサービスを利用者に直接提供する職員として勤務した年数を含めることができるものとする。

3の2(27) サービス提供体制強化加算について

② 指定認知症対応型通所介護を利用者に直接提供する職員とは、生活相談員、看護職員、介護職員又は機能訓練指導員として勤務を行う職員を指すものとする。

② 同一の事業所において介護予防認知症対応型通所介護を一体的に行っている場合においては、本加算の計算も一体的に行うこととする。

厚生労働省Q & A 【21.3.23事務連絡 介護保険最新情報vol. 69】

- (問2) 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算における介護福祉士又は介護職員基礎研修課程修了者若しくは一級課程修了者とは、各月の前月の末日時点で資格を取得している者とされているが、その具体的な取扱いについて示されたい。
- (答) 要件における介護福祉士等の取扱いについては、登録又は修了証明書の交付まで求めるものではなく、例えば介護福祉士については、平成21年3月31日に介護福祉士国家試験の合格又は養成校の卒業を確認し、翌月以降に登録をした者については、平成21年4月において介護福祉士として含めることができる。
- また、研修については、全カリキュラムを修了していれば、修了証明書の交付を待たずに研修修了者として含めることができること。
- なお、この場合において、事業者は当該資格取得等見込み者の、試験合格等の事実を試験センターのホームページ等で受験票と合致する等して確認し、当該職員に対し速やかな登録等を促すとともに、登録又は修了の事実を確認するべきものであること。
- (問3) 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、計画的な研修の実施に係る要件の留意事項を示されたい。
- (答) 訪問介護員等（訪問入浴介護従業者等を含む。以下問3及び問4において同じ。）ごとに研修計画を策定されることとしているが、当該計画の期間については定めていないため、当該訪問介護員等の技能や経験に応じた適切な期間を設定する等、柔軟な計画策定をされたい。
- また、計画の策定については、全体像に加えて、訪問介護員等ごとに策定することとされているが、この訪問介護員等ごとの計画については、職責、経験年数、勤続年数、所有資格及び本人の意向等に応じ、職員をグループ分けして作成することも差し支えない。
- なお、計画については、すべての訪問介護員等が概ね1年の間に1回以上、なんらかの研修を実施できるよう策定すること。
- (問4) 特定事業所加算及びサービス提供体制強化加算の要件のうち、定期的な健康診断の実施に係る要件の留意事項を示されたい。
- (答) 本要件においては、労働安全衛生法により定期的に健康診断を実施することが義務づけられた「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等を含めた、すべての訪問介護員等に対して、1年以内ごとに1回、定期的に医師による健康診断（常時使用する者に労働者に該当しない者に対する健康診断の項目についても労働安全衛生法と同様とする）を、事業所の負担により実施することとしている。
- また、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等に対する健康診断については、労働安全衛生法における取扱いと同様、訪問介護員等が事業者の実施する健康診断を本人の都合で受診しない場合については、他の医師による健康診断（他の事業所が実施した健康診断を含む。）を受診し、その者が当該健康診断の結果を証明する書面を提出したときは、健康診断の項目を省略できるほか、費用については本人負担としても差し支えない（この取扱いについては、高齢者の医療の確保に関する法律により保険者が行う特定健康診査については、同法第21条により労働安全衛生法における健康診断が優先されることが定められているが、「常時使用する労働者」に該当しない訪問介護員等については、同条の適用はないことから、同様の取扱いとして差し支えない。）。
- (問6) 産休や病欠している期間は含めないと考えるのか。
- (答) 産休や介護休業、育児休業期間中は雇用関係が継続していることから、勤続年数に含めることができる。
- (問10) 「届出日の属する月の前3月について、常勤換算方法により算出した平均を用いる」とこととされている平成21年度の1年間及び平成22年度以降の前年度の実績が6月に満たない事業所について、体制届出後に、算定要件を下回った場合はどう取扱うか。
- (答) サービス提供体制強化加算に係る体制の届出に当たっては、老企第36号等において以下のように規定されているところであり、これに従った取扱いとされたい。
- 「事業所の体制について加算等が算定されなくなる状況が生じた場合又は加算等が算定されなくなることが明らかな場合は、速やかにその旨を届出させることとする。なお、この場合は、加算等が算定されなくなった事実が発生した日から加算等の算定を行わないものとする。」
- 具体的には、平成21年4月に算定するためには、平成20年12月から平成21年2月までの実績に基づいて3月に届出を行うが、その後平成21年1月から3月までの実績が基準を下回っていた場合は、その事実が発生した日から加算の算定は行わないこととなるため、平成21年4月分の算定はできない取扱いとなる。

厚生労働省Q & A【27.4.30事務連絡 「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2) (平成27年4月30日)】の送付について】

- (問63) サービス提供体制強化加算の新区分の取得に当たって、職員の割合については、これまでと同様に、1年以上の運営実績がある場合、常勤換算方法により算出した前年度の平均（3月分を除く。）をもって、運営実績が6月に満たない事業所（新たに事業を開始した事業所又は事業を再開した事業所）の場合は、4月目以降に、前3月分の実績をもって取得可能となるということでいいのか。
- (答) 貴見のとおり。  
なお、これまでと同様に、運営実績が6月に満たない場合の届出にあっては、届出を行った月以降においても、毎月所定の割合を維持しなければならず、その割合については毎月記録する必要がある。
- (問64) サービス提供体制強化加算（I）イとサービス提供体制強化加算（I）ロは同時に取得することは可能か。不可である場合は、サービス提供体制強化加算（I）イを取得していた事業所が、実地指導等によって、介護福祉士の割合が60%を下回っていたことが判明した場合は、全額返還となるのか。
- (答) サービス提供体制強化加算（I）イとサービス提供体制強化加算（I）ロを同時に取得することはできない。  
また、実地指導等によって、サービス提供体制強化加算（I）イの算定要件を満たさないことが判明した場合、都道府県知事等は、支給された加算の一部又は全部を返還させることが可能となっている。  
なお、サービス提供体制強化加算（I）イの算定要件を満たしていないが、サービス提供体制強化加算（I）ロの算定要件を満たしている場合には、後者の加算を取得するための届出が可能であり、サービス提供体制強化加算（I）イの返還等と併せて、後者の加算を取得するための届出を行うことが可能である。

厚生労働省Q & A【3.3.26 事務連絡 「令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)】】

- (問126) 「10年以上介護福祉士が30%」という最上位区分の要件について、勤続年数はどのように計算するのか。
- (答) サービス提供体制強化加算における、勤続10年以上の介護福祉士の割合に係る要件については、  
一 介護福祉士の資格を有する者であって、同一法人等での勤続年数が10年以上の者の割合を要件としたものであり、  
二 介護福祉士の資格を取得してから10年以上経過していることを求めるものではないこと。  
・ 「同一法人等での勤続年数」の考え方について、  
同一法人等（※）における異なるサービスの事業所での勤続年数や異なる雇用形態、職種（直接処遇を行う職種に限る。）における勤続年数  
同一事業所の合併又は別法人による事業の承継の場合であって、当該施設・事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続して運営していると認められる場合の勤続年数は通算することができる。  
(※) 同一法人のほか、法人の代表者等が同一で、採用や人事異動、研修が一体として行われる等、職員の労務管理を複数法人で一体的に行っている場合も含まれる。  
・ なお、介護職員等特定処遇改善加算において、当該事業所における経験・技能のある介護職員の「勤続年数10年の考え方」とは異なることに留意すること。

(5) その他（以下R4.7 厚生労働省確認事項）

【R3.3.26 令和3年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 3)】(問126)については、「事業所の合併」又は「別法人による事業の承継」の場合に加え、「事業の譲渡」や「通所介護から認知症対応型通所介護へのサービスの転換」の場合も同様の取扱いとなります。

また、上記の理由（事業譲渡等）から新規で指定を受ける際に当該事業所の職員に変更がないなど、事業所が実質的に継続し、運営していると認められる場合には、前年度の職員の勤務実績から算定要件を確認し、指定日より当該加算を算定することが可能です。

## 14 介護職員等処遇改善加算

### (1) 加算の概要

介護職員処遇改善加算は、平成23年度まで実施されていた介護職員処遇改善交付金による賃金改善の効果を継続する観点から、平成24年度から当該交付金を円滑に介護報酬に移行し、当該交付金の対象であった介護サービスに従事する介護職員の賃金改善に充てる目的に創設されました。

介護職員等の確保に向けて、介護職員の処遇改善のための措置ができるだけ多くの事業所に活用されるよう推進する観点から、介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算、介護職員等ベースアップ等支援加算について、現行の各加算・各区分の要件及び加算率を組み合わせた4段階の「介護職員等処遇改善加算」に一本化が行われました。

※ 本市への届出が必要です。

加算の種類	単位
介護職員処遇改善加算(Ⅰ)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 181/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅱ)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 174/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅲ)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 150/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅳ)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 122/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(1)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 158/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(2)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 153/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(3)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 151/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(4)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 146/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(5)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 130/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(6)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 123/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(7)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 119/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(8)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 127/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(9)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 112/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(10)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 96/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(11)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 99/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(12)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 89/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(13)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 88/1000
介護職員処遇改善加算(Ⅴ)(14)	1月につき * 介護報酬総単位数 × 65/1000

◇ 上記のうちいずれか一つを算定できる。

\* 介護報酬総単位数=基本サービス費+各種加算減算

### (2) 地域密着型サービス報酬基準（厚労告126号） 二

別に厚生労働大臣が定める基準に適合している介護職員の賃金の改善等を実施しているものとして、電子情報処理組織を使用する方法により、市町村に対し、老健局長が定める様式による届け出を行った単独型・併設型指定認知症対応型通所介護事業所又は共用型指定認知症対応型通所介護事業所が、利用者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、当該基準に掲げる区分に従い、次に掲げる単位数を所定単位数に加算する。

### (3) 地域密着型サービス報酬基準解釈通知

介護職員等ベースアップ等支援加算の内容については、別途通知（「介護職員処遇改善加算、介護職員等特定処遇改善加算及び介護職員等ベースアップ等支援加算に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について」）を参照すること。

- \* 詳細については下記通知を参照してください。

介護保険最新情報

介護職員等処遇改善加算等に関する基本的考え方並びに事務処理手順及び様式例の提示について  
Vol. 1215 R6. 3. 15

「介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第1版）」の送付について Vol. 1226 R6. 3. 15

介護職員等処遇改善加算等に関する様式例の一部差替について Vol. 1232 R6. 3. 27

「介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第2版）」の送付について Vol. 1247 R6. 4. 4

「介護職員等処遇改善加算等に関するQ & A（第3版）」の送付について Vol. 1277 R6. 6. 20

## IV 認知症対応型通所介護の減算

### 1 送迎減算

#### (1) 減算の概要

利用者に対して、事業者が居宅と指定認知症対応型通所介護事業所との間の送迎を行わない場合（利用者が自ら通う場合、利用者の家族等が送迎を行う場合等）は、片道につき減算の対象となります。ただし、同一建物減算の対象となっている場合には、送迎減算の対象とはなりません。

送迎減算 47単位／片道

#### 厚生労働省Q & A【27.4.1事務連絡 介護保険最新情報vol. 454】

- (問60) 指定通所介護事業所等の設備を利用した宿泊サービスを利用する場合の送迎減算の考え方如何。  
(答) 宿泊サービスの利用の有無にかかわらず、送迎をしていなければ減算となる。
- (問61) 送迎減算は、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で行うことになるため、利用者宅に迎えに行ったが、利用者や家族等の都合で結果的に利用者の家族等が、事業所まで利用者を送った場合には、減算の対象とならないのか。  
(答) 送迎減算の有無に関しては、個別サービス計画上、送迎が往復か片道かを位置付けさせた上で、実際の送迎の有無を確認の上、送迎を行っていなければ減算となる。
- (問62) 通所介護等について、事業所の職員が徒歩で利用者の送迎を実施した場合には、車両による送迎ではないが、送迎を行わない場合の減算対象にはならないと考えて良いか。  
(答) 徒歩での送迎は、減算の対象にはならない。

#### 厚生労働省Q & A【「平成27年度介護報酬改定に関するQ&A (vol. 2) (H27.4.30)」の送付について】

- (問5) 指定通所介護事業所等の設備を利用した夜間及び深夜の指定通所介護等以外のサービス（宿泊サービス）を連続して利用する場合に、初日と最終日を除き、行き帰りの送迎を実施しないことになるが、送迎減算(47単位×2)と同一建物減算(94単位)のどちらが適用されるのか。  
(答) 同一建物減算(94単位)については、事業所と同一建物に居住する者又は事業所と同一建物から事業所に通う者について適用するものであるため、当該事業は送迎減算(47単位×2)が適用される。なお、初日と最終日についても片道の送迎を実施していないことから、送迎減算(47単位)が適用される。

#### 厚生労働省Q & A【R3.3.26事務連絡「令和3年度介護報酬改定に関するQ&A (Vol. 3) (令和3年3月26日)】】

- (問30) 訪問介護員等による送迎で通所サービスを利用する場合、介護報酬はどのように算定すればよいか。  
(答)
- ・ 送迎については、通所サービスの介護報酬において評価しており、利用者の心身の状況により通所サービスの事業所の送迎車を利用ることができないなど特別な事情のない限り、訪問介護員等による送迎を別途訪問介護費として算定することはできない。
  - ・ ただし、利用者が、居宅から病院等の目的地を経由して通所サービスの事業所へ行く場合や、通所サービスの事業所から病院等の目的地を経由して居宅へ帰る場合等、一定の条件の下に、令和3年度から訪問介護費を算定することができるとする。
  - ・ なお、訪問介護員等により送迎が行われる場合、当該利用者が利用している通所サービスの事業所の従業者が当該利用者の居宅と事業所間の送迎を実施していないため、送迎減算が適用されることに留意すること。

厚生労働省Q & A 【R 6. 3. 15 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)】

(問65) 通所系サービスにおける送迎において、事業所から利用者の居宅以外の場所（例えば、親族の家等）へ送迎した際に送迎減算を適用しないことは可能か。

(答)

- ・ 利用者の送迎については、利用者の居宅と事業所間の送迎を原則とするが、利用者の居住実態がある場所において、事業所のサービス提供範囲内等運営上支障がなく、利用者と利用者家族それぞれの同意が得られている場合に限り、事業所と当該場所間の送迎については、送迎減算を適用しない。
- ・ 通所系サービスである介護予防通所リハビリテーション、療養通所介護においては送迎減算の設定がないが、同様の取扱いとする。なお、小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、指定相当通所型サービスについても同様に取扱うこととして差し支えない。

(問66) A事業所の利用者について、B事業所の従業者が当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎を行った場合、送迎減算は適用されるのか。また、B事業所の従業者が送迎を行う際に、A事業所とB事業所の利用者を同乗させることは可能か

(答)

- ・ 指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。
- ・ 別の事業所へ委託する場合や複数の事業所で共同委託を行う場合も、事業者間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合意のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。また、障害福祉事業所の利用者の同乗も可能であるが、送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに各事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。

※ 令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 3) （令和3年3月26日）問31の修正。

(問67) A事業所の利用者について、A事業所が送迎に係る業務を委託した事業者により、当該利用者の居宅とA事業所との間の送迎が行われた場合、送迎減算は適用されるのか。また、複数の事業所で第三者に共同で送迎を委託する場合、各事業所の利用者を同乗させることは可能か。

(答)

- ・ 指定通所介護等事業者は、指定通所介護等事業所ごとに、当該指定通所介護等事業所の従業者によって指定通所介護等を提供しなければならないこととされている。ただし、利用者の処遇に直接影響を及ぼさない業務についてはこの限りではないことから、各通所介護等事業所の状況に応じ、送迎に係る業務について第三者へ委託等を行うことも可能である。なお、問中の事例について、送迎に係る業務が委託され、受託した事業者により、利用者の居宅と事業所との間の送迎が行われた場合は、送迎減算は適用されない。
- ・ 別の事業所へ委託する場合や複数の事業所で共同委託を行う場合も、事業者間において同乗にかかる条件（費用負担、責任の所在等）をそれぞれの合意のうえ決定している場合には、利用者を同乗させることは差し支えない。また、障害福祉事業所の利用者の同乗も可能であるが、送迎範囲は利用者の利便性を損なうことのない範囲並びに事業所の通常の事業実施地域範囲内とする。

※ 令和3年度介護報酬改定に関する Q&A (Vol. 3) （令和3年3月26日）問32の修正。

## 2 同一建物減算

### (1) 減算の概要

指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物に居住する者又は指定認知症対応型通所介護事業所と同一建物から当該指定認知症対応型通所介護事業所に通う者に対し、指定認知症対応型通所介護を行った場合は、減算となります。

同一建物減算 94単位／日

### (2) 同一建物の定義

認知症対応型通所介護事業所と構造上又は外形上、一体的な建築物を指すものであり、具体的には、当該建物の一階部分に認知症対応型通所介護事業所がある場合や、当該建物と渡り廊下等で繋がっている場合が該当します。同一敷地内にある別棟の建築物や道路を挟んで隣接する場合は該当しません。

また、ここでいう同一建物については、当該建築物の管理、運営法人が当該認知症対応型通所介護事業所（開設法人）の事業者と異なる場合であっても該当します。

### (3) 例外的に減算とならない場合の取扱い

傷病により一時的に送迎が必要であると認められる利用者その他やむを得ない事情により送迎が必要と認められる利用者に対して送迎を行った場合は、例外的に減算対象となりません。

具体的には、傷病により一時的に歩行困難となった者又は歩行困難な要介護者であって、かつ建物の構造上自力での通所が困難である者に対し、2人以上の従業者が、当該利用者の居住する場所と当該指定認知症対応型通所介護事業所の間の往復の移動を介助した場合に限られます。ただし、この場合、2人以上の従業者による移動介助を必要とする理由や移動介助の方法及び期間について、介護支援専門員とサービス担当者会議等で慎重に検討し、その内容及び結果について認知症対応型通所介護計画に記載し、移動介助者及び移動介助時の利用者の様子等について、記録しなければなりません。

### 3 看護職員又は介護職員の人員基準欠如

単位ごとに、人員基準に定める員数の看護職員又は介護職員を置いていない状況で行われた場合、次の月の認知症対応型通所介護費は、利用者全員について所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定します。

#### 基準上必要とされる員数から1割を超えて減少した場合

その翌月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算されます。

##### 【算出方法】

<看護職員又は介護職員>

$$\frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 0.9$$

#### 基準上必要とされる員数から一割の範囲内で減少した場合

その翌々月から人員基準欠如が解消されるに至った月まで、利用者全員について所定単位数が減算されます（ただし、翌月の末において人員基準を満たすに至っている場合を除く）。

##### 【算出方法】

<看護職員>

$$0.9 \leq \frac{\text{サービス提供日に配置された延べ人数}}{\text{サービス提供日数}} < 1.0$$

## 4 定員超過利用に該当する場合の減算

### (1) 減算の概要

単位ごとに、月平均の利用者数が政令市の長に提出した運営規程に定められている利用定員を超えた場合、次の月の認知症対応型通所介護費は利者全員について所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定します。

定員超過利用に対する減算 → 所定単位数の 70／100

### (2) 利用者の数の確認方法 留意事項 第2 1(6)②

利用者の数は、1か月間（暦月）の利用者の数の平均を用います。この場合、1か月間の利用者の数の平均は、当該月におけるサービス提供日ごとの同時にサービスの提供を受けた者の最大数の合計を、当該月のサービス提供日数で除した数となります。（小数点以下切り上げ）

$$\text{サービス提供日ごとの同時にサービス提供を受けた者の最大数の合計} \\ \text{運営規程に定められる定員} < \frac{\text{サービス提供日数}}{\text{サービス提供日数}}$$

### (3) 減算の適用期間 留意事項 第2 1(6)③

利用者の数が、定員超過利用の基準に該当することになった場合は、その翌月から定員超過利用が解消されるに至った月まで、利用者の全員について、所定単位数に100分の70を乗じて得た単位数で算定します。

定員超過利用が解消された場合は、解消されるに至った月の翌月から通常の所定単位数が算定されます。

## 5 高齢者虐待防止措置未実施減算

### (1) 減算の概要

利用者の人権の擁護、虐待の防止等をより推進する観点から、虐待の発生又はその再発を防止するための措置が講じられていない場合に、利用者全員について所定単位数から基本報酬を減算します。

具体的には、高齢者虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催していない、高齢者虐待防止のための指針を整備していない、高齢者虐待防止のための年1回以上の研修を実施していない又は高齢者虐待防止措置を適正に実施するための担当者を置いていない事実が生じた場合、減算となります。

高齢者虐待防止措置未実施に対する減算 → 所定単位数の 1/100

### (2) 減算の適用期間

高齢者虐待防止未実施減算の基準に該当することになった場合は、速やかに改善計画を市長に提出した後、事が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を市長に報告することとし、事が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間にについて、利用者全員について所定単位数から減算します。

厚生労働省Q & A 【R6.3.15 令和6年度介護報酬改定に関するQ & A (Vol. 1)】

(問167) 高齢者虐待が発生していない場合においても、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされなければ減算の適用となるのか。

(答) ・ 減算の適用となる。  
・ なお、全ての措置の一つでも講じられていなければ減算となることに留意すること。

(問168) 運営指導等で行政機関が把握した高齢者虐待防止措置が講じられていない事実が、発見した日の属する月より過去の場合、遡及して当該減算を適用するのか。

(答) 過去に遡及して当該減算を適用することはできず、発見した日の属する月が「事が生じた月」となる

(問169) 高齢者虐待防止措置未実施減算については、虐待の発生又はその再発を防止するための全ての措置（委員会の開催、指針の整備、研修の定期的な実施、担当者を置くこと）がなされない事が生じた場合、「速やかに改善計画を都道府県知事に提出した後、事が生じた月から3月後に改善計画に基づく改善状況を都道府県知事に報告することとし、事が生じた月の翌月から改善が認められた月までの間にについて、入居者全員について所定単位数から減算することとする。」こととされているが、施設・事業所から改善計画が提出されない限り、減算の措置を行ふことはできないのか。

(答) 改善計画の提出の有無に関わらず、事が生じた月の翌月から減算の措置を行って差し支えない。当該減算は、施設・事業所から改善計画が提出され、事が生じた月から3か月以降に当該計画に基づく改善が認められた月まで継続する。

厚生労働省Q & A 高齢者虐待防止措置未実施減算の取扱いに係るQ & A

【R7.1.20 介護保険最新情報vol. 1345】

(問1) 高齢者虐待防止のための研修を年に何回以上行わなければ減算の対象となるか。

(答) 「指定居宅サービス等及び指定介護予防サービス等に関する基準について（平成11年9月17日老企第25号）」等、各サービスの指定基準の解説通知にてお示ししている虐待の防止に係る事項の規定を参照されたい。

なお、研修の回数については、サービスによって回数が異なっており、以下の通り。

- ・ 年に2回以上  
(介護予防) 特定施設入居者生活介護、(介護予防) 認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院
- ・ 年に1回以上

訪問介護、(介護予防) 訪問入浴介護、(介護予防) 訪問看護、(介護予防) 訪問リハビリテーション、通所介護、(介護予防) 通所リハビリテーション、(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、地域密着型通所介護、(介護予防) 認知症対応型通所介護、(介護予防) 小規模多機能型居宅介護、看護小規模多機能型居宅介護、居宅介護支援、介護予防支援

## 6 業務継続計画未策定減算

### (1) 減算の概要

感染症や災害の発生時に継続的にサービス提供できる体制を構築するため、業務継続計画が未策定の際は、基本報酬を減算します。※経過措置期間あり

業務継続計画未策定に対する減算 → 所定単位数の 1/100

### (2) 減算の適用期間

業務継続計画未策定減算については、指定地域密着型サービス基準第37条、第37条の3又は第40条の16において準用する指定地域密着型サービス基準第3条の30の2第1項に規定する基準を満たさない事実が生じた場合に、その翌月（基準を満たさない事が生じた日が月の初日である場合は当該月）から基準に満たない状況が解消されるに至った月まで、当該事業所の利用者全員について、所定単位数から減算します。

なお、経過措置として、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的な計画を策定している場合には、当該減算は適用しないが、義務となっていることを踏まえ、速やかに作成すること

厚生労働省Q & A 【R6.5.17 介護保険最新情報vol.1263 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.6)】

(問7) 業務継続計画未策定減算はどのような場合に適用となるのか。

(答)

- ・ 感染症若しくは災害のいずれか又は両方の業務継続計画が未策定の場合や、当該業務継続計画に従い必要な措置が講じられていない場合に減算の対象となる。
- ・ なお、令和3年度介護報酬改定において業務継続計画の策定と同様に義務付けられた、業務継続計画の周知、研修、訓練及び定期的な業務継続計画の見直しの実施の有無は、業務継続計画未策定減算の算定要件ではない。

(R6.3.15 介護保険最新情報vol.1225 令和6年度介護報酬改定に関するQ&A (vol.1) の内容より修正)

(問165) 業務継続計画未策定減算の施行時期はどのようになるのか。

(答) 業務継続計画未策定減算の施行時期は下記表のとおり。

	対象サービス	施行時期
①	通所介護、短期入所生活介護、短期入所療養介護、特定施設入居者生活介護、地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護、小規模多機能型居宅介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、看護小規模多機能型居宅介護、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、介護予防短期入所生活介護、介護予防短期入所療養介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型通所介護、介護予防小規模多機能型居宅介護、介護予防認知症対応型共同生活介護	令和6年4月 ※ただし、令和7年3月31日までの間、感染症の予防及びまん延の防止のための指針の整備及び非常災害に関する具体的な計画の策定を行っている場合には、減算を適用しない。
②	通所リハビリテーション、介護予防通所リハビリテーション	令和6年6月 ※上記①の※と同じ
③	訪問介護、訪問入浴介護、訪問看護、訪問リハビリテーション、福祉用具貸与、定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護、居宅介護支援、介護予防訪問入浴介護、介護予防訪問看護、介護予防訪問リハビリテーション、介護予防福祉用具貸与、介護予防支援	令和7年4月

※ 居宅療養管理指導、介護予防居宅療養管理指導、特定福祉用具販売及び特定介護予防福祉用具販売には、業務継続計画未策定減算は適用されない。

(問166) 行政機関による運営指導等で業務継続計画の未策定など不適切な運営が確認された場合、「事実が生じた時点」まで遡及して当該減算を適用するのか。

(答)

- ・ 業務継続計画未策定減算については、行政機関が運営指導等で不適切な取り扱いを発見した時点ではなく、「基準を満たさない事実が生じた時点」まで遡及して減算を適用することとなる。
- ・ 例えば、通所介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合（かつ、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画の策定を行っていない場合）、令和7年10月からではなく、令和6年4月から減算の対象となる。
- ・ また、訪問介護事業所が、令和7年10月の運営指導等において、業務継続計画の未策定が判明した場合、令和7年4月から減算の対象となる。

## V 事業所の変更届について

事業所の指定後に、次の各項目に変更があった場合には、原則として、変更があった日から10日以内に変更届の提出が必要となります。

### 1 事業所関係

変更内容	必要書類		備 考
	届出用紙	添付書類	
1 事業所・施設の名称 及び所在地(開設の場所)	別紙様式 第二号(四)		【関連して変更となる可能性がある事項】 ・運営規程 ・事業所の平面図等
2 事業所の平面図 及び設備の概要	参考様式3 参考様式4	・平面図及び設備の概要	
4 事業所の電話、FAX番号	別紙様式 第二号(四)		
5 事業所のレイアウト変更	参考様式3	・図面 ・写真	写真是変更部分のみ

※ 図面・写真是、指定基準上必要とされている設備[事務室、相談室(個室またはパーテーションでプライバシーに考慮されたもの)、会議室]及び外観、事業所入口(写真)を明記・添付すること(変更部分のみ)。

### 2 人員関係

変更内容	必要書類		備 考
	届出用紙	添付書類	
1 事業所の管理者の氏名、 生年月日、住所及び経歴	参考様式2	・管理者の経歴 ・資格員証の写し	<ul style="list-style-type: none"> <li>・管理者が「常勤」であること</li> <li>・管理者が兼務する職種がある場合は、「管理者が当該事業所の他の職務に従事し、又は他の事業所、施設等の職務に従事する職種・勤務時間等」を変更届出書に明記すること。</li> </ul> <p>(管理者の勤務状況がわかる資料(従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表等)の添付でも可とする。)</p>

### 3 営業時間・実施地域・利用料金

変更内容	必要書類		備 考
	届出用紙	添付書類	
1 営業日・時間・実施地域		・運営規程	
2 利用料金 (実施地域外の交通費)	別紙様式 第二号(四)	・運営規程 ・料金表	

#### 4 法人関係

変更内容	必要書類		備考
	届出用紙	添付書類	
1 法人代表者及び役員の交代 (氏名・住所変更を含む)	別紙様式 第二号(四)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書 (謄本)</li> <li>・法人役員名簿</li> <li>・法人代表者等誓約書</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・登記事項証明書(謄本)は原本又は写し</li> <li>・登記事項証明書(謄本)に記載のない役員の交代は登記事項証明書(謄本)不要</li> <li>・氏名・住所変更の場合、法人代表者等誓約書は必要ありません。</li> </ul>
2 法人の住所変更 (転居、住居表示変更)	別紙様式 第二号(四)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書 (謄本)(住居表示変更の場合は市町村発行住居表示変更証明)</li> </ul>	※テ番号を記入
3 法人の名称変更(合併による)	変更ではなく、「廃止」と「新規」の申請になります。		
4 法人の名称変更 〔有限会社から株式会社への変更も含む〕(合併除く)	別紙様式 第二号(四)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書 (謄本)</li> </ul>	
5 法人の電話、FAX番号	別紙様式 第二号(四)		
法人区分 の変更	6 組織変更 株式leftrightarrow合名、合資、 合同	別紙様式 第二号(四)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・法人の登記事項証明書 (謄本)</li> <li>・組織変更計画書</li> </ul>
	7 上記以外		変更ではなく、「廃止」と「新規」の申請になります。

#### 5 運営関係

変更内容	必要書類		備考
	届出用紙	添付書類	
1 運営規程 【変更事項が以下の①～③のいずれかの場合】 ① 従業者(職員)の職種、員数及び職務の内容 ② 営業日及び営業時間 ③ 利用定員／入居定員及び居室数／入所定員	別紙様式 第二号(四)	<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の運営規程</li> <li>・従業者の勤務の体制及び勤務形態一覧表 (標準様式1)</li> <li>・(必要に応じて)資格証の写し</li> </ul>	
2 運営規程 【変更事項が上記の①～③以外の場合】		<ul style="list-style-type: none"> <li>・変更後の運営規程</li> </ul>	

## VI 事業所の指定の更新について

介護保険法等の規定に基づき、事業所指定については6年間の有効期限で指定をしています。有効期限の満了する1か月前までに、指定更新の申請書を提出してください。

なお、厚木市からは有効期限満了に伴う指定更新のお知らせはしませんので、各事業所において、指定の有効期限の確認を行い、期日までに必要な書類の提出をお願いします。期日までに、書類の提出が無い場合には、指定の更新を行うことが出来なくなりますので、十分注意してください。

指定の更新に係る必要な書類については、次のとおりで、各様式については、厚木市のホームページに掲載しています。

更新申請の際は、届出済みの内容から変更がない場合、添付を省略することが可能です。

提出書類	様式	
指定地域密着型サービス事業所指定更新申請書	別紙様式第二号(二)	
申請書付表	付表第二号(四)	
登記事項証明書又は条例等		
従業者の勤務体制及び勤務形態一覧表	参考様式1	
管理者等の経歴 (経歴書及び研修受講修了証の写し)	1 代表者	参考様式2-1
	2 管理者	参考様式2-2
	3 計画作成担当者	参考様式2-3
平面図(建築図面等でも可)及び居室面積一覧表	参考様式3	
設備・備品等一覧	参考様式4	
運営規程		
利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要	参考様式5	
誓約書	参考様式6	
事業運営実績表	参考様式8	
賃貸借契約書の写し又は建物の登記簿の謄本(登記事項証明書)の写し		
建築物等に係る関係法令確認書	参考様式9	
チェックリスト		

### 備考

- (1) 参考様式については、様式に記載されている内容が含まれていれば独自様式での提出ができます。
- (2) 記入欄が不足する場合は、「別添のとおり」と記載し、別に記載した書類を添付してください。
- (3) 指定基準等を満たしているか確認するために、追加で書類提出を求める事がありますのでご了承ください。